

第四次蒲郡市総合計画

(案)

目 次

第 1 編 序論

第 1 章 計画策定の趣旨と視点	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の視点	4
第 2 章 計画の構成と期間	5
1 基本構想	5
2 基本計画	5
3 実施計画	5
第 3 章 計画策定の背景	6
1 社会潮流の変化とまちづくりに求められること	6
2 蒲郡市の特性	9
第 4 章 蒲郡市の主要課題	16

第 2 編 基本構想

第 1 章 まちづくりの基本理念と将来像	21
1 基本理念	21
2 将来都市像	22
3 基本目標	23
4 将来人口	24
5 土地利用の方針	24
第 2 章 施策大綱	25
1 笑顔で安心して暮らせるまちづくり	25
2 賑わいと元気あふれるまちづくり	26
3 安全で快適な魅力あるまちづくり	27
4 美しい自然を未来につなぐまちづくり	29
5 こころ豊かに夢をはぐくむまちづくり	30
6 市民とともに歩むまちづくり	30

第3編 基本計画

総論

第1章 基本フレーム	35
1 人口	35
2 世帯及び世帯人員	35
3 年齢別人口	36
第2章 土地利用構想	38
1 現況と課題	38
2 基本方針	38
第3章 重点施策プログラム	41
1 重点施策プログラムの概要	41
2 重点施策プログラム	42
テーマ1 持続可能な生活環境づくり	42
テーマ2 快適な交流基盤の充実	43
テーマ3 幸せ健康長寿の地域社会づくり	44
テーマ4 地域経済を築く新産業の育成	45
テーマ5 広域協調の推進	46

部門別計画

第1章 笑顔で安心して暮らせるまちづくり	47
1 健康づくり	48
2 地域医療	50
3 子育て支援	52
4 高齢者支援	54
5 障がい者支援	56
6 生活自立支援	58
7 保険・医療費助成	60
第2章 賑わいと元気あふれるまちづくり	63
1 農林業	64
2 水産業	66
3 工業	68
4 商業・サービス業	70
5 新産業	72
6 観光	74
7 競艇	76

8 雇用	80
9 消費者保護	82
第3章 安全で快適な魅力あるまちづくり	85
1 道路	86
2 公共交通	90
3 市街地整備	92
4 住宅	94
5 都市景観	96
6 港湾・海岸	98
7 河川・排水	100
8 消防・救急	102
9 防災	104
10 防犯	106
11 交通安全	108
第4章 美しい自然を未来につなぐまちづくり	111
1 公園・緑地	112
2 自然保全・緑化	114
3 環境保全	116
4 環境衛生	120
5 循環型社会形成	122
6 地球温暖化対策	124
7 水資源	126
8 下水道	128
第5章 こころ豊かに夢をはぐくむまちづくり	131
1 学校教育	132
2 生涯学習	134
3 文化・芸術	136
4 スポーツ	138
第6章 市民とともに歩むまちづくり	141
1 市民協働	142
2 地域コミュニティ	144
3 男女共同参画	146
4 多文化共生	148
5 地域情報化	150
6 広報・広聴	152

7 広域行政	154
8 行政	158
9 財政	162

資料編

資料1 総合計画審議会 開催経過	167
資料2 総合計画審議会 委員	168
資料3 市民ワークショップ調査 結果概要	169
資料4 用語解説	172

第 1 編 序論

第1章 計画策定の趣旨と視点

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和55年3月に基本構想を、昭和59年7月に基本計画を策定して、都市基盤整備や生活環境の改善などの諸施策を計画的に推進して暮らしやすい都市づくりに努めてきました。さらに平成3年3月には第二次総合計画を策定、平成13年6月には第三次総合計画を策定して、時代の変化や国・県の動向を踏まえた新たな時代に対応するまちづくりを進めてきました。

近年では、社会経済環境が大きく変化するとともに、市民のニーズや地域課題が複雑化・多様化する中で、地域の特性に応じた理想社会の実現のため、市民、事業者、行政がともに考え、それぞれの役割を分担しながら質の高いまちづくりを着実に推進していくことが求められています。

また、国では道州制等の導入が検討され、地方分権のあり方が改めて問い直されている今日、本市においても、これまで以上に安定した自立的な行財政運営を進めるとともに、広域的な視点に立ち、行政サービスの効率化・高度化に向けたネットワークの強化を図ることが重要になっています。

そこで、今後の蒲都市の将来展望や市政運営の基本方針を明らかにするとともに、各分野におけるまちづくりを計画的かつ効率的に実行していくための指針として、市の最上位の計画である「第四次蒲都市総合計画」を新たに策定するものです。

2 計画策定の視点

(1) 市民と一緒に実現を目指す計画

蒲都市の目指す将来像や目標、施策や主要事業を分かりやすく体系的に示し、市民と情報共有を行う計画とします。

また、市民と行政が共通目標を持ち、一体となってまちづくりを進めるために、地域自治組織や市民グループの育成・支援を進めるとともに、市民と行政それぞれが果たす役割を明確にして協働のまちづくりを推進します。

(2) 都市としての経済基盤を強くする計画

蒲都市の位置的特性や産業特性、多様な人材を活かして、地場産業の振興や新たな産業の創出・誘致などを図り、地域経済基盤の強化を目指します。

また、ますます厳しくなる財政状況のなかで、サービスの受け手である市民の視点に立って、必要な施策・事業を選択して効率的・効果的なまちづくりを推進します。

(3) 周辺地域との共存・共生を目指す計画

本市及び周辺市町村が、互いに個性ある自立的なまちづくりを進めるとともに、広域連携を通じて、圏域として効率的かつ質の高い行政サービスを展開することを目指します。その中で、職・住や遊・学などの都市機能を備えた本市においては、定住・自立することができる圏域づくりを推進します。

(4) 将来にむけて戦略性の高い計画

都市間の比較分析や市民意識調査等を通じた市民の評価・ニーズなどを踏まえて、本市の強みを積極的に伸ばし、弱みを強みに転換させるための優先的な課題を整理します。

さらに、施策分野を横断するものや、各施策分野で重点とする大きな施策については、「重点施策プログラム」として位置づけて戦略的・重点的に推進します。

第2章 計画の構成と期間

1 基本構想

基本構想は、蒲郡市を取り巻く社会動向や地域の課題などを踏まえて、長期的な視点から本市のまちづくりの方向と基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの施策の大綱を定めます。目標年次は、平成32年度（2020年度）とします。

2 基本計画

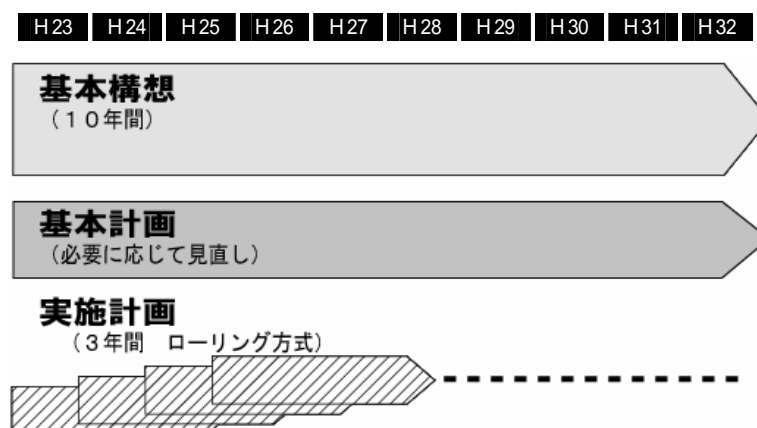
基本計画は、基本構想で示された将来目標の達成を目指して、分野別にまちづくりの施策の大綱を具体化、体系化したものです。

平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した分野ごとの目標や施策を、毎年度の行財政の範囲で確実に実施していくため、向う3カ年の間に行政の各部門が展開する施策や具体的事業を明らかにするものです。なお、実施計画は、毎年見直すローリング方式を採用するため、別冊として扱います。

計画の期間



第3章 計画策定の背景

1 社会潮流の変化とまちづくりに求められること

21世紀が10年を経過し、グローバル化や高度情報化がますます進むとともに、我が国特有の課題として少子高齢化が急速に進んでおり、将来への見通しが非常に難しい時代になっています。

これからの蒲郡市のまちづくりの方向を考える上で、本市を取り巻く社会全体の変化や名古屋大都市圏の動向を注視しながら、それらに的確に対応したまちづくりのあり方を検討することが必要です。

(1) 人口の減少、少子高齢化の進展

我が国では、平均寿命が延びる一方で、女性の社会進出や未婚者の増加等を背景に少子化が進行し、本格的な人口減少期に入っています。比較的人口が伸びてきた名古屋大都市圏も例外ではなく、徐々に人口減少に転じる市町村が増えています。

これに伴って、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となるとともに、出生率の低下の歯止めが難しく少子化がさらに進む厳しい事態に直面しています。そのうえ、各家庭の世帯分離が進んでおり、高齢単身世帯や高齢世帯も増加しつつあります。

少子高齢化により、社会全体の活力が低下することや、産業や消費の低迷などが懸念されています。これに伴い、一人ひとりの健康の維持増進を図るとともに、子どもを安心して生み育てることができ、高齢者が安心して住み続けることができるまちづくりがますます求められます。

(2) 経済のグローバル化と情報化の進展

平成20年秋からの世界的な金融危機で日本の景気が急速に悪化したことなどにみられるように、世界との経済の結び付きが深まってきています。また、インターネットの普及に代表されるように、世界との情報交流はますます盛んになり、様々な面でグローバル化が進んでいます。

中部圏において我が国有数の集積を誇る製造業についても、競争力を強化するために工場の国際展開を加速する可能性があります。このため、国内においては付加価値が高い研究開発部門などの強化が必要です。

日常生活では、世界各地との観光や仕事、就学などでの往来が拡大するとともに、在日外国人が身近な地域で増えていくことが予想されます。市民一人ひとりの国際感覚を醸成し、多文化共生によるコミュニティのあり方などについて考えていく必要があります。

(3) 安全・安心な暮らしへの備え

国内外で大規模な災害が多く発生する中、本市を含む東海地域においても、東海・東南海地震の発生が懸念されています。市民の生命と暮らしの安全を確保するための災害対策として、市民・地域・行政の自助・共助・公助による対応が求められています。

犯罪の増加や凶悪化、高齢者や子どもなど弱者を狙った犯罪なども増えており、犯罪に対する不安が高まっています。地域における近隣関係の希薄化が進む中、安全で安心なまちづくりに向けて、地域住民や関係機関の連携・協働による地域防犯対策などの安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

近年では、医師・看護師不足や病床閉鎖などにより、特に地方においては、必要な医療がすぐに受けられないなどの問題がより深刻になっており、地域医療を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあります。患者本位の質の高い医療サービスを実現することが求められます。

(4) 地球環境問題と地域での環境共生

地球の温暖化やオゾン層の破壊、気候変動の問題への対処をはじめ、生物多様性の保全など、地域環境問題について国際社会が連携して取り組む動きが盛んになっています。

一方、住民も省エネルギー・省資源や廃棄物の排出を少なくする行動や環境学習に取り組んできており、環境にやさしいライフスタイルが定着しつつあります。また、企業も省エネルギー・省資源、あるいは廃棄物を出さないゼロエミッションの取り組み、新エネルギー開発など環境関連ビジネスへの参入にも力を入れてきています。

このように、地域経済やまちづくりにおいては、地球環境問題を踏まえた環境への配慮が不可欠な視点となっています。

(5) 成熟社会の進展と格差社会の問題

国際的に見て豊かな社会になった我が国では、今後はこれまでのような大きな経済成長は期待できず、社会も比較的安定している成熟社会になっています。人々は多様な価値観を持ち、ライフスタイルや家族の形態も多彩になっています。

これに伴い、ボランティアなど社会貢献活動に生きがいを見出す人や自己実現型の生涯学習を楽しむ人など、地域づくりの担い手として活躍する人々がますます増えてくることが期待されます。

団塊の世代のリタイアを高齢化の進展といったマイナス面で捉えるのではなく、豊かな知識や経験を活かして文化面、社会貢献活動、消費などをけん引する担い手としての力を引き出していくプラスの視点が求められます。

一方、企業の雇用力低下や非正規雇用の増加などから雇用の不安定化が進み、所得格差の拡大など格差社会の進展が懸念されます。低所得者層が安心して生活することができるようにセーフティネットの構築が必要です。

(6) 子どもを取り巻く社会環境の変化

子どもへの地域や家庭における教育力が低下していることや、社会全体のモラルの低下などが要因となり、「いじめ」「不登校」「児童虐待」などの問題が深刻化しています。

子どもが凶悪犯罪に巻き込まれることや少年犯罪の凶悪化や低年齢化がみられること、そして所得格差の拡大に伴い教育格差が顕著になっています。総じて、子どもが将来に対する夢や希望を抱きにくい社会になっていることも否定できません。

国や地域の次代を担うのは子ども達であり、地域全体で子どもを育て、社会のモラルを高め、向上心やフロンティア精神を持つことが必要です。

(7) 地域社会の再生と協働の推進

ボランティア活動が盛んになる一方で、社会全体ではモラルの低下や責任感の欠如も問題であり、地域生活をみんなで営む意識が薄れています。このため、地域の教育力、防犯力や防災力、ひいては地域社会の自立性が低下することが懸念されています。

地域に身近な問題はできるだけ地域自身が解決していくことが基本です。そのためには、豊かな人間関係で結ばれた地域社会を築くことが必要です。このことは、地域で支え合い、懸念される災害や犯罪等への備えをして安心して暮らし続ける上での大きな課題となります。

地域活動の重要性を見直して地域の再生を目指すことやNPOなど市民活動とも連携して新たな地域力を養うこと、市民と行政が協働による取り組みを充実して自治体を支えていくことも課題です。

(8) 都市間競争の激化と広域都市戦略

少子高齢社会の進展や高速道路といった交通基盤の充実などを背景にして、居住の誘導や企業誘致、観光客の誘致に際しては、名古屋大都市圏内でも都市間競争が激しくなっていくと考えられます。

大都市圏内でも市町村合併が進み自治体の規模が大きくなり、それぞれの地方自治体は今まで以上に地域経営に力を入れています。

こうしたなかでは、都市づくり・まちづくりにはますます個性が必要になり、個性を活かしながら他の都市との連携を強化することや、役割分担を積極的に提案することも必要です。

(9) 自立と分権型社会の形成

我が国は世界有数の経済大国となり中央集権型の行政システムから、住民ニーズに的確に対応し個性豊かなまちづくりを進めやすくするために地方分権の推進が必要になってきました。

今までは、どちらかといえば国が中心となって地方分権のための改革を進めてきましたが、今後は地方自治体が積極的に地方分権を担っていく取り組みが必要です。

このため、地方自治体においては財政基盤を強化することや、限られた財源を効果的に活用するためにまちづくりへの選択と集中を行うこと、職員の資質や政策形成能力の向上などが急務になっています。

2 蒲郡市の特性

(1) 蒲郡市の概況

蒲郡市は名古屋からおおむね 50 k m 圏内で大都市圏の一翼を成しています。また、本市は大都市圏の中では海・山の自然が豊かで、三河湾沿岸に快適に暮らすことができる市街地を形成するとともに、古くから漁港が開け、海の玄関口である蒲郡港を有しています。

このような恵まれた位置的条件や自然を背景として、産業面については農林漁業から工業、商業、観光までの多様な事業が営まれているという特徴があります。

位置

本市は、名古屋を中心とする大都市圏の南東部に位置しており、J R 名古屋駅までは約 40 分と至便です。さらに、鉄道に加えて、国道 23 号などの幹線道路で諸都市と結ばれ、東三河の中心都市である豊橋市にも近い位置です。また、東名高速道路音羽蒲郡インターチェンジまで自動車専用道路で直結されており、伊勢湾岸自動車道の整備により中部国際空港へのアクセスが良好になっています。

また、本市は全国の中央の位置にあるともいえ、東京と大阪を結ぶ東西軸の上であり、かつ、蒲郡港は本市のみならず、自動車産業の一大集積地である三河地域の玄関口にもなっています。

自然的条件

本市は、北と東西の三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、三河湾国立公園の中心地です。また、本市は知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾の奥に位置しており、海の観光の玄関口でもあるといえます。

気候は温暖であり、降雪しても積もることはほとんどなく、降雨も比較的少なく雨の日は年に 10% 程度です。

まちの形成

本市は 47 k m に及ぶ三河湾の海岸線を有しており、古くは漁村が点在して発展し、現在では J R 東海道本線や名鉄蒲郡線を軸としてまとまった市街地を形成しています。市街地からは海・山の自然や景勝を臨むことができます。

地場産業として織物・繊維ロープ工業が発展したため、住宅と工場の混在が目立つのが特徴ですが、近年では蒲郡駅周辺で土地区画整理事業、市街地再開発事業を進めてきており、都市としての風格を高めてきています。

産業

産業の歴史では、温暖な気候を活かしたフルーツ栽培が盛んであり、特に「みかん」の生産では有名で、ハウスみかんについては全国有数の生産量を誇ります。それと同時に、海や温泉などの独自の資源を活用した観光産業も、古くから本市の発展を支えてきました。

また、本市は織物・繊維ロープ製造業が発展し、昭和 40 年代には工業製造出荷額のうち、80%近くを占めていました。その後は繊維関連の比率も低下しましたが、繊維ロープ製造業界においては日本一の生産量を誇っています。また、自動車関連の製造業、水産加工業をはじめとする食料品製造業の集積が高くなっています。

さらに本市は、眼科用医療機器、光学機器、ロボット装置などの省力化機械、界面活性剤の製造や人工歯、人工眼・培養皮膚・軟骨の製造や研究を進める最先端企業が立地しています。

商業は駅前の商店街が活動しており、市街地内や近隣地域に大規模小売店も立地しています。

観光資源

本市には自然資源を活用した、山々を結ぶ三ヶ根スカイラインや、海岸沿いにヨットなどのマリンスポーツ拠点、テーマパークであるラグーナ蒲郡などの観光地、三谷温泉、蒲郡温泉、形原温泉、西浦温泉の 4 つの温泉地を持っています。また、本市はアメリカスカップへ平成 12 年までの 3 回にわたり挑戦した日本代表チームのニッポンチャレンジの基地となっていたことから、マリンスポーツのメッカとしても有名になりました。

また、土産物として海の幸や農産物をはじめ、工業製品も開発されており、蒲郡ブランドが形成されつつあります。平成 17 年には蒲郡市議会において「観光交流立市」の宣言が議決され、観光振興に一層力を入れています。

歴史・文化

本市の魅力ある自然や風土は、平安・鎌倉時代の歌人や、ノーベル文学賞を受賞した川端康成など、様々な文人達に愛されてきました。また、固有の歴史文化に触れることのできる蒲郡市博物館や生命の海科学館、海辺の文学記念館などの文化施設も充実しています。

三谷祭りなどの伝統文化をはじめ、本市には神社や仏閣も多く、国指定の勝善寺の梵鐘、清田の大クス、竹島八百富神社社叢などをはじめ、県、市指定の文化財も数多く残されています。

このような歴史・文化を大切に保存・継承するとともに、短歌・俳句の普及など伝統芸能の継承にも力を入れています。

(2) データからみた蒲郡市の特性

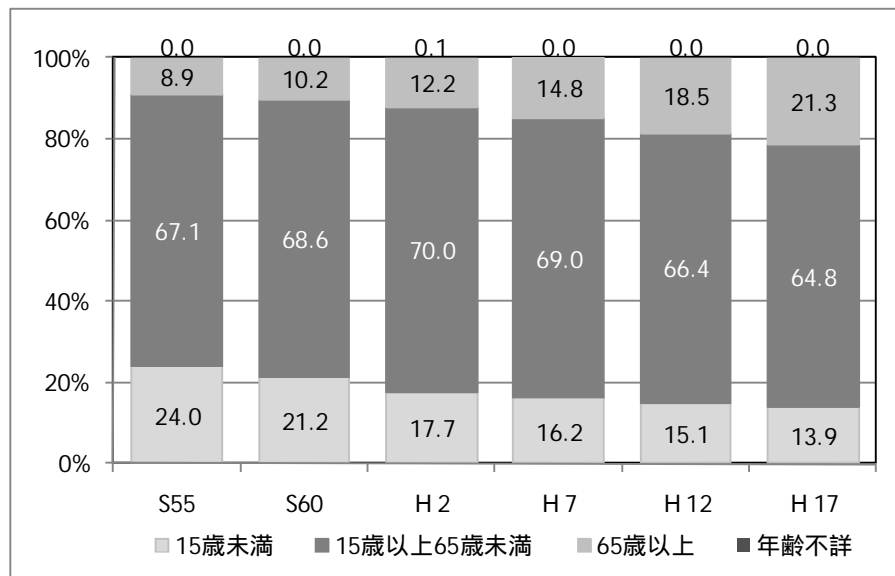
人口・世帯数

本市では人口減少及び核家族化が進むとともに、愛知県平均を上回るペースで高齢化が進展するなど、地域の活力が減退傾向にあります。

蒲郡市の人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

年齢3区分別人口構成比の推移

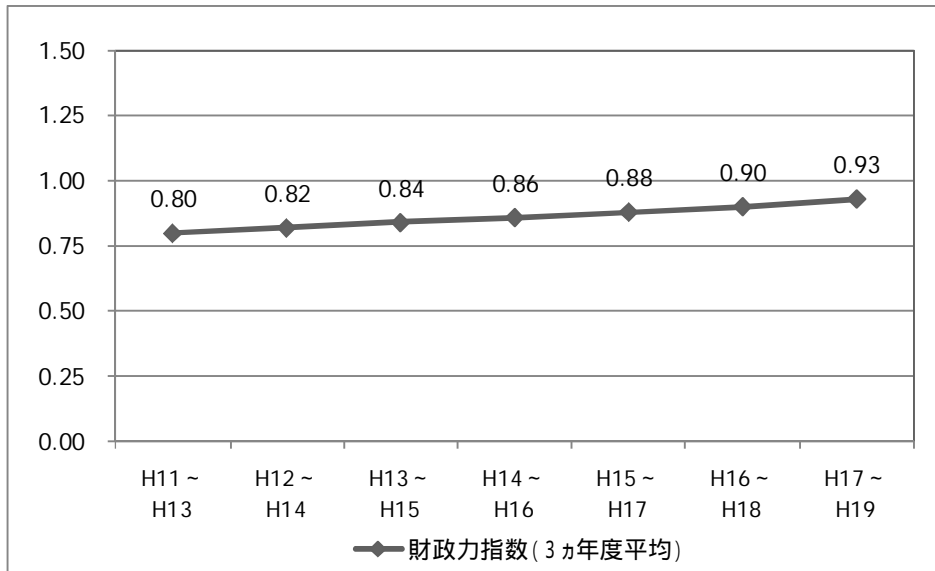


出典：国勢調査

行財政運営

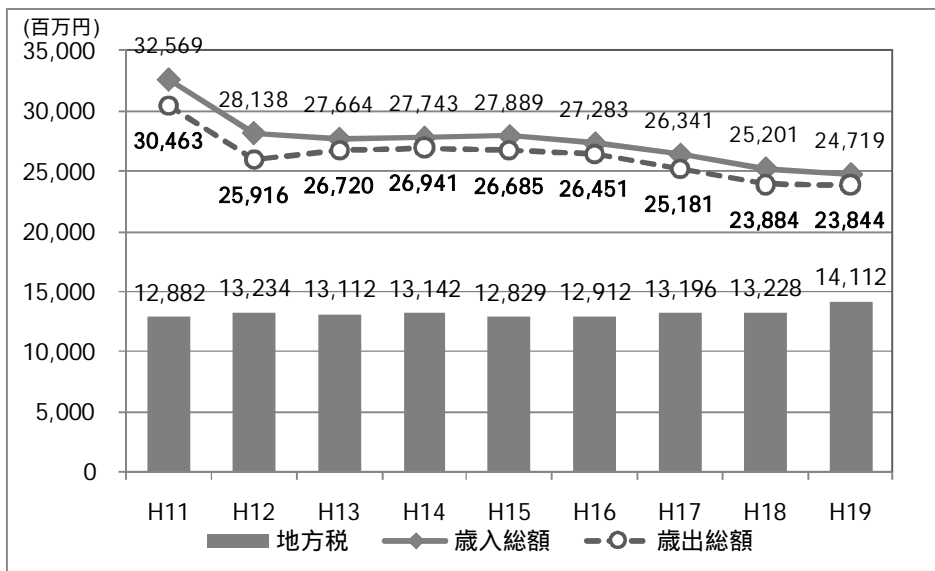
財政力指数は平成 8～11 年度以降着実に向上しており、行財政運営の効率化が進められているものの、平成 19 年度一般会計の歳入歳出総額はいずれも平成 11 年度と比べて約 2 割減少しており、依然として厳しい財政状況にあります。

財政力指数（3カ年度平均）



資料：地方財政状況調査

歳入歳出決算額の推移



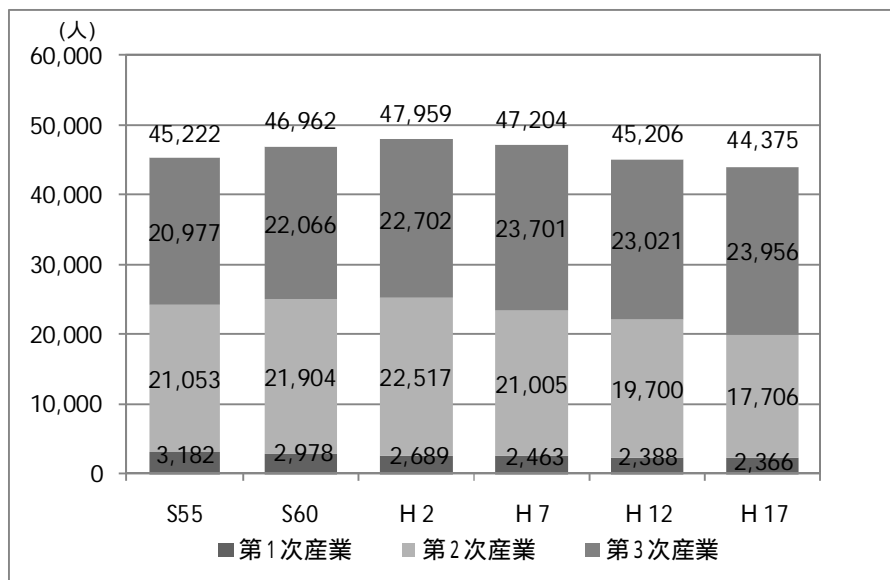
資料：市町村行財政のあらまし

財政力指数・・・普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。ある自治体について、「標準的な税制のもとでの歳入が標準的な歳出を賅える比率」を過去3年間平均したものです。

産業

平成2年をピークに就業者数は減少傾向にあるものの、市内総生産額は、平成8年度以降、増減を繰り返しながら推移しており、平成18年度には2,634億円となっています。

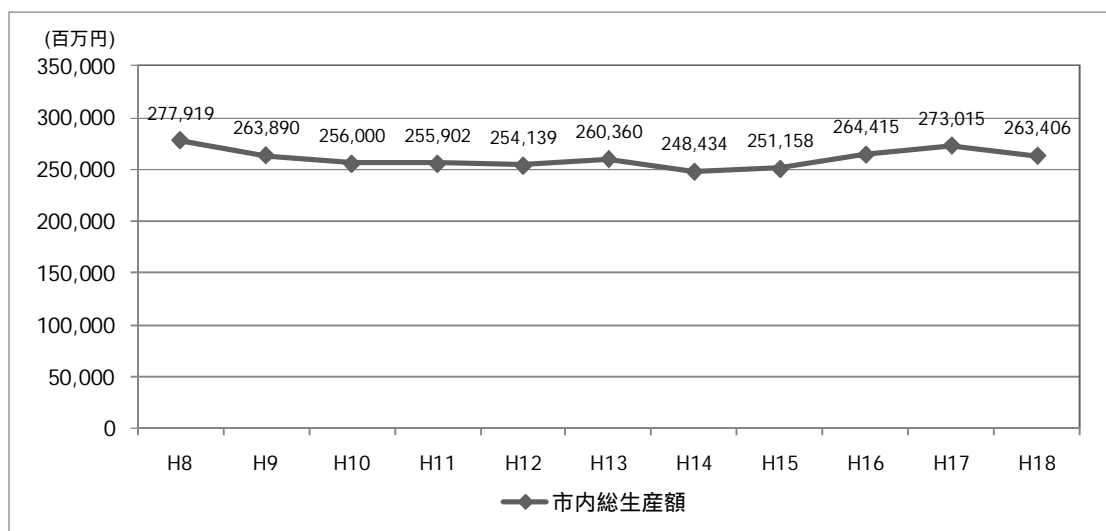
産業別就業者人口の推移



出典：国勢調査

第1次産業は「農業」「林業」「漁業」、第2次産業は「鉱業」「建設業」「製造業」、第3次産業は前記以外の産業をさす。

市内総生産額の推移



出典：愛知県統計年鑑

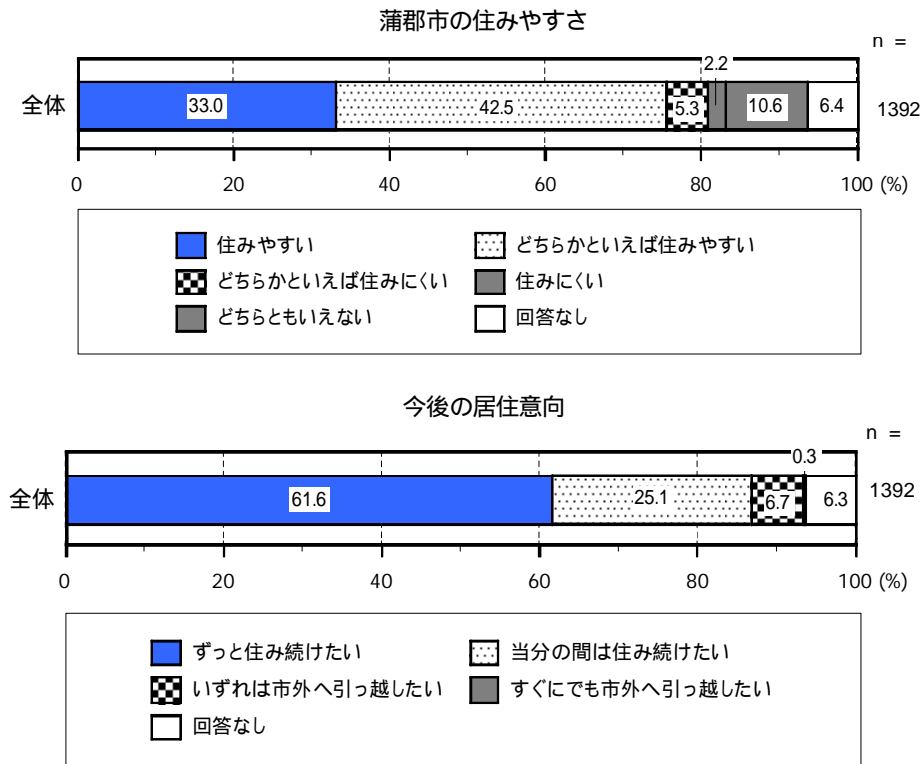
市内総生産額：1年間に市内の経済活動によって新たに生み出された付加価値。産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済活動によって生み出された生産額の合計から帰属利子等を控除したもの。

(3) 市民意識

平成21年11月に18歳以上の蒲郡市民3,000名を対象にして実施したアンケート調査の結果をもとに、現在の蒲郡市の住みやすさや今後のまちづくりの将来像、各種施策の満足度や重要度など、今後のまちづくりに対する市民の意識やニーズを整理しました。

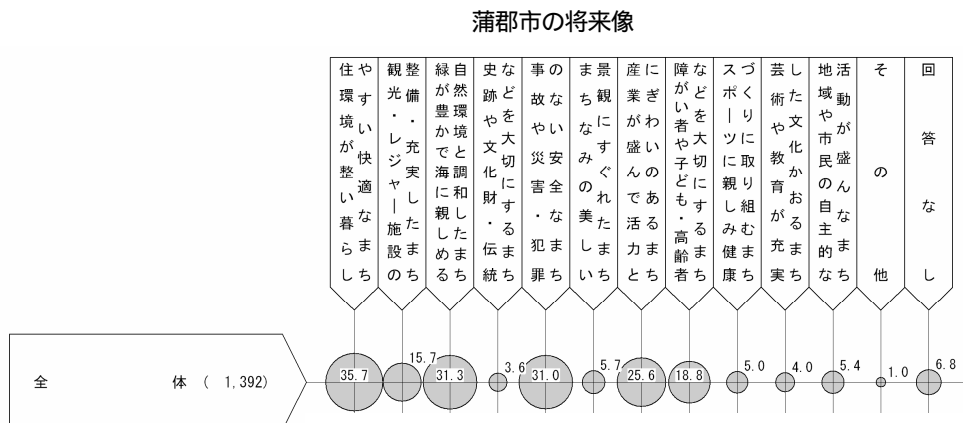
まちの住みよさと今後の居留意向

約8割弱の方が住みやすいと評価しており、また、約9割が今後も住み続けたいと考えています。



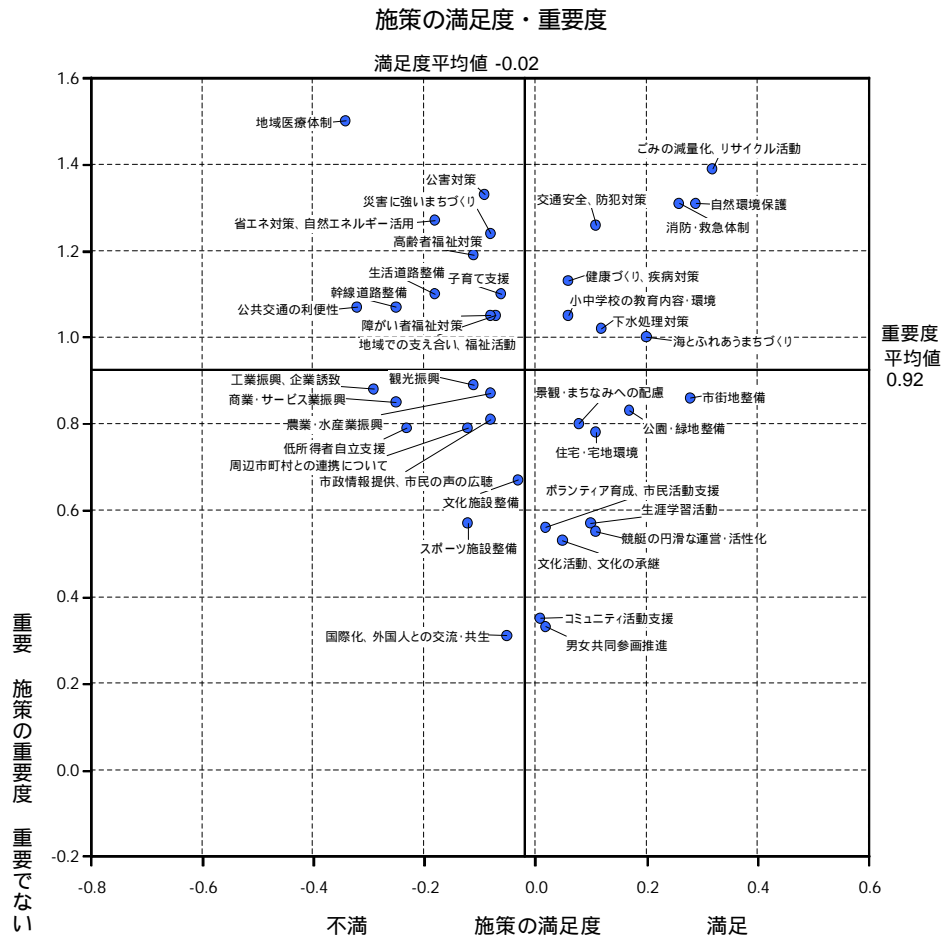
まちの将来像

「住環境が整い暮らしやすい快適なまち」、「緑が豊かで海に親しめる自然環境と調和したまち」、「事故や災害、犯罪のない安全なまち」、「産業が盛んで活力と賑わいのあるまち」など、安心して暮らすことができる環境や自然を重視する将来像が示されています。



施策の満足度と重要度

今後のまちづくりにおいて優先度が高い（重要度が高く満足度が低い）項目として、「地域医療体制」や「高齢者福祉対策」「子育て支援」など、医療や福祉にかかわる項目、「省エネ対策、自然エネルギー活用」「公害対策」など、環境にかかわる項目、「公共交通の利便性」「幹線道路整備」など交通環境にかかわる項目などがあげられています。



第4章 蒲郡市の主要課題

(1) 安心して暮らし続けられること

医療・福祉需要は今後もますます増加し、それに伴う人材や事業者の育成、体制づくりが必要であり、蒲郡市民病院の経営安定化と福祉基盤の充実が大きな課題です。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせることができるように、高齢者や障がい者が地域で自立した暮らしができる環境づくりを進めることが課題です。

仕事と子育ての両立ができるように子育て支援のサービスを充実することや、地域が一体となって子どもを産み育てやすい環境をつくるのが課題です。

(2) 安全で便利に暮らし続けられること

大規模な地震や臨海部での水害などの災害に対する不安が高まっており、地域が災害に備えることや、災害に対して強じんな家屋や地域をつくるのが課題です。

犯罪者に狙われない環境や、交通事故がない安全な環境づくりを地域が一体となって進めるのが課題です。

鉄道の利用促進とともに市内と鉄道駅を結ぶ公共交通の確保、安全な生活道路の整備など、便利に暮らすことができる基盤づくりが課題です。

(3) 個性を活かして産業の活力を高めること

蒲郡市の特色である観光資源、港湾などの基盤を活かした産業振興や、市内の先端企業を支援して産業集積を育成すること、居住地に身近な生活サービス業を振興することなどによる雇用力の向上と地域経済基盤の強化が課題です。

経済環境の変動に大きく左右されないように、農漁業を活かして農商工や観光が連携した取組を進めることや、地域資源と人材を活かして観光コンベンション関連の新産業を創出することが課題です。

ものづくりの中心である中部圏の活性化のため、港湾の整備や道路基盤の充実が課題です。

(4) 海・山の環境と調和して持続性を高めること

市民や事業者の環境意識を高めて、低炭素社会の実現に向けて環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の普及を図ることが課題です。

蒲郡ならではの海、山の恵まれた自然や水質などの自然環境を保全するとともに、市街地を有効に活用して、自然豊かな環境都市を形成することが課題です。

身近な公園緑地や親水空間を整えて、市民が快適に憩うことができ、観光客にも安らぎをもたらすような美しい都市や自然景観を形成することが課題です。

(5) 独自の地域文化を守り育てること

有形無形の文化財や伝統的な生活文化など、自然の恵みを受けて育まれてきた蒲郡市の固有の歴史・文化遺産の価値を見つめ直し、市民の共有財産として大切に守り育てることが課題です。

本市に残る貴重な文化資源を再構築することで新たな文化を創造し、本市自体の持つ活力と魅力の底上げを図り、歴史と伝統文化に基づいた品格ある文化都市としてのブランドを確立することが課題です。

(6) 自ら学び地域で活躍する人材を育むこと

学ぶ意欲が高く思いやりがある教育を進めるとともに、地域と家庭、学校が一体となって、次代の蒲郡を担う子ども達を教育育てることが課題です。

市民が生涯にわたる学習や文化・スポーツ活動にいそしむことや、ボランティアなどの社会貢献活動への参加を促すことが課題です。

地域社会において豊かな人間関係を築き、お互いに支え合い、快適に住み続けることができる環境をつくるために、コミュニティ活動の活性化を図ることが課題です

(7) 参加と協働により自立を目指すこと

蒲郡市の人材や地域資源を有効に活用するために、市民、事業者、行政が共通目標を持ち協働でまちづくりを進めることが課題です。また、市民が性別や年齢層、国籍などにとらわれずお互いを尊重してともに地域社会を築いていくことが課題です。

健全な財政運営を目指して行財政運営の一層の効率化と安定的な財源の確保を図るための都市経営の強化が課題です。

第 2 編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

1 基本理念

本市は、美しい三河湾とともに歩みながら、その多様な恵みを活かして独自の文化や産業を創り上げ、豊かな地域を築き上げてきました。

今後も、市民一人ひとりがこうした地域の資源に誇りと愛着を感じるとともに、市民・事業者・行政の協働を通じて地域の魅力をさらに高めながら、蒲郡ならではの強みを活かした特色のあるまちづくりを推進していくことが求められます。

そこで、第三次総合計画で示された基本理念を継承しつつ、第四次総合計画の基本理念を新たに以下のように定めます。

人と自然の共生

人と自然の共生により
持続可能性を高める

安全・安心・快適

快適な環境をつくり
安全・安心に住み続けられる

人づくり

市民が主役となって活躍して
人とまちが輝く

明るく元気

一人ひとりが明るく元気に
前向きな気持ちで生活する

協働・交流

市民・事業者・行政が協働して
新たな魅力を育み交流を活発にする

2 将来都市像

三河湾などの豊かな自然の恵みを活かして、先人達が積み重ねてきたまちづくりの成果を大切に守るとともに、それらを今後とも継承・発展させ、蒲郡市に暮らす一人ひとり市民が“住んでよかった”“住み続けたい”と思えるような誇りと愛着の持てるまちを育んでいくため、基本理念を踏まえて、本市が目指す10年後の将来都市像を

三河湾に輝く 人と自然が
共生するまち 蒲郡

と定めます。



キーワード

【三河湾】蒲郡市の魅力である海、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしてくれる海

【輝く】蒲郡らしさが発揮されて、個性ある魅力が明るく元気に輝きを放つ様子

【人】蒲郡市に暮らし活動する市民・事業所・行政など、まちづくりの主役となる様々な担い手

【自然】国定公園、山、温泉、緑、食、水、温暖な気候など蒲郡の独自の自然資源

【共生】相互の立場や特性を尊重し、ともに生かしあう持続可能な関係

「人と自然の共生」とは

これからの蒲郡市における持続可能な暮らしを育むために、環境や産業をはじめ、生活基盤、文化・教育、福祉、子育てなどの様々な分野において、誰もが身近な自然環境と共生し、その恵みを生かしていくことが重要であるとの考え方を表しています。

3 基本目標

将来都市像を実現するため、まちづくりの柱として、次の6つの基本目標を掲げます。

基本目標1 笑顔で安心して暮らせるまちづくり

少子高齢社会に対応していくため、健康づくり、地域医療、福祉を充実し、生涯を通じて健康な生活を送ることができるようにしていくとともに、地域で互いに助け合い、支えあう福祉社会の実現に向けたいきいきと笑顔で暮らせる健康・福祉のまちづくりを目指します。

基本目標2 賑わいと元気あふれるまちづくり

農業、水産業、商工業、観光の振興を図るとともに、各産業間の連携強化、付加価値の向上など、地域の特色や資源を活かした活力あふれる地域産業の振興や、オンリーワンの新たな産業の創出を図り、活力をともに生みだすまちづくりを目指します。

基本目標3 安全で快適な魅力あるまちづくり

市民の生活や地域経済の発展を支えるため、良好な市街地整備や道路・交通ネットワーク、港湾の充実を図るとともに、より快適な暮らしを実現するための生活基盤の整備を進め、住みよい暮らしを支えるまちづくりを目指します。さらに、災害に強いまちづくりや交通安全・防犯対策の強化に努めるなど、安全で快適なまちづくりを目指します。

基本目標4 美しい自然を未来につなぐまちづくり

身近な自然環境を保全しつつ、ごみの減量や分別収集による資源の有効利用と環境美化の推進により、環境に負荷を与えないまちづくりを目指すとともに、公園・緑地の整備や循環型社会の形成などにより、誰もが自然を活かした潤いのあるまちづくりを目指します。

基本目標5 こころ豊かに夢をはぐくむまちづくり

子ども達の個性や生きる力を育む学校教育や、生涯学習・スポーツの充実に努めるとともに、本市の伝統・文化の大切さを伝えることにより、我がまちに愛着と誇りの持てる次代を担う人材や、心豊かな人を育むまちづくりを目指します。

基本目標6 市民とともに歩むまちづくり

市民の多様なニーズに対応したまちづくりを進めていくため、地域コミュニティの活性化やボランティア活動の促進、市民の自主的なまちづくり活動の促進を図ります。

また、多文化共生や男女共同参画社会の実現、市民活動の充実など、市民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

これらの施策を実現するため、より適正な行財政運営を推進します。

4 将来人口

本市の人口は、少子高齢化によって減少が続いており、将来人口推計によると平成 32 年には約 78,000 人まで減少していくことが予測されています。そこで、子育て環境の充実や良好な住宅地の確保、新産業の育成・誘致による雇用の確保、教育環境の充実など、出生率の向上や人口の流入・定住を促す施策を展開し、現在の人口を極力維持することを目指します。

したがって、本計画の目標年次における将来人口を以下のように設定します。

【平成 32 年(2020 年)】
将来人口 80,000 人

詳細については、基本計画総論「基本フレーム」に掲載

5 土地利用の方針

本市は、三方を山に囲まれており、市内を東西に抜ける主要道路である国道 23 号、国道 247 号や、南北をはしる国道 473 号などが、いずれも市街地中心部に集中しており、通過車両による交通渋滞が慢性化しています。鉄道は JR 東海の東海道新幹線、東海道本線が市内を東西に抜けるほか、蒲郡駅から吉良吉田方面へ結ぶ名鉄蒲郡線の計 3 路線があり、鉄道による交通利便性は高くなっています。

今後は、国道 23 号バイパス(蒲郡バイパス)や国道 247 号中央バイパスなどの完成などにより、市内の交通渋滞を緩和し、市民生活や産業経済活動の活性化を図ることが求められます。

こうしたなか、土地利用については本市の地域特性に配慮し、優良農地や森林などの保全を図るための自然的土地利用と、各種の都市機能や産業の集積・誘導を図るための都市的土地利用の両面をバランスよく展開する必要があることから、次の視点に基づき、計画的な土地利用を進めます。

土地利用の視点

- 1 安全に安心して暮らし、活動することができる良好な生活環境を形成する
- 2 本市の魅力である恵まれた自然環境と都市機能の調和を図る
- 3 来訪者が本市の魅力を快適に楽しむことができる交流機能の充実を図る
- 4 新たな活力を生み出すための良好な産業・業務機能の充実を図る
- 5 広域連携をささえる質の高い都市基盤を整備する

詳細については、基本計画総論「土地利用構想」に土地利用計画図とともに掲載

第2章 施策の大綱

1 笑顔で安心して暮らせるまちづくり【健康・福祉】

(1) 健康づくり

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を実現することができるように、生活習慣病や感染症の予防、健康づくりなどの市民主体の生活改善活動の支援、子育て支援、母子保健の充実、食育の推進、こころの健康づくりなどの取組を推進します。

(2) 地域医療

市内において日常的に十分な医療サービスを受けることができるように、地域医療体制の充実を図るとともに、かかりつけ医制度の促進や救急医療体制の充実、さらに基幹病院として市民病院の経営の健全化や医師・看護師の確保などの取組を推進します。

(3) 子育て支援

子育ての悩みを解消して安心して子育てできる環境を整えるために、子育て家庭の支援、保育施設の整備や特別保育など保育サービスの充実、地域ぐるみによる子ども達の健全育成、ひとり親家庭の自立支援などの取組を推進します。

(4) 高齢者支援

高齢者が住み慣れたまちで安心して元気に暮らせるように、在宅福祉サービスの充実や、家族介護の支援、地域福祉活動の充実、介護予防や健康づくり、就労支援や生きがいづくり支援、社会活動参加支援などの取組を推進します。

(5) 障がい者支援

障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、相談支援や情報提供、権利擁護などの充実を図るとともに、障がい者に対する医療費助成、居住の場の確保の支援、障害福祉サービスや地域生活支援、就労支援の充実などの取組を推進します。

(6) 生活自立支援

日々の生活に不安を感じている生活困窮者の自立を支援するために、生活保護制度の的確な運用を図るとともに、関係機関との連携を通じて支援体制や相談窓口の充実などを図り、生活と就労の両面から支援するための取組を推進します。

(7) 保険・医療費助成

疾病の早期発見と治療を促すとともに、誰もが安心して医療を受けられるように国民健康保険事業や医療費助成制度等の周知と適切な利用を促し健全な運営を図るとともに、介護保険事業、国民年金制度についても、その周知と適切な利用の啓発を図ります。

2 賑わいと元気あふれるまちづくり【産業】

(1) 農林業

安全・安心な食生活に資する農業の振興を図るために、付加価値の高い品種の栽培、地産地消の促進、新たな担い手の育成、ほ場整備や農地の集積などによる効率的な営農環境の整備などを進めるとともに、林業については、森林資源の保全、鳥獣被害の対策などの取組を推進します。

(2) 水産業

魅力ある水産業の育成にむけて、加工・販売などを含む事業の高付加価値化、稚魚の放流などの育てる漁業の振興、旅館や飲食店との連携による特産の漁獲物を使った料理の開発と地域ブランド化、後継者の確保などの取組を推進します。

(3) 工業

新たな企業誘致を図るために、工業用地等の基盤整備、企業立地の優遇制度の創設などを進めるとともに、既存企業の活性化にむけて、経営診断や商工業振興資金の融資制度などの活用促進、産学官や異業種交流等による新技術・新製品開発、経営の近代化・強化などの取組を推進します。

(4) 商業・サービス業

蒲郡駅を中心とした市街地と商業基盤の整備を一体的に進めて中心市街地活性化を図るとともに、地域の特徴を活かした商店街づくり、個店に対する経営相談、各種融資制度の利用促進、後継者の育成、空き店舗を活用した新規の出店支援などの取組を推進します。

(5) 新産業

蒲郡独自の新産業の創出にむけて、繊維製品の高付加価値化、農産・水産品を活かした地域ブランドの推進、企業の研究開発支援による新商品や技術開発の促進、産学官の共同研究、農商工の連携促進、先端技術を有する先進企業の積極的な誘致などの取組を推進します。

(6) 観光

観光交流立市宣言を踏まえて特色ある観光地づくりを進めるために、海岸線等を活かした特色ある観光コースの整備、農工商などと連携した観光振興、ボランティアガイドなどの観光まちづくりへの市民参加の促進、観光事業者の育成などを進めるとともに、修学旅行やコンベンションなどの誘致、外国人観光客の受入体制の整備、情報発信の強化などの取組を推進します。

(7) 競艇

売上を伸ばして市の財源を確保するため、安全で快適なアミューズメント施設の形成に向けた施設の整備及びメンテナンスの向上、警備体制の強化などを進めるとともに、開催経費の削減、民間委託や人件費の削減などの競艇事業の合理化に向けた取組などを推進します。

(8) 雇用

企業の事業拡大などを支援して雇用の場の拡大を図るとともに、女性、高齢者、障がい者等の雇用拡大、若者の就業支援、仕事と生活の両立を図りやすい環境づくり、関係機関と連携による相談体制の充実、勤労者の退職後の生活安定の支援、余暇活動の機会の提供などの取組を推進します。

(9) 消費者保護

消費生活に関する情報提供や相談体制、消費者被害の救済を図るとともに、消費教育を通じた賢い消費者や消費者保護団体の育成、多重債務の予防、関係機関との連携による多重債務の救済などの取組を推進します。

3 安全で快適な魅力あるまちづくり【都市基盤・安全】

(1) 道路

交通渋滞の緩和と産業経済の活性化を図るために、景観に配慮した災害に強い幹線道路や生活道路の整備、ゆとりのある歩行空間の整備、道路の老朽化に対応した計画的な維持管理などの取組を推進します。

(2) 公共交通

バランスのとれた地域の公共交通体系の確立にむけて、市民、交通事業者、関係機関などとの連携を通じて、鉄道やバスの利用促進を図るとともに、利便性の高い公共交通網の形成や公共交通空白地域の解消などの取組を推進します。

(3) 市街地整備

良好で安全・安心な市街地環境を整備するために、土地区画整理事業の推進、低未利用地における適切な土地利用転換、再開発事業の推進、快適に移動しやすい環境づくり、都市空間におけるユニバーサルデザインの導入などの取組を推進します。

(4) 住宅

安全・快適で質の高い住まいづくりにむけて、市営住宅の整備や居住支援、相談機能の充実、耐震化やバリアフリー化の支援、民間事業者による高齢者向け住宅などの供給の誘導、地区計画・建築協定の活用促進、景観ガイドライン策定などの取組を推進します。

(5) 都市景観

快適で魅力ある都市空間や都市景観を形成するために、景観計画の策定による屋外広告物の規制誘導や地区計画、景観協定の活用を促すとともに、市街地整備やウォーターフロントなどの景観整備、道路の無電柱化、緑とオープンスペースの確保などの取組を推進します。

(6) 港湾・海岸

産業の発展と国際競争力の強化を目指して、港湾施設整備、鉄道や道路との連携などによる物流拠点機能の強化を図るとともに、港に人々の交流や賑わいを創出するために、竹島地区などにおける施設の整備・充実、良好な海岸景観の形成などの取組を推進します。

(7) 河川・排水

災害に強い安全な河川にするために、関係機関との連携による計画的な河川・排水施設の整備、局地的な豪雨や高潮などへの対応能力の強化を図るとともに、潤いのある水辺環境を形成するために、河川の親水性の向上や、住民との協働による河川愛護などの取組を推進します。

(8) 消防・救急

火災が発生しないまちを目指して、消防団等に対する防火指導の強化、企業や住民と連携した防火訓練、市民に救急知識・技術の普及、さらには救急救命士等の養成による救急・救助体制の充実、消防関連施設・設備の充実、広域の相互応援体制の充実などの取組を推進します。

(9) 防災

地域の防災・減災意識の向上及び防災体制を強化するために、住宅等の耐震化の普及啓発や、地域防災組織における訓練強化、ボランティアの育成、公共施設の耐震化促進、防災機能の整備などの災害対策を推進するとともに、市民の生命や財産を確実に守るために、広域的な防災体制の強化、庁内の迅速で活動能力が高い体制づくりなどの取組を推進します。

(10) 防犯

犯罪の発生しない安全なまちを目指して、防犯教室や防犯のための情報提供の強化、防犯に配慮した道路や公園等の整備・管理、市民・事業者や地域の自主的活動による犯罪の起こりにくい環境づくりなどの取組を推進します。

(11) 交通安全

交通安全思想の普及を図るために、交通安全教室や広報活動などの情報提供の強化、地域が主体となった交通安全活動の促進、警察や地域との連携による交通事故防止、通学路の安全確保や交通安全施設の整備などの取組を推進します。

4 美しい自然を未来につなぐまちづくり【環境・生活基盤】

(1) 公園・緑地

安全・快適で緑豊かな都市環境を形成するために、地域の特性を活かした特色ある公園や緑地、水辺空間の整備を進めるとともに、既存の公園の安全確保や長寿命化を図るために市民との協働による公園の管理や緑化活動などの取組を推進します。

(2) 自然保護・緑化

市民や観光客が癒しと潤いを感じられるような環境づくりにむけて、海や山など豊かな自然生態系の保全や公共施設における緑化を推進するとともに、市民参加による身近な緑づくりなどを進めて自然保護や緑化に対する市民の意識高揚を図ります。

(3) 環境保全

騒音や公害、水質汚染のない快適な生活環境にむけて、公害の監視体制の整備や公害防止対策、水質浄化対策、子どもたちを対象にした環境教育、市民や事業者に対する情報提供や学習機会の充実などを図り、環境意識の高揚や環境にやさしい生活・活動を促進します。

(4) 環境衛生

ポイ捨てなどのない美しいまちにするために、市民や事業者、学校、行政の協働による環境美化活動を推進するとともに、斎場や墓地については、既存施設の効率的な運営及び周辺の環境との調和に配慮した施設整備の取組を推進します。

(5) 循環型社会形成

環境負荷の少ない持続可能な生活環境づくりにむけて、ごみの減量や資源のリサイクル、資源・エネルギー循環などを通じて資源循環型社会の構築を進めるとともに、ごみ処理施設やし尿処理施設の適正な維持管理・運営を通じて、安全かつ安定的な廃棄物処理を推進します。

(6) 地球温暖化対策

低炭素社会の実現にむけて、温室効果ガス排出抑制にむけた行政の率先行動に努めるとともに、環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルの啓発、地域の再生可能エネルギーや代替エネルギーの安定的な確保及び利用促進に努めます。

(7) 水資源

安心・安定かつ環境に配慮した水の供給にむけて、水源の確保や水道施設の計画的な維持管理、多様化したニーズに対応する健全かつ効率的な水道事業の運営、雨水や井戸水などを利用した節水型のまちづくりなどの取組を推進します。

(8) 下水道

良好な生活環境を確保し河川や海域の水質保全を図るために、計画的な下水道整備及び下水道施設の適切な維持管理による耐震化・長寿命化、下水道接続及び水洗化の普及啓発などの取組を推進します。

5 ころ豊かに夢をはぐくむまちづくり【教育・文化】

(1) 学校教育

夢や希望を持ってたくましく生きる子どもたちを育むために、安全・安心で質の高い教育環境の整備、国際化や高度情報化などにも対応したきめ細かい学校教育、家庭や地域、ボランティアとの連携による地域性を活かした特色ある学校づくりなどの取組を推進します。

(2) 生涯学習

誰もが気軽に生涯学習活動を楽しみ、地域を担う人づくりを進めるために、生涯学習ニーズの把握や活動の応援体制の強化、活動拠点及び学習機会の充実、学校や地域・各種団体との連携を通じた特色ある生涯学習活動などの取組を推進します。

(3) 文化・芸術

蒲郡独自の文化・芸術活動を守り育てていくために、市民との協働による文化講演事業の充実、市民団体の自主的な活動の支援、郷土の伝統文化や伝統産業の保存・活用、文化施設・設備の計画的な改修などの取組を推進します。

(4) スポーツ

年齢や体力に合わせて各世代が気軽にスポーツを楽しめるように、ニュースポーツを含む多様な生涯スポーツの普及や競技スポーツの推進、指導者の育成、スポーツ・レクリエーション施設の充実などの取組を推進します。

6 市民とともに歩むまちづくり【協働・行財政運営】

(1) 市民協働

市民、市民活動団体、事業者、行政が互いに協力してまちづくりに取り組むことができるように、各主体の連携強化に努めるとともに、市民活動に必要な情報や場所の提供、担い手となる人材の発掘・育成、市民活動団体の運営支援などの取組を推進します。

(2) 地域コミュニティ

地域内の世代間交流を深め活発な地域コミュニティ活動を育むために、地域コミュニティの担

い手の育成やコミュニティ活動の支援体制の充実、活動場所の提供、施設整備への助成などの取組を推進します。

(3) 男女共同参画

男女が対等な立場で個々の個性と能力を活かした活力あるまちとなるように、男女の人権の尊重や就業における男女平等の推進、家庭や地域生活における男女共同参画、女性が参加しやすい新たな市民活動の育成・支援などの取組を推進します。

(4) 多文化共生

すべての市民が国籍などに関わりなくお互いを尊重し、ともに地域づくりに参加できるように、国際感覚の豊かな人づくりや国際交流に取り組む団体の育成、市民主導の国際交流事業の充実、外国人の生活支援などの取組を推進します。

(5) 地域情報化

情報通信技術（ICT）の活用による安全・安心で快適な市民生活を目指して、行政サービスの情報化や業務・システムの最適化を図るとともに、利便性の高い行政サービスの提供により、地域の活性化に貢献する地域の高度情報化を推進します。

(6) 広報・広聴

市民に開かれた市政運営にむけて、広報やホームページ、出前講座、パブリックコメント等による広報活動の充実を図るとともに、市民アンケート調査や市民対話、行政への市民参加体制の強化、市民相談窓口の充実などを通じて多様な広聴活動を推進します。

(7) 広域行政

広域的な連携による関係自治体との共存・共生を図るために、行政サービスの広域化・共同化による効率的な行政運営と行政サービスの向上、道州制や市町村合併などに関する調査研究、広域的視点に立った市民活動の育成・支援などの取組を推進します。

(8) 行政

効率的で質の高い行政サービスを提供するために、組織機構の簡素化・効率化や事務事業の再編・整理、透明性の確保、民間活力の活用、職員の育成や適正な人員配置、職場環境の改善などの取組を推進します。

(9) 財政

厳しい財政状況から脱却し、自立した財政運営を目指して、自主財源の安定的な確保や事務事業の合理化・効率化や組織の簡素化などによる財政運営の効率化を図るとともに、将来を見据えた中長期の財政計画に基づいて、計画的な予算執行を図ります。

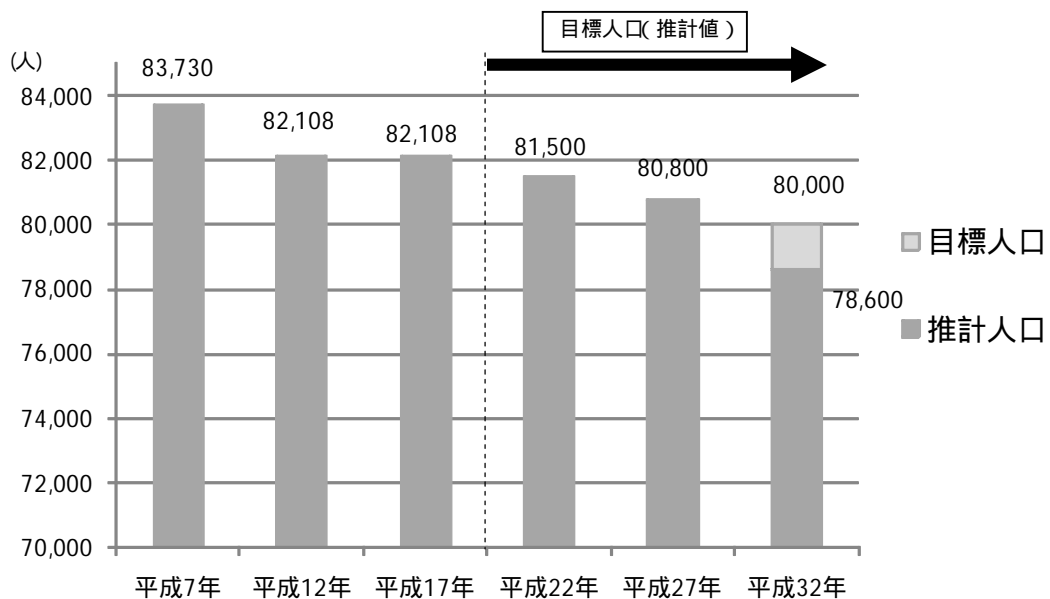
第3編 基本計画 - 総論

第1章 基本フレーム

1 人口

- ・わが国の人口は平成 16 年（2004 年）をピークとして減少に転じています。本市については、昭和 50 年頃を境に停滞して平成元年ごろから減少傾向にあります。しかし、平成 12 年と 17 年の国勢調査人口は横ばいであり、近年では増加した時期もあります。
- ・本市の人口推計は、平成 17 年国勢調査結果（人口 82,108 人）を基準年として、コーホート要因法を用いて推計を行いました。さらに、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果や、近年に増加も見られた人口動向を加味して推計しました。
- ・この結果、総合計画の目標年次平成 32 年における推計人口は、78,600 人と予測することができました。
- ・推計人口に対して、子育て支援の充実、良好な住環境の整備、産業の振興など、政策的に人口増加や定住を図る人口を加えて、平成 32 年の目標人口を 80,000 人と設定しました。

人口の推移及び目標人口

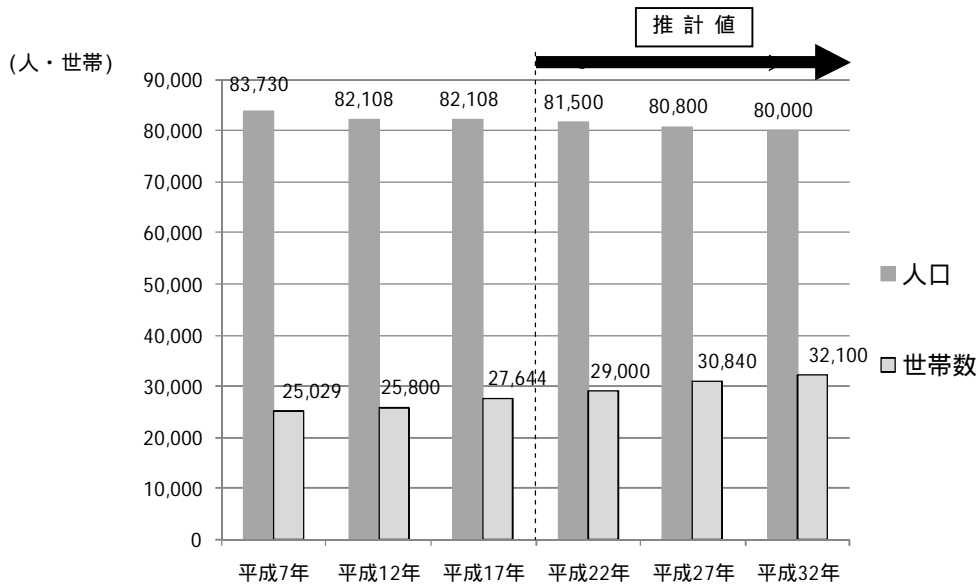


2 世帯及び世帯人員

- ・本市の世帯数は、平成 17 年は 27,644 世帯、世帯人員は 2.97 人で、平成 22 年は 29,000 世帯、2.81 人です。
- ・世帯人員は世帯分離などに伴い低下しており、今後もこの傾向が続くと予想され、曲線の近似式に基づいて平成 32 年には 2.49 人と予測しました。
- ・平成 32 年の目標人口 80,000 人を世帯人員の推計値 2.49 で割って、平成 32 年には 32,100 世帯と設定しました。

世帯数及び世帯人員の推移

	実績値			目標値		
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
世帯人員(人)：推計	3.35	3.18	2.97	2.81	2.62	2.49
世帯数(世帯)	25,029	25,800	27,644	29,000	30,840	32,100



3 年齢別人口

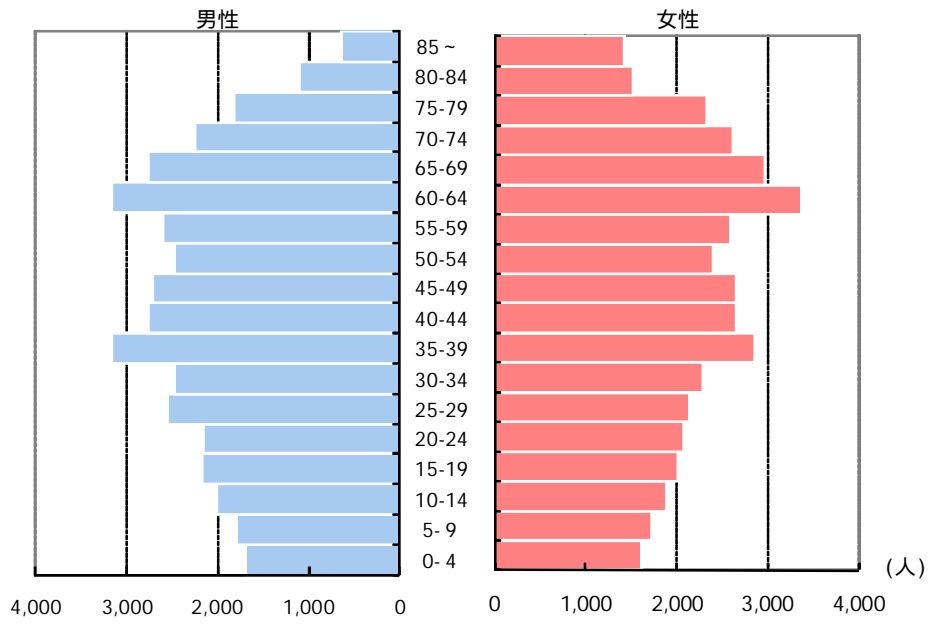
- ・平成 17 年における本市の年齢別人口は年少人口(0~14 歳)が 13.9%、生産年齢人口(15~64 歳)が 64.8%、老年人口(65 歳以上)が 21.3%でした。平成 22 年は、年少人口が 13.2%、生産年齢人口が 62.9%、老年人口が 23.9%と想定されます。
- ・政策人口により少子高齢化のスピードを緩めることを前提として、平成 27 年人口推計結果による年齢・男女別構成比を、その 5 年後の平成 32 年の構成比として、年齢別人口を想定しました。この結果、平成 32 年には年少人口が 12.4%の比率で約 9,880 人、生産年齢人口が 60.6%で約 48,520 人、老年人口が 27.0%で約 21,600 人と設定しました。

年齢 3 区分別の人口構成(人・%)

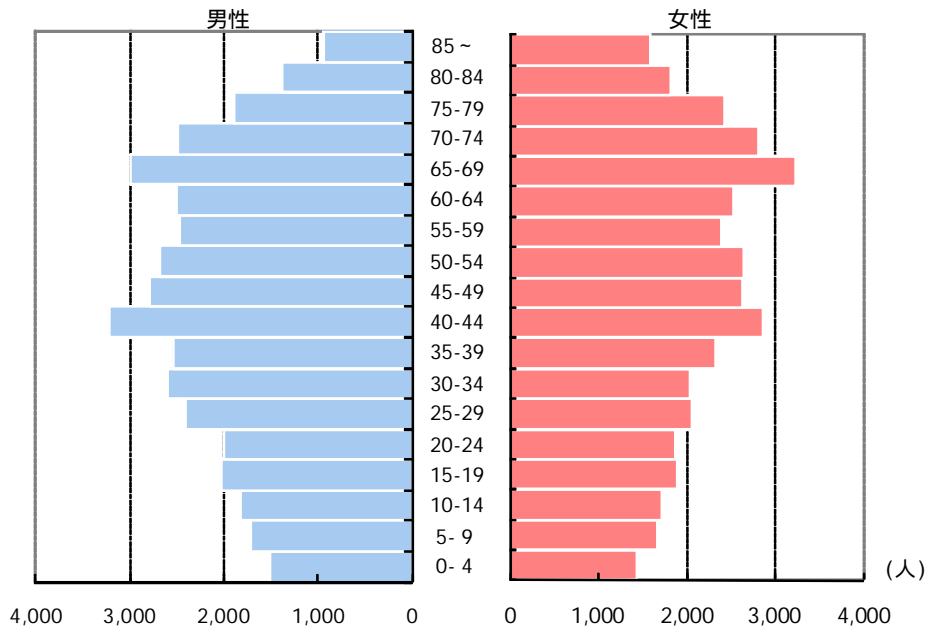
推 計	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総 数	82,108	81,500	80,800	80,000
年少人口(0~14 歳)	11,421	10,723	10,306	9,880
%	13.9	13.2	12.8	12.4
生産年齢人口(15~64 歳)	53,177	51,285	49,922	48,520
%	64.8	62.9	61.7	60.6
老年人口(65 歳以上)	17,509	19,493	20,571	21,600
%	21.3	23.9	25.5	27.0

注)人口、構成比(%)は端数調整を行っている。

男女・5歳階級別の人口構成（平成22年）



男女・5歳階級別の人口構成（平成32年）



第2章 土地利用構想

1 現況と課題

- ・本市は、繊維産業を中心とする商工業、柑橘を主とする農業や水産業等により発展してきましたが、社会構造変化や経済低迷の中、総じて農業、工業及び観光といった産業が停滞傾向にあります。
- ・人口減少、少子高齢化社会の進展や公共施設の維持管理の増大に備え、まちづくりにおいてもより効率的な土地利用が求められています。また、繊維産業が盛んであった本市の歴史的な背景から、市街地では住工の混在により土地利用状況は必ずしも理想的なものではありません。よりよい生活環境づくりのため、用途の純化を図る必要があります。
- ・現在、市内では名古屋と豊橋を結ぶ広域的な幹線道路となる一般国道 23 号蒲郡バイパスや市内の幹線道路となる一般国道 247 号中央バイパスが整備中であり、新たな企業誘致のための用地確保や沿線における市街地整備、さらには近隣自治体との広域的な連携など、これらの道路を有効に活用する土地利用計画が求められます。また、将来的には、新東名高速道路や中部国際空港といった広域的な交通ネットワークへのアクセス整備など、さらなる利便性の向上が重要となります。
- ・市内には埋立て事業等によって整備され、未利用となったままの土地があります。これらの土地を有効に活用できるよう検討する必要があります。また、市街化調整区域においても遊休農地が増加しており、その対策が求められています。
- ・近く発生すると予測される東海・東南海地震に備えるなど災害に強いまちづくりが必要となります。密集市街地の対策や耐震岸壁の整備など将来に向けた検討が必要となります。
- ・本市の特色である海や山の自然環境を大切に保全し、次世代の子供たちによりよい状態で引き継ぐことが必要となります。そのためには、自然系レクリエーションの資源として活用するなど、より多くの市民が自然に関心を持ち、自然に触れ合う機会を設けることが求められています。

2 基本方針

住宅系地域

現在、事業中の区画整理事業をはじめ開発行為などの市街地整備により快適な住宅地の創出を図ります。住宅と工場が混在している地域については、用途の純化を目指します。住宅地における公園・緑地の計画的な整備を図るとともに、身近なまちの緑化については、その推進に向けて

よりよい仕組みづくりを検討し、市民と一体となってやすらぎと潤いのある環境づくりを目指します。また、住宅が密集している市街地においては、防災面に配慮した対応を検討します。

商業系地域

各地域の状況や消費者のニーズに対応した商業地の活性化に努めます。蒲郡駅周辺においては、本市の玄関口にふさわしい商業地の形成を図ります。

工業系地域

今後整備される広域的な幹線道路を有効に活用するよう新たな企業用地の確保を促進します。臨海部においては、-11m岸壁を活用した工業、物流の集積を図ります。また、地場産業のほとんどは市街地に立地しているため、周辺への環境を配慮しながら用途の純化を目指します。

農業系地域

より効率的な生産を行うため、ほ場整備などの農業基盤整備を推進します。食料の自給率の向上の面からも農地の保全を目指し、新たな担い手を創出するなど増加する遊休農地の解消に努めます。

緑地及び森林系地域

本市を取り囲む山並みの森林は、本市の象徴的な景観であり市民を癒す空間となっています。これらをよりよい状態で残せるよう大切に保全するとともに、市民が自然に触れ合うことのできる森林系レクリエーションの場としての活用を目指します。こうした取組には、市民の森林への関心を高め、市民の積極的な参加が期待されます。

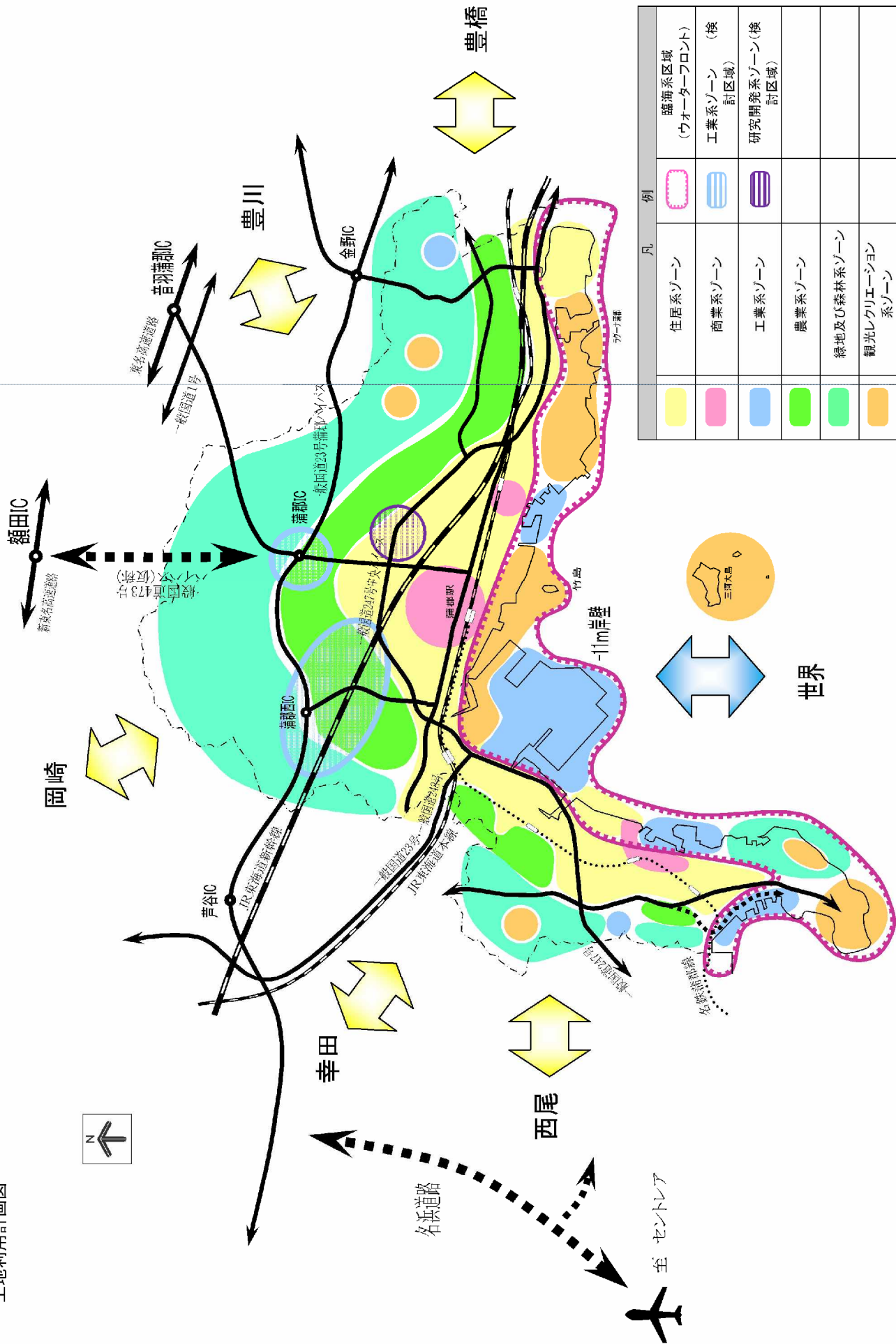
観光レクリエーション系地域

竹島、ラゲーナ蒲郡をはじめとする観光資源と市内に点在する温泉郷を有機的に結び、集客の向上を図ります。今後は臨海部のみならず「さがらの森」をはじめとする森林系のレクリエーション資源も有効に活用します。また、近隣市町との連携を深め、広域観光・レクリエーション地域としての役割を強化します。

臨海系区域（ウォーターフロント）

三河湾に面した総延長 47km に及ぶ水際線は、本市の都市機能及び都市環境の両面において極めて重要な空間であり、観光レクリエーション、港湾、漁港及び臨海工業といった様々な機能を担う区域となります。この中で東港をはじめ未利用地や暫定利用となっている地区では、本市の個性を強く打ち出せる有効な活用方法を検討します。また、耐震岸壁の整備など災害に強いまちづくりを目指します。

土地利用計画図



第3章 重点施策プログラム

1 「重点施策プログラム」の概要

基本計画【部門別計画】に示している施策・事業は、個々に進めるだけでなく、共通するテーマにより横断的に結びつけて相互連携することにより、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく戦略的な視点が大切です。それによって、まちの将来象「三河湾に輝く 人と自然が共生するまち 蒲郡」の実現にむけて、効果的に施策・事業の推進を図る必要があります。

そこで、基本計画に示している施策・事業のうち、今後10年間に横断的かつ総合的な観点から、本市特有の課題の解決に向けて重点的、先導的に進めていくべきハード・ソフト両面の施策・事業について、以下の5つのテーマによって組み合わせて「重点施策プログラム」として位置づけ、将来を見据えた魅力あるまちづくりを推進します。

テーマ1 持続可能な生活環境づくり

テーマ2 快適な交流基盤の充実

テーマ3 幸せ健康長寿の地域社会づくり

テーマ4 地域経済を築く新産業の育成

テーマ5 広域協調の推進

【プログラムの目標】

海と山に包まれた美しい自然環境を持続し、美しい生活環境や観光地を実現するために、水質を浄化して里山を保全するとともに、ごみを出さない、資源を大切にするライフスタイルや産業活動を一層進めます。これらの取り組みを市内全体で進めるために、市民とともに協働で取り組み、一人ひとりが本市の人と自然が共生する美しい自然や快適な生活環境の維持と向上に努めます。

(1) 美しく安全な自然環境の保全

- ・本市の特性である長い海岸線を活かし風光明媚な海のイメージを維持するために、閉鎖性水域である三河湾をはじめとした水系の水質浄化を一層推進します。
- ・三ヶ根山系をはじめ市街地に近接する里山を市民とともに間伐や環境教育に活用するなど、保全と活用を図ります。
- ・身近な環境の中に動植物が生息する環境づくりを進めるとともに、生態系の保全に配慮した地域づくりを進めます。

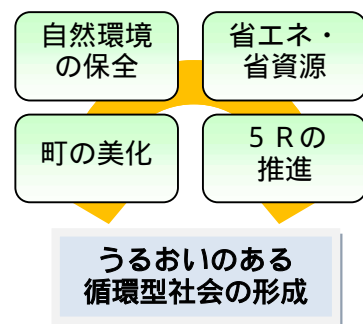


【該当施策】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 3-5-1 都市景観の形成 | 4-2-1 自然環境の保全 |
| 4-2-3 市民参加による緑づくり | 4-3-3 水質浄化対策の推進 |

(2) 潤いのある循環型社会の形成

- ・海と山に育まれた美しいまちのイメージを高めるために、ごみのポイ捨てを抑制するとともに、環境美化運動を進めます。
- ・ごみを出さないライフスタイルの普及や産業活動を一層進めるために、各家庭を啓発するとともに、分別回収の徹底や5 R活動の推進を図ります。
- ・資源循環型社会の形成を目指して、省エネ対策やエネルギー循環型社会の形成を目指します。



【該当施策】

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 4-3-4 環境美化活動の推進 | 4-3-5 環境教育の推進 |
| 4-5-1 資源循環型社会の構築 | |
| 4-3-2 リサイクルの推進と地域コミュニティの活性化 | |
| 4-6-2 再生可能エネルギー・代替エネルギー活用の推進 | |
| 4-6-3 環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルの提案 | |
| 6-1-3 市民参画の推進 | |

【プログラムの目標】

幹線道路の多車線化等の整備による広域交通ネットワークの推進を図り、車による他都市間や空港・港湾等との移動を快適にすることで、市民生活の快適性を向上させるとともに、観光客の利便性向上による広域観光の促進や、港湾整備と一体となった物流の効率化など、産業経済活動の活性化を図ります。

(1) 人・もの・サービスを結ぶ交通ネットワークの形成

- ・広域的な幹線道路となる一般国道 23 号蒲郡バイパスの整備を着実に推進するとともに、一般国道 247 号中央バイパスや一般国道 473 号バイパス(仮称)の早期供用開始による幹線道路ネットワークの充実を図ります。
- ・幹線道路の整備とともに、日常の暮らしを支える生活道路の整備を進めることで、安全で快適な移動を実現し、市民生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・幹線道路整備に合わせて、沿線における先端技術産業などの企業誘致や市街地整備、さらには近隣自治体との広域的な連携など、幹線道路によるアクセス向上を生かした土地利用を推進して、広域観光の促進や物流機能の強化などによる本市の産業経済活動の活性化を図ります。

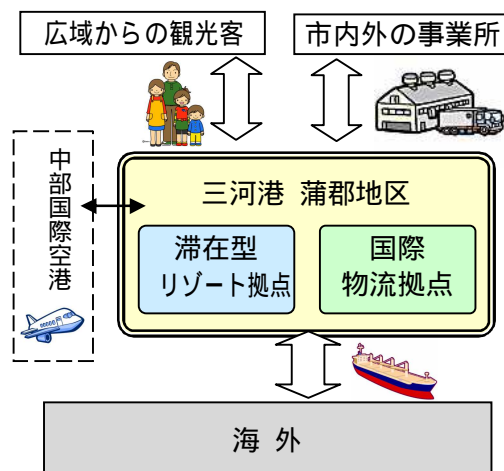


【該当施策】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 2-3-4 企業誘致 | 2-5-4 先端技術産業の誘致と集積 |
| 2-6-1 観光資源の整備・充実 | 3-1-1 道路整備の促進 |
| 3-1-4 幹線道路ネットワークによる地域連携 | |
| 3-1-1-2 安全な道路環境の整備 | |

(2) 港湾機能の強化による地域経済の活性化

- ・市内の事業所をはじめ三河港の背後に位置する工業地帯の国際競争力の強化を図るとともに、災害時の海上輸送確保のため、蒲郡航路や大型船用 11m 岸壁、防波堤等の整備を促進し、国際貿易港である三河港蒲郡地区の海外との物流拠点としての機能強化を図ります。
- ・三河港から幹線道路までのアクセス道路の整備により、一体的な物流基盤の充実を図るとともに、将来的には、新東名自動車道や中部国際空港といった広域的な交通ネットワークへのアクセス整備により、陸・海・空の一体的な物流拠点としての発展に努めます。
- ・海の玄関口にふさわしい港として景観に配慮した海岸環境整備を進めるとともに、滞在型リゾートの観光拠点としての整備を進め、国内有数の海洋性レクリエーション拠点としての機能の充実を図ります。



【該当施策】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 3-1-1- 幹線道路の整備 | 3-1-4 幹線道路ネットワークによる地域連携 |
| 3-6-1 港湾物流機能の強化 | 3-6-2 海洋性レクリエーション機能の充実 |

【プログラムの目標】

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健康で生きがいを持って快適に暮らし続けるために、道路等のバリアフリー化や公共交通の整備を推進するとともに、保健・医療・福祉サービスの充実、趣味やボランティアなどの社会活動の支援・促進、地域での助け合い活動などを、行政や民間、地域の関係機関が相互に連携して総合的に展開します。

(1) 安全で快適な暮らしを支える生活基盤の整備

- ・歩行者や自転車、車いす等の安全な移動を可能にするために、歩行空間や公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。
- ・高齢者が安心して住み続けることができるように、バリアフリー化に配慮した優良住宅の普及を進めるとともに、高齢者向け公共賃貸住宅の整備を促進します。
- ・高齢者などの交通弱者が、日常の暮らしに不便を感じることなく快適に移動することができるように、既存鉄道の維持・存続を図るとともに、地域の特性に応じたバス交通のサービスを提供し、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

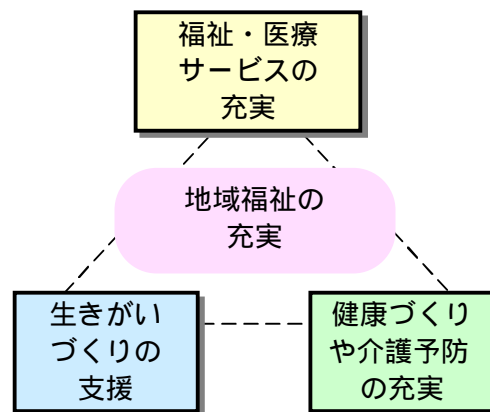


【該当施策】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 3-1-2- ゆとりのある歩行空間の整備 | 3-2-2 公共交通の利用促進 |
| 3-4-1 公営住宅整備 | 3-4-2 優良な住宅供給 |
| 3-2-3 交通不便地域の対策 | 3-3-5 快適な都市基盤施設の拡充 |

(2) 生きがいをもって元気に暮らせる高齢者支援

- ・住み慣れたまちで安心して暮らせるように、地域医療や在宅福祉を中心とした各種高齢者福祉サービス等の充実に努めるとともに、いつまでも元気に生活できるように健康づくりや介護予防などの取組を進め、よりきめ細かなサービスが提供できる総合的な福祉サービスの供給を推進します。
- ・増加する独居高齢者や高齢者世帯の生活を地域ぐるみで相互に見守り支えるために、関係機関との連携による地域福祉の充実に図ります。
- ・生きがいを持って充実した生活を送るために、高齢者の趣味活動や軽スポーツ、ボランティア活動、地域活動、就労などの社会活動への参加を支援します。



【該当施策】

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1-1-1 市民主体による健康づくりの推進 | 1-4-1- 高齢者の生活の場の確保 |
| 1-4-1- 地域福祉活動の支援 | |
| 1-4-2 介護予防や健康づくりに取り組むための施策 | |
| 1-4-3 生きがいをもって充実した生活をおくるための施策 | |
| 5-2-1 自発的な生涯学習活動の推進 | 5-4-1 生涯スポーツの推進 |

【プログラムの目標】

本市の都市としての自立性を高めるために、新産業を育てて雇用を創出し、持続的な成長を目指すことが必要です。このため、本市において産業展開の芽があり、地域資源の活用が可能であり、かつ、国際的にもニーズが高まっている健康や長寿、医療関連の産業展開を図り、市の産業全体への波及を図ります。また、癒しやアンチエイジングなどをキーワードにして、市内で育まれてきた産業について六次産業化や農商工と観光の連携を促進します。

（１）癒しとアンチエイジング、健康・医療サービスの融合

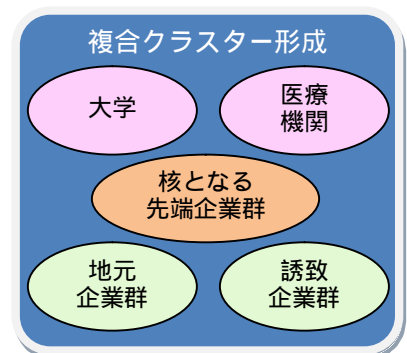
- ・本市の地域資源である、温泉や海の資源を活かした観光の取組を進展させ、癒しとアンチエイジングを切り口とした健康・美容や医療サービス産業の振興を図ります。
- ・同時に、食と健康をテーマとした農業や漁業の生産品や、食品・飲食業の付加価値の高い展開を促します。
- ・農商工や観光との連携や六次産業化への展開などを市内の多様な事業者へ促して、三河木綿やみかんなどの蒲郡ブランドを充実します。

【該当施策】

- 2-1-1 親しみやすく魅力ある農業の実現
- 2-2-3 ブランド化とPRの充実
- 2-3-3 地場産業の活性化
- 2-4-1 人をひきつける活気あるまちづくり
- 2-5-1 地域資源を活かした新しい産業づくり
- 2-5-2 新分野進出事業者への支援
- 2-6-1 観光資源の整備・充実
- 2-8-1 雇用環境の整備

（２）産学官連携による既存企業の活性化と新産業の振興

- ・市内の研究開発型企業が取り組みつつある医療分野について、研究支援を図り、国際的にオンリーワンとなるような開発の展開を促進します。
- ・先端企業と市内の異なる業種の製造業、市民病院等の医療機関、大学などとの交流を促進し、波及性の高い開発を支援します。
- ・先端産業と地域産業との結び付きを図るための国際会議などのコンベンションの開催を図ります。
- ・核となる研究開発型企業などと連携する先端的な企業の誘致を図り、医療機関、大学などと連携した産業のクラスター形成を図ります。



【該当施策】

- 1-2-1 地域医療体制の充実
- 2-5-3 産学官連携、異業種交流の促進
- 2-5-4 先端技術産業の誘致と集積
- 2-6-3 教育旅行・コンベンション・インバウンドなどの誘致活動

【プログラムの目標】

平成の市町村合併が周辺地域で進んだ中で、本市は自立的な行政運営を目指して新たな政策形成と行政改革に努めてきました。今後は、少子高齢化が一層進むことから、広域行政をより計画的に進める必要があります。このため、効率的で質の高い行政サービスを展開するための広域行政や周辺市町との協調関係を充実して、市町村の枠組みの再編を見据えた広域連携を推進していきます。

(1) 生活環境充実のための広域行政の展開

- ・公共用水域の水質浄化のために、下水の高度処理やし尿処理は広域的な行政課題であり、下水処理場の確保や、し尿処理施設の建設などを関係市町と連携して進めます。
- ・都市施設として老朽化した斎場を建て替えて、近隣市町と連携して、荘厳で安らぎがある環境の斎場の整備を推進します。
- ・三河湾の水質浄化や、三河湾沿岸地域や東三河中山間地域にかけての観光振興、広域幹線道路の整備促進や港湾の充実、企業間のつながりを創出する産業クラスター形成など、広域的な課題に効果的に対処するために関係市町村との連携を一層強化します。

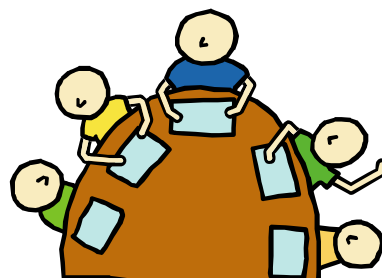


【該当施策】

- 4-4-2 斎場の効率的な運営
- 4-7-1 水源の確保と安心な水の安定供給
- 4-8-4 高度処理方法の推進
- 6-7-2 法律に基づく共同処理制度の積極的な活用
- 6-7-3 国・県・関係自治体との連携強化
- 6-7-6 広域行政の計画的推進

(2) 効果的な行政運営にむけた広域連携の推進

- ・今後、多くの公共施設において老朽化が著しくなり、計画的な建て替えや統廃合の検討が必要になります。高度な行政サービスを提供する施設については、周辺市町と積極的に役割分担を図りながら整備を推進します。
- ・周辺市町村との連携・協力を図り、相互の特性を生かした機能分担をふまえながら、産業・交通・教育・医療・防災など様々な分野における各種事業の推進を図ります。
- ・道州制や定住自立圏構想などの動向も踏まえながら、広域連携の充実と効率化に努めます。



【該当施策】

- 6-7-1 行政サービスの連携
- 6-7-4 道州制、市町村合併等に関する調査研究

<部門別計画>

第1章

笑顔で安心して暮らせるまちづくり

- 1 健康づくり
- 2 地域医療
- 3 子育て支援
- 4 高齢者支援
- 5 障がい者支援
- 6 生活自立支援
- 7 保険・医療費助成

1 健康づくり

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

健康でいきいきとした生活を目指して、自分
にできる健康づくりに取り組んでいます。

健やかな子どもの成長が感じられ、安心して
子育てをしています。

現状と課題

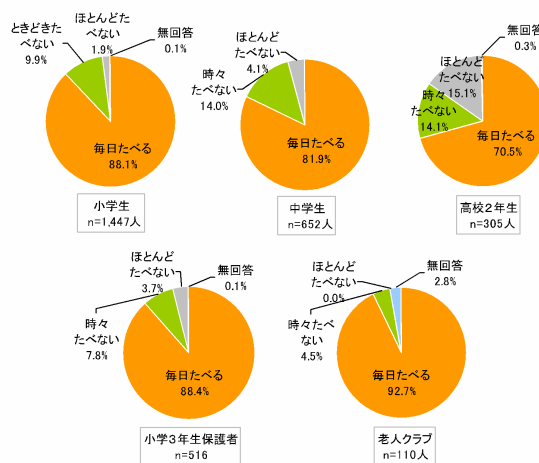
- ・食生活や運動不足、喫煙の生活習慣が原因となる生活習慣病の発症者が年々増えており、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が死因の約60%を占めています。
- ・いつまでも健康に暮らすためには、生活習慣病の予防に対する意識を高め市民自ら生活習慣病の改善に取り組まなければなりません。
- ・健康づくりは一人ひとりが意識してやると思わなければなかなか取り組むことができません。本市では一人でも多くの市民が「健康でいきいきとした生活」を手にするを旨とした、健康づくり計画「健康がまごおり 21」を作成し、推進しています。誰もが健康づくりに取り組むことができるよう多様なニーズに対応できる幅広い健康づくり事業を展開していく必要があります。
- ・核家族化の進行、地域との関係の希薄化などに伴い、子育てによる保護者の負担は増加しており、育児の疲れやストレスの蓄積による弊害が懸念されます。このような中、育児不安を解消するためには児童に関する正しい知識や情報を提供できるよう保護者一人ひとりに対するきめ細かな支援を行う必要があります。

【施策の体系】

1	市民主体による健康づくりの推進
	市民主体の健康づくり活動の支援 健康に関する情報提供
2	生活習慣病・感染症予防の推進
	生活習慣病予防の推進 感染症予防の推進
3	母子保健の充実
	子育て支援の充実 親と子どもの健康づくりの推進
4	食育の推進
5	こころの健康づくりの推進

- ・保護者の不規則な生活習慣がそのまま子どもに影響するため、夜型の生活や朝食の欠食など規則正しい生活をおくれない子どもが増えています。このため子どもや保護者たちが「食」の大切さを認識し、規則正しい生活習慣を身につけることができるよう様々な取り組みを行っていかねばなりません。
- ・家庭や職場、対人関係等において多くの市民はストレスを抱えて生活しています。だからこそ、こころの病気は誰でも起こす可能性のある身近な病気であることを理解し、こころの病気の予防に取り組む必要があります。

世代別 朝ごはんの習慣



出典：蒲郡市食育推進計画

施策の内容

1 市民主体による健康づくりの推進

- 市民主体の健康づくり活動の支援
- 市民主体の健康づくり活動を推進するとともに、健康づくりを支援する環境づくりを推進します。
- 健康に関する情報の提供
- 健康に関する様々な情報の発信に努めます。

【主な取組】

- 市民主体の健康づくり活動支援
- 健康に関する情報の提供

2 生活習慣病・感染症予防の推進

- 生活習慣病予防の推進
- 生活習慣病予防教室や健康相談等を実施するなど、生活習慣病予防に努めるとともに、がん検診、人間ドック、歯周病検診等を実施し、早期発見、早期治療を図ります。
- 感染症予防の推進
- 感染症予防の推進として、肝炎ウイルス検査の実施やインフルエンザ等の感染予防を推進します。

【主な取組】

- 生活習慣病予防の推進
- 感染症予防の推進

3 母子保健の充実

- 子育て支援の充実
- 子育てに関する様々な教室や個別相談において、出産、育児に関する正しい情報を提供するとともに、子どもの発育、発達に応じた支援を充実し、保護者の育児不安の解消に努めます。
 - 子育て家庭が抱える育児への不安や悩みに対応するため、家庭訪問・相談・指導体制の充実を図ります。
- 親と子どもの健康づくりの推進
- 妊産婦・乳幼児健康診査や予防接種を実施するなど、母親と子どもの健康づくりを推進し、疾病予防、早期発見、早期治療に努めます。
 - むし歯予防を推進するために、乳幼児の歯科検診、保育園、学校等でのフッ化物洗口を推進します。

【主な取組】

- 子育て支援の充実
- 親と子どもの健康づくりの推進

4 食育の推進

- 乳幼児健康診査や各種相談時において発達に応じた食生活指導を推進するとともに、保護者と子どもの生活習慣改善に向けた取り組みを強化し、規則正しい生活習慣づくりを推進します。
- 食育に関心を持ち、バランスのよい食生活を実践できるよう食育の実践活動を推進します。

【主な取組】

- 食育の実践活動の推進

5 こころの健康づくりの推進

- こころの健康に関する正しい情報を提供し、こころの病気への市民の理解を深めます。また、一人ひとりにあった相談支援に努めます。

【主な取組】

- 広報等での普及活動の実施
- 健康セミナーの開催
- こころと身体の相談窓口の推進

【関連する計画等】

- 蒲郡市健康づくり推進計画「健康がまごおり21」（平成23年度～）
- 蒲郡市次世代育成支援行動計画～ほほえみプラン21～【後期計画】（平成22年度～平成26年度）
- 蒲郡市食育推進計画（平成22年度～平成24年度）

2 地域医療

【施策の体系】

1	地域医療体制の充実
2	救急医療の適正化
3	市民病院の経営健全化
4	看護師養成の充実

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

市民がかかりつけ医を持ち、市民病院と連携した医療体制が整っています。

市民病院の経営が健全化されています。

現状と課題

- ・ 医師会との適正な関係により、地域性を踏まえた効果的な機能・医療分担に努め、病診連携などを強化する必要があります。
- ・ 市民病院は市民や周辺地域の住民の生命及び健康の維持を支える使命を果たすため、地域の基幹病院としての医療を積極的に行う必要があります。
- ・ 軽症患者が2次医療機関である市民病院の夜間や休日の時間外外来を利用することが多く、医師が過酷な労働を強いられています。
- ・ 市内には市民病院を代替する規模・水準の病院がほかに存在しないため、民間病院や診療所では対応が困難な医療分野、不採算分野を担うことになります。
- ・ 市民病院では医師が不足しており、診療体制を縮小せざるを得ない状況が継続しています。また、病院移転から10年が経過し、医療機器の更新時期を迎えているため、計画的な更新が必要となります。
- ・ 看護師志望学生の大学進学率が高まるなかで、ソフィア看護専門学校へ入学する学生が減少しており、退学する学生もいるため、志が高く、職業適性のある者を選考することが重要となっています。
- ・ ソフィア看護専門学校の卒業生が看護師不足となっている市民病院へできるだけ就職できるよう、市民病院との連携を更に深める必要があります。

市民病院の入院・外来患者数

年度	入院患者数	外来患者数
平成 17	130,116 人	262,495 人
平成 18	120,490 人	236,386 人
平成 19	106,584 人	198,259 人
平成 20	88,469 人	169,749 人
平成 21	99,779 人	186,751 人

市民病院の常勤医師・看護師数

年度	医師数	看護師数
平成 17	48 人	268 人
平成 18	44 人	267 人
平成 19	43 人	284 人
平成 20	37 人	262 人
平成 21	42 人	251 人

施策の内容

1 地域医療体制の充実

- ・地域性を踏まえた効果的な機能・医療分担に努め、病診連携、病病連携、その他施設との連携の充実を図ります。
- ・入院医療や外来医療、急性期医療や在宅医療など、治療が行われる患者の症状や疾患状態の段階ごとに求められる医療機能をより明確にして、各診療機能が途切れることがないように、病診連携や病病連携を通じて広域連携による医療体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地域医療連携強化事業
 - ・市内だけでなく、市民病院の診療圏全体をターゲットにした病診連携などの実務を行う部署を市民病院に設置し、市民病院への紹介患者や転院患者の情報のやり取りを行う。

2 救急医療の適正化

- ・市民が1次医療機関のかかりつけ医を持ち、軽症患者は在宅当番医制度や休日急病診療所などを利用するよう周知を図ります。
- ・2次医療機関である市民病院で、本来の2次救急患者の診療に支障がでないよう、不要不急な救急医療やコンビニ受診とされる安易な診療が減少するよう啓発活動に努めます。
- ・夜間の急な子どもの病気について医師や看護師へ電話で相談できる「小児救急電話相談（#8000）」や、子どもの症状に応じた対応がわかる「こどもの救急」ホームページなどを、病院を受診する判断の目安として利用するよう周知を図ります。

【主な取組】

- ・市民まるごと市民病院応援団
 - ・市民の総力で、市民病院の医師を減らすことなく、現状の診療を維持・存続させるために結成された。
- ・在宅当番医制度、休日急病診療所、休日歯科診療所
- ・小児救急相談窓口の周知

3 市民病院の経営健全化

- ・地域における基幹病院として、安定的かつ継続的に地域に必要な医療を提供していくために、蒲郡市民病院改革プランに基づき、市民病院の経営健全化を図ります。
- ・医師の確保が喫緊の課題であり、大学医局に限らず民間医局なども活用した積極的な医師の確保に更に努めます。
- ・医療機器は必要性の高いものを適正に判断し、計画的な更新に努めます。

【主な取組】

- ・医師及び看護師確保
 - ・医師の積極的な確保に加えて、看護師も試験回数の増加や積極的な声掛けなど募集機会を更に増やす。
- ・診療圏内開業医への働きかけ
 - ・市民病院の診療圏内の開業医へ積極的な情報提供を行い、入院治療や専門治療が必要な患者の紹介を働きかけ、病床利用率の向上につなげる。

4 看護師養成の充実

- ・看護師志望学生の大学進学率が高まるなかで、入学試験方法の工夫やオープンキャンパスなどにより、看護師志望の学生確保を推進します。
- ・退学する学生を減少させ、質の高い看護師を養成し、看護師不足となっている市民病院へ多くの学生が就職できるよう、市民病院との更なる連携に努めます。

【主な取組】

- ・教育活動事業
 - ・入学試験方法の工夫により学生を確保し、自発性を高める教育内容で、質の高い看護師を養成する。
- ・看護師等修学資金貸与事業
 - ・養成施設を卒業後直ちに市民病院に勤務しようとする学生を確保し、市民病院の円滑な運営に資する。

【関連する計画等】

- ・蒲郡市民病院改革プラン（平成21年度～平成23年度）

3 子育て支援

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

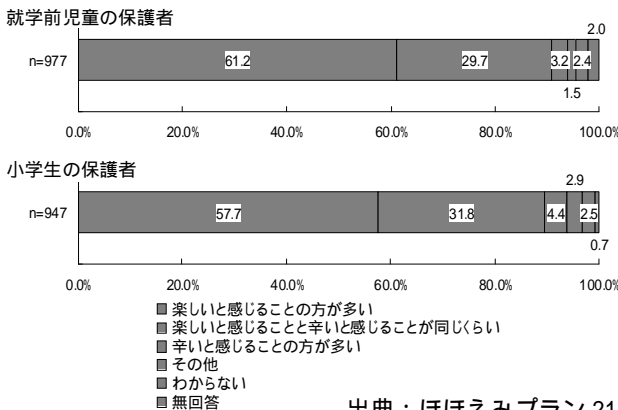
家族が協力しながら、親も子も子育て・子育てを楽しんでいます。

子ども達がこころ豊かに育つよう、地域社会全体で子育てを支えています。

現状と課題

- ・近年では、家族のあり方が大きく変化し、世帯数の増加に見られるように核家族化が進展し、夫婦共働きの家庭の増加により、保育ニーズは著しい増加を見せています。
- ・一方で、地域社会における人と人との結びつきは薄れてきており、このような状況の中、子育てに対する不安や悩みを抱える人も増加し、児童虐待、育児放棄などの事例も増加してきています。
- ・地域社会が、子育てを支える意識を高めるための指針となる計画の作成も必要となってきます。
- ・子育て支援センターや家庭児童相談室などでは、気軽に相談できる体制づくりが求められています。また、児童館や子育て支援センター等子育てを支援する機関では、同じような悩みを抱えた親子が集うことのできる場の提供、子連れでも外出しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ・現在、公立民間合わせて 18 園体制で、通常保育に加えて一時保育・延長保育・低年齢児保育・障がい児保育などの保育事業を実施していますが、就労する保護者の増加による低年齢児の入園の

市民ニーズ調査の結果



出典：ほほえみプラン 21

【施策の体系】	
1	地域における子育て支援サービスの充実
	相談・指導体制の充実 子育て支援のネットワークづくり ファミリー・サポート・センターの充実
2	保育施設・保育サービスの充実
	保育施設等の整備・再編 保育環境の充実 特別保育の充実
3	児童の健全育成の推進
	地域活動の推進 教育機関との連携・協力
4	ひとり親家庭支援の充実
	経済的支援の充実 生活自立支援の充実

割合が増加しています。

- ・保育所では、生活の場としての役割のほかにも食育に対する取組や発達障がいに対する理解を深めること、その児童への対応など、子育て家庭への多種多様な支援が求められるようになってきました。
- ・共働き家庭の放課後児童対策として、各小学校区に小学生を対象とする児童クラブを設置していますが、低学年に加えて高学年児童や時間延長の要望が増加してきています。
- ・児童クラブは、小学校や教育委員会との連携・協力体制を強め、放課後子ども教室など教育関連のほかの施策と補完し合いながら推進する必要があります。
- ・子どもに関する施策は総合的一体的に推進する必要があります。乳幼児や学童に関する保育や教育に関する支援については、「幼・保・小」の関係機関が連携協力することが必要です。
- ・ひとり親家庭の増加により、経済的支援や自立促進のための就業支援が強く求められています。

低年齢児の入所児童数

事業名	単位	現状
		平成 21 年度
入所児童数合計 (人)		1,850
通常保育事業 (認可保育園での事業及び家庭的保育事業)	3 歳未満児 (人)	272
	うち家庭的保育 (人)	未実施
	3 歳以上児 (人)	1,578
	うち家庭的保育 (人)	未実施

出典：ほほえみプラン 21

施策の内容

1 地域における子育て支援サービスの充実

相談・指導体制の充実

- ・子育ての悩みや不安の解消、家庭環境の健全化を図るための相談・指導体制の充実に努めます。

子育て支援のネットワークづくり

- ・市内に3箇所ある子育て支援センターを拠点として、子育て家庭の支援や情報交換ができるようネットワークづくりを支援します。

ファミリー・サポート・センターの充実

- ・育児の援助を受けたい人と援助を行える人たちが会員となり、互いに援助し合う会員組織の事業を推進します。

【主な取組】

- ・家庭児童相談室の充実
- ・子育て支援センター事業の充実
- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施

2 保育施設・保育サービスの充実

保育施設等の整備再編

- ・老朽化した保育施設の再整備を効率的に行うために、保育所の統廃合や機能分担を含めた整備計画を策定します。

保育環境の充実

- ・民間保育所と公立保育所、幼稚園などを保護者のニーズに合わせて選択できるよう、食育の推進や芝生化など特色ある保育環境の充実に努めます。

特別保育の充実

- ・延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かりなどの保育サービスの充実に努めます。

【主な取組】

- ・老朽化した保育園の改修
- ・保育園等整備計画の策定
- ・保育園園庭芝生化事業
- ・一時預かり事業の拡充

3 児童の健全育成の推進

地域活動の推進

- ・地域社会と協力しながら社会全体で子育てを支えるための取組を推進します。

教育機関との連携・協力

- ・乳幼児期から青年期までの支援を一体的、継続的に行うことができるよう、教育機関との連携・協力を図ります。

【主な取組】

- ・放課後子どもプランの推進
- ・老朽化した児童館の改修
- ・教育機関と連携した児童クラブの充実
- ・地域のボランティアと協働した児童クラブの充実

4 ひとり親家庭支援の充実

経済的支援の充実

- ・近年、ひとり親家庭が増加傾向にあり、このような家庭への経済的支援を継続的に実施します。

生活自立支援の充実

- ・関係機関や広域的な専門機関と連携し、ひとり親家庭等の親の自立・就業の支援に向けた取組と各種制度の活用促進を図ります。

【主な取組】

- ・児童扶養手当の支給
- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭等の親への就業支援

【関連する計画等】

- ・蒲郡市次世代育成支援行動計画～ほほえみプラン2.1～【後期計画】（平成22年度～平成26年度）

4 高齢者支援

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らせるように、地域が協力して支援しています。

高齢者が介護予防や健康づくりに取り組み、元気に長生きしています。

高齢者が社会活動に参加したり、趣味に取り組み、生きがいをもって暮らしています。

現状と課題

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加により、日常生活の援助や介護が必要となった際には、社会的支援がより重要となります。住み慣れたまちで高齢期を安心して生活できるように、地域や行政による日常生活の支援が一層求められています。
- ・平成 22 年 4 月 1 日現在で本市の高齢化率は約 24.7%に達し、今後高齢化はますます加速すると予測されています。高齢者の生活を支える地域社会支援や介護保険制度を持続可能なものにする

ためにも、健康づくりや介護予防の意識を高める仕組みづくりが必要となっています。

- ・平均寿命の伸長により、多くの方が高齢期を 20 年近く過ごすこととなります。そのため、高齢期をいきいきと過ごすためにも、社会活動に参加する機会や、生きがいづくりのための様々な活動に参加する機会を充実させることが必要となっています。

【施策の体系】

1	住み慣れた地域で安心して暮らすための施策
	高齢者の生活の場の確保 家族介護に対する支援 地域福祉活動の支援
2	介護予防や健康づくりに取り組むための施策
	介護予防の意識向上 他分野との連携による健康づくり・介護予防の推進
3	生きがいをもって充実した生活をおくるための施策
	就労支援 生きがいづくり支援 社会活動参加支援

要介護認定者の割合の推移

	要支援(人)	要介護(人)	合計(人)
平成12年度	97	1,119	1,216
平成13年度	137	1,325	1,462
平成14年度	228	1,559	1,787
平成15年度	243	1,804	2,047
平成16年度	287	2,001	2,288
平成17年度	259	2,155	2,414
平成18年度	496	1,971	2,467
平成19年度	661	1,861	2,522
平成20年度	666	1,987	2,653
平成21年度	691	2,054	2,745
平成22年度	704	2,097	2,801

独居世帯数の推移

区分	独居世帯(戸)
平成10年	1,249
平成11年	1,294
平成12年	1,295
平成13年	1,404
平成14年	1,419
平成15年	1,400
平成16年	1,597
平成17年	1,711
平成18年	1,833
平成19年	1,842
平成20年	1,986
平成21年	2,070
平成22年	2,143

施策の内容

1 住み慣れたまちで安心して暮らすための施策

高齢者の生活の場の確保

- ・要介護認定を受けていない高齢者が在宅で安心して生活できるように、在宅支援サービスの充実及び各種高齢者福祉サービス等の充実を図ります。

家族介護に対する支援

- ・在宅高齢者を介護する側の家族の負担を軽減するため、家族介護者のリフレッシュの場や情報交換の場を提供するなど、家族介護支援の充実を図ります。

地域福祉活動の支援

- ・独居高齢者や高齢者世帯の方が安心して暮らすことができるよう、地域による必要な支援体制を構築するため、地域包括支援センターの活動の充実や関係機関との連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・高齢者在宅福祉サービス
- ・高齢者福祉サービス事業
- ・地域支援事業（地域包括支援センター事業）

2 介護予防や健康づくりに取り組むための施策

介護予防の意識向上

- ・介護が必要になる手前の段階で、介護予防に取り組むことが、健康を維持するために重要であることから、介護予防の重要性の理解を深めるために、意識向上を図ります。

他分野との連携による健康づくり・介護予防の推進

- ・本市が主催する健康づくり事業、各種講座や、公民館や地域が主体となって行われる文化・スポーツ活動などとの連携により、健康づくり・介護予防を図ります。

【主な取組】

- ・特定高齢者把握事業
- ・介護予防事業
- ・健康づくり事業

3 生きがいを持って充実した生活をおくるための施策

就労支援

- ・高齢者になっても、意欲に応じて就労機会が確保されるよう、シルバー人材センターの活動に対する支援を図ります。

生きがいづくり支援

- ・高齢者が生きがいをもって生活をおくることができるように、高齢者の趣味活動への参加、ボランティア活動への参加、その他社会活動への参加の機会を増やすための支援をします。

社会活動参加支援

- ・高齢者が地域の活動に積極的に参加し、地域の相互扶助関係を築くことができるように、老人クラブへの加入促進や地域団体への参加拡大を図ります。

【主な取組】

- ・シルバー人材センター事業
- ・生きがいセンターの充実・活用
- ・老人福祉センターの充実・活用
- ・老人クラブ活動の支援
- ・地域ボランティア団体との連携

【関連する計画等】

- ・第4期蒲郡市介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）
- ・第5期高齢者福祉計画（平成21年度～平成23年度）

5 障がい者支援

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

障がい者がその人らしく自立し、地域で安心して暮らしています。

地域や社会が障がい者と交流し、支え合える環境が整っています。

現状と課題

- ・ 障害者自立支援法により、身体・知的・精神で異なっていた制度やサービスの一元化が図られ、利用者本位のサービス体系へと再編されました。
- ・ 障がい者に対する理解は十分ではなく、差別や偏見は様々な場面で解消しておらず、社会参加の阻害要因となっています。そのため、障がい者に対する正しい理解を持って社会の中で普通の生活がおくれるような条件を整え、ともに生きる社会づくりが必要不可欠です。
- ・ 障がい者が地域で暮らしていくために、生活支援の各種サービスを充実していくことはもちろんですが、サービスを周知することも重要です。現在、情報量の少なさによって一部の利用者のみがサービスを利用している状況が見受けられるため、きめ細かく情報を伝える必要性があります。
- ・ 本市では、障害者基本計画の基本理念の「ノーマライゼーション」に「リハビリテーション」を加えて、障がい者を含めた全ての市民が地域社会の中で基本的人権を保障され、可能な限り、その個人の能力を活かし、社会生活と社会の発展に参加できるように支援するとともに、発展によって

蒲郡市障がい者支援センター



【施策の体系】

1	障がいのある人への正しい理解の普及 ボランティアの育成・支援
2	日常生活自立支援事業の充実
3	生活支援サービスの周知・充実 医療費助成の充実 多様な居住の場の充実 障害福祉サービスの充実 地域生活支援事業の充実 総合的な就労支援
4	療育体制の充実

もたらされる成果を誰もが受けることができるようなまちづくりを目指していきます。

- ・ また、働く意欲を持つ人が働ける社会づくりのために、障がいの多様化に対応した教育の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・育成に取り組み、障がいの特性に応じた一人ひとりの自立につなげることが求められています。
- ・ 障がいのある人やその家族介護者が生活支援に求めるものは、制度に基づくサービスの提供だけでなく精神的な領域にもわたることから、きめ細やかな支援を行うためには、ボランティア活動やNPO活動などの力も不可欠となります。今後は障がい者に対する理解の普及とともに、経験豊富な団塊の世代層の退職者を有効活用し幅広いボランティアの育成に取り組み、サービスの提供を行う必要があります。
- ・ 発達障がいについては、特に早期発見・早期支援ならびに地域での生活支援が求められています。また、保護者、学校や幼稚園、保育園など周囲の理解のための啓発が必要になっています。

移動販売カーでの販売風景



施策の内容

1 障がいのある人への正しい理解の普及

- ボランティア育成・支援
- ・ボランティア講座の開催、身体障がい者・知的障がい者相談員による相談支援の活動や、障がいのある人の地域生活を支援するようボランティア団体への支援を図り、ボランティア団体による理解の普及に努めます。
 - ・広報及び市のホームページを活用した障がい者施策の情報提供をはじめ、障がい者本人の啓発活動への関わりも含め、理解の普及に努めます。

【主な取組】

- ・知的・精神ボランティアの育成支援
- ・ピア・サポート活動の推進
- ・社会資源の有効活用の推進

2 日常生活自立支援事業の充実

- ・障がい者の暮らしや就労、福祉サービスの利用方法、余暇活動への参加などあらゆる相談に対する支援事業の充実を推進します。
- ・施設入所者や精神障がい者の地域移行が促進されることから、成年後見制度や日常生活自立支援業の利用を推進します。

【主な取組】

- ・蒲郡市障がい者支援センターの充実
- ・成年後見制度利用支援事業の整備

3 生活支援サービスの周知・充実

- 医療費助成の充実
- ・障害者手帳交付者の医療費の自己負担分の助成のほか、自立支援医療により人工透析やうつ病などの医療費を助成します。
- 多様な居住の場の充実
- ・施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活への移行支援のために、本人の希望の程度に応じて居住の場の確保や生活支援を図ります。
- ユニバーサルデザインの周知及び導入支援を推進します。
- 障害福祉サービスの充実
- ・身近な地域で自立した生活をおくことができるよう、訪問系・日中活動系・居住系サービス体制の確保と充実を図ります。
- 地域生活支援事業の充実
- ・日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等、事業の提供及び充実に努めます。
- 総合的な就労支援
- ・一般就労を推進するために、受け入れ側の意識啓発や継続的な勤務を可能とする環境整備を促進します。

【主な取組】

- ・自立支援医療給付事業
- ・住宅入居等支援事業の整備
- ・障害福祉サービス提供体制の確保
- ・地域生活支援事業提供体制の確保・就労移行支援の充実
- ・障がい者雇用に関する啓発推進事業

4 療育体制の充実

- ・障がい児にデイサービスを通じた集団生活への適応訓練や、同年代の子ども同士で交流する機会や居場所づくりに努めます。
- ・将来の自立に向けて、関係機関の連携のもとで、保護者の子育てへの支援を図るとともに、早期療育体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・児童デイサービスの充実

【関連する計画等】

- ・蒲郡市第2次障害者計画（平成20年度～平成29年度）
- ・蒲郡市第2期障害福祉計画（平成21年～平成23年度）
- ・蒲郡市地域福祉計画（平成23年～平成27年度）

6 生活自立支援

【施策の体系】

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 生活保護制度の適用 |
| 2 | 自立支援体制の充実 |

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

—将来の蒲郡を担う若年層を中心に、自立への第一歩を踏み出しています。

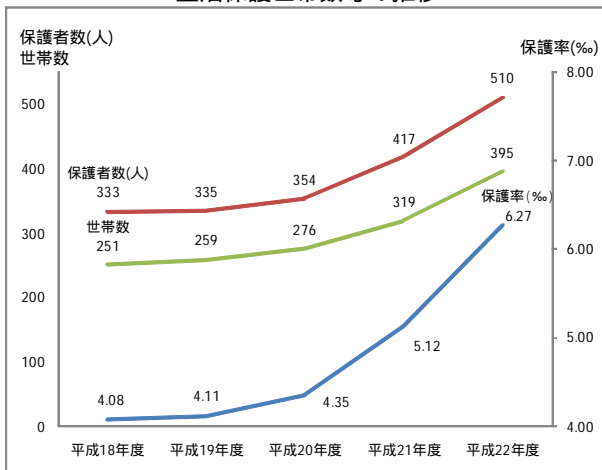
日々の生活に不安を感じず、誰もが安心した生活を送っています。

現状と課題

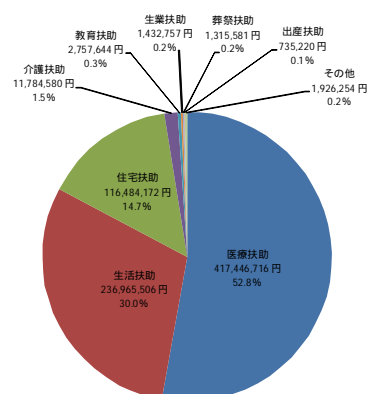
- 生活保護は、生活に困っている人に対し、その困っている状況に応じて必要な支援をすることにより、憲法の保障する最低生活を守り、自立に向けての支援をすることを目的としています。
- リーマンショック後の世界的な不況によって景気が後退し、失業率が上昇したため、日本人はもとより外国人の生活保護に関する相談・申請件数も急激に増加しています。
- また、仕事をしているにもかかわらず日々の生活が成り立たない状況に置かれたワーキングプアやホームレスと呼ばれる新たな生活困窮者が増大してきました。
- その中には就労の能力はあるものの、その能力を発揮する場や機会に恵まれず、自身の力ではもはやどうすることもできない人が増えてきていることも現状です。

- また、支援を希望している人の中には、アルコール・薬物などの依存症や多重債務、DV、児童虐待、社会との関わりを持たない一人暮らし高齢者・障がい者、精神疾患による社会的入院など実に多様な生活課題を抱えていることも特徴です。
- 核家族や共働きなどの社会構造の変化や家庭の事情などで、生まれながらにして生活環境に恵まれず、自立するための必要最低限の資格や学力さえも取得できない子ども達（貧困の世代間継承）が生じています。このような状況を解消するため、子ども達に対して教育環境の整備、進路指導及び就職活動などを支援し、自立への第一歩を踏み出せるよう専門支援員をおく必要があります。
- これまで、地域の民生委員・児童委員や扶養親族の協力のもと、生活自立に向けて適正な支援指導を行ってきました。
- 今後は、ハローワーク、社会福祉協議会などと協力して、将来の社会構造を見据えた支援を、特に働く意欲のある若年層に対しては早期対応、短期支援をする必要があります。

生活保護世帯数等の推移



生活保護費（扶助別）の内訳



施策の内容

1 生活保護制度の適用

- ・支援を必要としている人たちがそれぞれ抱えている問題に対し、じっくりと腰を据えて、本人と寄り添って解決していけるような支援体制を推進します。
- ・仕事に対する意欲と能力はあるが、求職にあたって支援が必要な人に対してハローワークへの同行など、ケースワーカーだけでなく就労支援員が支援することにより成果をあげていくような組織体制を図ります。

【主な取組】

- ・面接相談員の活用・増員
- ・就労支援員の活用・増員
- ・ハローワークと社会福祉協議会との連携

2 自立支援体制の充実

- ・ヤミ金やサラ金などの多重債務の整理や就労支援をはじめ、将来本市を担う世代の自立支援として、子どもの不登校状態の解消、ひきこもり状態に対する適切な治療、高校等進学、アパートなどの入居可能な物件情報の提供、成年後見制度の申立ての支援など、自立を阻害している様々な問題を解決するための新たな自立支援プログラムの充実・策定を推進します。
- ・生活保護制度をはじめとし、ハローワークによる離職者に対する支援や社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付など、各種支援策の相談窓口の一本化に努めます。
- ・働く意欲があり、仕事に就くための阻害要因がない若年層の生活保護受給者が早期に自立できるような支援体制を推進します。

【主な取組】

- ・自立支援プログラムの推進
- ・相談支援窓口の充実
- ・若年者早期自立支援プログラムの策定

【関連する計画等】

- ・各種自立支援プログラム

7 保険・医療費助成

【施策の体系】	
1	国民健康保険事業の適正な運営
2	後期高齢者医療制度の適正な運営
3	医療費助成制度の適正な運営
4	介護保険事業の適正な運営
5	国民年金制度の適正な運営

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

みんなに支えられて、保険・医療費助成制度が安定的に運用されています。

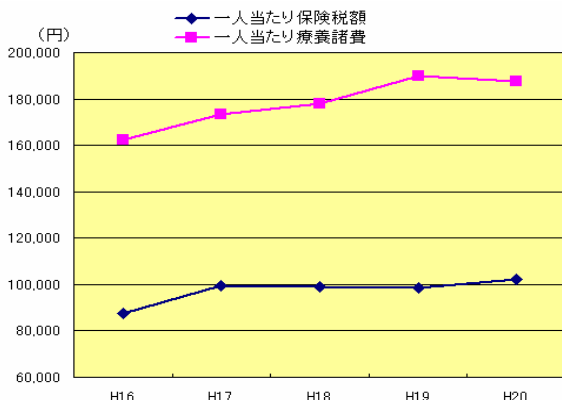
子どもから高齢者まで安心して医療を受けています。

現状と課題

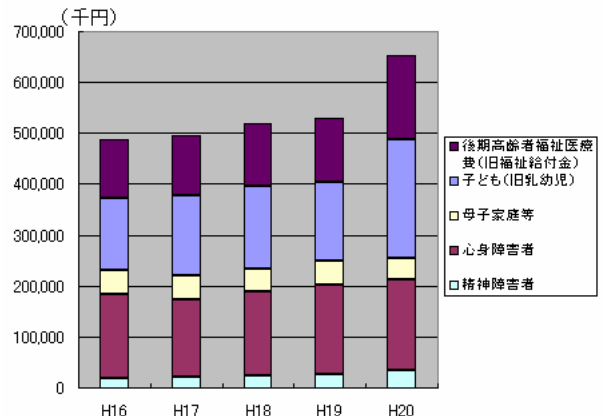
- 国民健康保険は、安心して医療を受け、健康な生活を送ることができる制度として重要な役割を果たしています。しかし、高齢化や生活習慣病により医療費は増加傾向にあり、長引く経済不況により低所得者の割合も高まっています。
- このため、医療費の適正化や収納率の向上などに取り組み、事業の安定的な運営を行う必要があります。また、国民健康保険制度の県単位での広域化の議論が始まるとともに、国は、後期高齢者医療制度の廃止と国民健康保険制度の統合という案も検討しており、その動向を注視しながら制度運営を行う必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、高齢者と若い世代が公平に医療費を負担し、高齢者が安心して医療を受けられることを目的として平成 20 年度から始まりました。しかし、平成 24 年度末でこの制度は廃止され、平成 25 年 4 月には、新しい高齢者医療制度の施行を予定しており、その動向を見極めながら制度運営を行う必要があります。

- 医療費助成は、高齢者や子ども、母子家庭等、心身や精神に障がいのある人などが安心して医療を受けられるよう医療費の公費負担による本人負担の軽減を実施しています。しかし、増加していく医療費とともに助成額も増加傾向にあります。
- 介護保険制度は、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える仕組みで、利用者が必要とするサービスを安心して受けられるよう体制を整備してきました。今後は、高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加などから、保険給付費の増加が見込まれるため、保険料と公費によって制度の安定的な運営を行う必要があります。
- 国民年金は、老後や不慮の事故などで障がいを持ったときに生活の支えとなる重要な制度です。しかしながら、制度の理解不足による未加入者や保険料未納者が見受けられます。無年金者の解消を図るため、年金制度の啓発活動を推進していく必要があります。

国民健康保険加入者一人当たり
保険税額と療養諸費の推移



医療費助成の推移



施策の内容

1 国民健康保険事業の適正な運営

- ・国民健康保険事業を安定的に運用する財源を確保するため、振替納税を推進するとともに、外国人への制度周知、滞納世帯への臨戸徴収・電話催促等の納付指導を強化し収納率の向上に努めます。
- ・医療支出の適正化のため、診療報酬明細書の内容点検と重複・頻回受診の改善指導を充実するとともに後発医薬品の使用促進を図ります。
- ・生活習慣病予防と将来の医療費増加抑制の観点から特定健康診査、特定保健指導を実施し、多くの保険加入者に受診してもらうよう啓発活動を推進します。また、疾病の早期発見・早期治療に役立て、保険加入者の健康保持を図るために人間ドック・脳ドック検査費用の助成を行います。
- ・広域化の議論と高齢者医療制度の見直しなど、新制度に向けた体制作りについて愛知県及び県内保険者等と議論を進めます。

【主な取組】

- ・収納率の向上
- ・医療費の適正化
- ・特定健康診査・特定保健指導
- ・人間ドック・脳ドック検査費用助成

2 後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、振替納税を推進するとともに、滞納者への臨戸徴収・電話催促等により収納率の向上に努めます。
- ・生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るため後期高齢者医療健康診査を実施します。
- ・高齢者医療制度の動向を見極めながら、円滑に新制度に移行できるよう準備を整えます。

【主な取組】

- ・収納率の向上
- ・後期高齢者医療健康診査
- ・人間ドック・脳ドック検査費用助成

3 医療費助成制度の適正な運営

- ・誰もが安心して医療が受けられるよう、県補助制度や他の福祉制度の動きとの調整を行い、医療費の適切な助成を行ないます。

【主な取組】

- ・後期高齢者福祉医療費助成
- ・子ども医療費助成
- ・母子家庭等医療費助成
- ・心身障害者医療費助成
- ・精神障害者医療費助成

4 介護保険事業の適正な運営

- ・第4期蒲郡市介護保険事業計画に基づき、サービスの円滑な提供や介護給付の適正化に努め、安定した事業運営の確立に努めます。
- ・国民の共同連帯の理念に基づく保険料納付の理解が得られるよう啓発に努めます。

【主な取組】

- ・事業運営の安定
- ・健全財政の確保

5 国民年金制度の適正な運営

- ・国民年金制度に対する不安解消ため、周知と啓発を行い、制度の正しい理解を目指します。
- ・窓口相談体制の充実を図るとともに、日本年金機構と協力・連携し、未加入者の加入促進と未納者対策に努めます。

【主な取組】

- ・制度の周知
- ・未加入者への加入促進
- ・未納者対策の推進

【関連する計画等】

- ・蒲郡市特定健康診査等実施計画（平成20年度～平成24年度）
- ・第4期蒲郡市介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）

第2章

賑わいと元気あふれるまちづくり

- 1 農林業
- 2 水産業
- 3 工業
- 4 商業・サービス業
- 5 新産業
- 6 観光
- 7 競艇
- 8 雇用
- 9 消費者保護

1 農林業

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

安心できる農作物を供給し、魅力ある農業が行われています。

農地を「所有」から「利用」へ転換することを促進し、農業が身近になっています。

【施策の体系】

1	親しみやすく魅力ある農業の実現
2	遊休農地・耕作放棄地の解消と担い手の育成
3	効率的な営農を支える基盤整備
4	森林等自然資源の保全

現状と課題

- ・本市では、従来から温暖な気候を活かし、ミカン等果樹を中心とした農業生産が行われています。花き、つまもの、イチゴ等の施設園芸も盛んに行われ、高収益性の作物・作型を導入し、地域の産地化を目指しています。
- ・蒲郡柑橘組合は、平成 22 年に「日本農業賞大賞」を受賞するなど、高品質であるとの評価を受け、地域の活性化につながる農業振興に貢献しています。
- ・国が食料自給率の向上を示すものの、原油価格高騰やコスト高、売値の低迷等により農業経営が圧迫され、離農あるいは作物転換を余儀なくされる農家も多くなっています。そのため、後継者等の担い手不足、耕作放棄地の増加を引き起こす要因の一つにもなっています。

- ・農業経営を“成り立つ産業”にすることが大きな課題であり、それに対応するため「一次産業（生産）」と「二次産業（加工）」と「三次産業（流通）」を一体化した「六次産業（生産・加工・流通の総合）」の推進が期待されています。
- ・農地利用集積円滑化事業による農地の掘り起こし活動と担い手育成の推進を連動させることで、魅力ある農業の実現が求められています。
- ・食の安全に関心が高まる中、「食」や「農業」をより身近に感じることができるとの取り組みにも力をいれていく必要があります。
- ・ほ場整備を中心に、農道、用排水路、ため池等の基盤整備を進めることにより、効率的な利用促進を図る必要があります。
- ・林業は規模が小さいものの、本市森林の多くは三河湾国定公園の指定区域にあり、観光及び森林保全の面で重要な役割を果たしています。

主副業別農家数（戸）

種別	主業農家	準主業農家	副業的農家	合計
戸数(戸)	383	179	199	761

(2005 年農林業センサス)

品目別農業算出額（戸）

品目	米	いも類	野菜	果実	花き	種苗他	畜産	合計額
金額(千万円)	6	1	131	523	60	16	14	751

(平成 18 年生産農業所得統計)

施策の内容

1 親しみやすく魅力ある農業の実現

- ・農産物の生産だけでなく、食品加工、流通、販売にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、事業の付加価値を、農業者自身が得ることのできるような取り組みを推進し、農業の活性化とともに、「地産地消」の浸透を図っていきます。
- ・食の安全、安心に関心が高まる中、手軽に農業を体験できる小規模の市民農園を拡充し、参加を促すことで、農業を身近に感じてもらえる環境づくりを推進していきます。
- ・人間が生きていく上での「食」の大切さを知識として学べる機会を増やし、健全な食生活を実践できる人間を育てる活動を推進していきます。

【主な取組】

- ・第六次産業の推進
生産・加工・流通・販売等を統合的に取り扱い、事業の付加価値を高める取り組みを支援していく。
- ・地域間交流施設の整備
ほ場整備地などへ、農業の販売所などを併設する。
- ・市民農園の拡充
市民農園を拡充し、実際に農業に触れることで、農業を身近に体感してもらう。
- ・食育の推進
安全で安心した食生活を送るため、農業を通じて「食」に対する知識を高める活動を推進していく。

2 遊休農地・耕作放棄地の解消と担い手の育成

- ・「農地利用集積円滑化事業」により、規模縮小農家等から農地を買い入れ又は借り受け、担い手農家等に売却又は貸し付けるほか、担い手農家への農地の利用集積を促進し、遊休農地、耕作放棄地の解消につなげ、自給率の向上に努めていきます。
- ・後継者や新たな担い手育成のため、農業共同組合が中心となった農業研修事業を実施し、就農希望者への支援体制の充実を図っていきます。

【主な取組】

- ・農地利用集積円滑化事業
農地利用集積円滑化団体及び農業委員会と連携し、担い手農家への農地利用集積を推進します。
- ・農業への参入促進
就農を希望する方への支援体制の充実を図り、遊休地、耕作放棄地の解消につなげる。

3 効率的な営農を支える基盤整備

- ・ほ場整備事業や農道、用排水路、ため池等の基盤整備事業を積極的に推進し、農業者が農業経営の合理化や農作業の効率化を図ることができる環境づくりを推進します。
- ・ハウス栽培の花き類の促進に向け、照明器具のLEDへの移行を推進することで、省エネ化、作物の成長促進、高品質化などを目指します。

【主な取組】

- ・ほ場整備事業
農地の区画整理を行い、担い手が効率的な営農ができるよう基盤整備を行う
- ・農道、用排水路、ため池等の整備
農業経営の合理化と効率化を図るため農業環境の整備を行う。
- ・LED利用実証性設置事業
LED照明器具の性能及び投資効果などの検証を行う。

4 森林等自然資源の保全

- ・本市においても森林等自然資源の保全は重要な問題です。林道の整備や治山事業により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、林地の保全、生活環境の保全を図ります。
- ・イノシシ、ハクビシン等により果樹園や畑を荒らされるなど、鳥獣被害の報告も非常に多く、イノシシ捕獲用の檻を設置するなど駆除対策を推進します。

【主な取組】

- ・林道の整備
健全な森林資源の維持造成推進のため、林道を整備する。
- ・治山事業
林地の保全、生活環境の保全を図るため、山地災害の恐れのあるところの治山事業を促進する。
- ・有害鳥獣駆除対策
蒲郡猟友会を中心に農業従事者との連携を図る。

【関連する計画等】

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（平成22年度～平成27年度）
- ・蒲郡市食育推進計画（平成22年度～平成24年度）

2 水産業

【施策の体系】	
1	安定した経営基盤の充実
2	育てる漁業の推進
3	ブランド化とPRの充実
4	後継者の育成支援

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

漁業者、水産業関係団体等が一体となって安定した水産業経営が行われています。

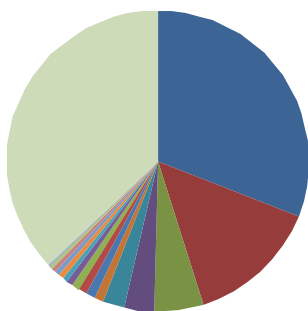
「獲る」漁業から「育てる」漁業へ、水産資源の育成と保護を推進しています。

現状と課題

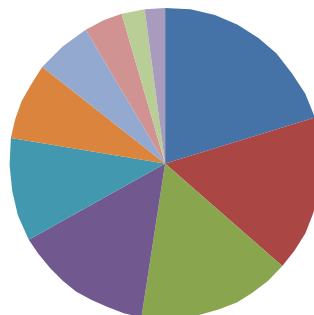
- ・本市の平成 19 年の漁獲量は 4,892 t で、県全体の約 6.4% にあたります。
- ・本市で水揚げされるメヒカリ、アカザエビに注目し、旅館、飲食店等の協力を得て、ブランド化とイメージ定着を目指しています。
- ・水産業は、担い手の高齢化及び後継者不足による漁業者の減少が深刻であり、また漁獲量の減少及び魚価の低迷による漁業経営の悪化など、厳しい状況が続いています。
- ・厳しい漁業経営に対し、漁業及び水産業経営が成り立つ産業となるよう支援していくことが重要になっています。
- ・水産物の生産（一次産業）だけの形態から、食品加工（二次産業）や流通・販売（三次産業）へ漁業者及び水産業者が主体的かつ総合的に関わることにより、水産業を活性化していくことが期待されています。
- ・愛知県下の漁業協同組合の統合を目指し、今後蒲郡地区の漁業協同組合のあり方を模索することにより、経営基盤の強化を図る必要があります。

- ・水質汚染や水産資源の乱獲等による漁場生産力の低下が問題となっている中、安全で良質な水産資源の安定した供給の確保が課題となっています。
- ・従来の「獲る」漁業に加えて「育てる」漁業も併せて推進し、水産資源の保護、育成などを行うため、漁場環境・生態系保全事業などが求められています。
- ・メヒカリ、アカザエビに続く特産物の発掘を目指し、産地ブランド化に向けてPRを強化していきます。
- ・漁業関係者、漁業協同組合、水産業関係団体等が一体となって新たな担い手等の人材育成を推進し、魅力ある漁業・水産業を目指していきます。
- ・市内には第3種漁港、第2種漁港といった県内を代表する漁港があり、この活用と維持管理が必要となっています。

魚種別漁獲量



魚類収穫量 3,571 t



えび・かに・貝・いか・たこ・うに・その他水産動物類など 1,125 t

施策の内容

1 安定した経営基盤の充実

- ・水産物の生産だけでなく、食品加工、流通、販売にも水産業者が主体的かつ総合的に関わることによって、水産業者自身が事業の付加価値を得ることのできるような取り組みを推進します。また、「地産地消」の浸透を図るとともに、水産業を活性化し、安定した経営を目指していきます。
- ・蒲郡漁業協同組合（形原、西浦、竹島）と三谷漁業協同組合の今後を協議することにより、経営の強化を図ります。
- ・形原漁港区域内の未利用地となっている形原町春日浦地区水産加工用地の建築制限を緩和することにより土地活用を促進し、漁業関係者の生活支援及び地元経済の活性化を図ります。
- ・漁港は、豊かな三河湾で水揚げされる漁業の拠点であるとともに、市民や観光客が水産業に親しむ場です。これらを維持していくためにも、漁港の適正な整備促進を、事業主体である県とともに推進します。

【主な取組】

- ・第六次産業の推進
生産だけでなく加工・流通・販売等も統合的に取り扱い、事業の付加価値を高める取り組みを支援していく。
- ・漁協の今後のあり方
経営の強化を図るため、蒲郡地区の漁協のあり方を協議していく。
- ・春日浦地区の土地活用
漁港施設用地等利用計画及び春日浦地区計画の変更を行い、土地活用の促進を図る。
- ・漁港の適正な整備の促進

2 育てる漁業の推進

- ・種苗の放流や魚類をはじめとした多くの生き物の育成環境を整えることにより、これまでの「獲る」漁業から「育てる」漁業への転換を推進し、地域に適合した効果的な栽培漁業や資源水準に見合った合理的な漁獲管理を行う資源管理型漁業を推進し、水産資源の回復、増大を図っていきます。

【主な取組】

- ・環境・生態系保全活動支援事業
アマモの移植及び播種や干潟の耕運等の保全活動を行う組織の取組を支援します。
- ・抱卵ガザミ放流事業
抱卵ガザミを生簀で育て、孵化したカニを放流し、ガザミ資源の安定を図る。

3 ブランド化とPRの充実

- ・市内の旅館、飲食店の協力を得て、メヒカリ、アカザエビを使った料理を考案し、PRすることで地産ブランド化のイメージ定着を目指す。また、これに続く食材の発掘にも取り組んでいきます。
- ・潮干狩りといえば蒲郡と言われるように、来訪したお客様にとっても、地元にとっても快適な環境整備とPRを推進し、観光客アップひいては潮干狩りの名所としての蒲郡のイメージ定着を図ります。

【主な取組】

- ・タイアップ等によるPR
メヒカリ、アカザエビに続く蒲郡ならではの食材を使用した料理等を旅館・飲食店等とのタイアップにより、ブランド・イメージの定着を図る。
- ・「潮干狩りの蒲郡」イメージ定着
潮干狩りの名所としての地位を確実にするため、環境整備とPR両面に力を入れていく。

4 後継者の育成支援

- ・担い手の高齢化、後継者不足による漁業者の減少は深刻な問題であることから、水産業者、漁業関連団体等が一体となって魅力ある水産業を形成し、人材育成に力を入れていきます。
- ・魚を使った料理法を学べる機会を増やし、漁業、魚をより身近に感じてもらい、食生活における魚の重要性、ひいてはよりよい漁場環境の維持形成に理解を求めていきます。

【主な取組】

- ・後継者の育成支援
漁家、水産業者の後継者、漁業や水産業へ参入を希望する担い手へ補助や研修等の支援
- ・さかな料理教室の推進
料理教室を推進し、さかな料理に対する興味を促し、さかなの普及を図る。

3 工業

【施策の体系】

1	工業基盤の整備
2	企業の育成及び強化
3	地場産業の活性化
4	企業誘致

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

洗練された独自の技術とこだわりを持った地場産業など、蒲郡独自の製造業が注目されています。

地域とともに歩み、蒲郡から世界を目指す最先端技術を持った優良企業が育っています。

現状と課題

- ・本市は古くから繊維産業のまちとして栄えてきました。繊維産業は、長期にわたる不景気や産業構造の変化を受け衰退傾向にありますが、依然として事業所数の3分の1を占める主力地場産業として、本市の産業を支えています。
- ・繊維産業については、「三河木綿」の事業展開を中心として、ほかの繊維製品とは一線を画す付加価値の高い製品の開発に力を入れています。また、繊維ロープの生産量は全国の約40%を占め、その品質は高く評価されています。
- ・長らく繊維産地として栄えてきた蒲郡には、現代に通用する技術と経験が蓄積されており、今後の製品開発にも大きな可能性を秘めています。
- ・近年では、自動車部品や精密機械などを中心とする鉄鋼業や化学工業やプラスチック工業等に比重が高まっています。こうした中、高度な技術力を背景に時代の先端をいく、ハイテク産業を手掛ける企業が注目を集めており、幅広いフィールドで活躍をしています。蒲郡を拠点とし、世界へ羽ばたく企業の登場に、市民の期待が寄せられています。
- ・本市の企業のうち多くを占めるのが中小企業であり、経済活動や雇用の面で非常に重要な役割を担っています。中小企業の多くは経営基盤が脆弱になりがちであるため、設備の近代化、技術の向上、情報の集積などを進め、企業体力を高めていく必要があります。
- ・大量生産・大量消費社会を経て、近年は消費者が自分の価値観にあった商品を選別する社会へとシフトしたといわれています。こうした中、各企業においては独自の技術とアイデアを駆使した、ほかにはない蒲郡独自の製品を作ることが期待されています。
- ・本市は平坦な土地が少ないため、まとまった工業用地の確保が難しいことから、企業の新たな工場の立地が困難でした。しかし、名豊道路の全線開通や、蒲郡埠頭の大型岸壁の供用開始による社会インフラの整備が進む中、ものづくりの中心である西三河地域から近い地理的優位性もあって、企業用地の開発とともに、企業誘致が期待されています。
- ・工場、事業所の適正配置を図り、用途地域の純化に努めていくことが必要となっています。

事業所数・従業者数・出荷額・生産額の推移

区分	平成8年	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年
事業所数	642	606	474	474	403
従業者数(人)	10,555	9,998	9,183	9,483	9,309
製造品出荷額(百万円)	200,116	193,042	190,564	216,988	238,848

工業統計調査(各年12月31日現在)

施策の内容

1 工業基盤の整備

- ・企業の新たな工業用地需要にこたえとともに、優良企業の誘致を図るため、効率的かつ環境保全に配慮した工業用地の確保を目指します。
- ・新たな工業用地造成地において、工場、事業所の適正配置を図り、用途地域の純化に努めます。

【主な取組】

- ・工場立地法の適正な運営
周辺住環境と調和した工場用地の整備を行います。
- ・工業用地開発適地調査
企業の需要にこたえるに十分な面積の確保を図るとともに、工業種別、地区別面積などの把握を行い段階的効率的な企業立地を推進します。

2 企業の育成及び強化

- ・独自性があり力強い企業を育てるため、県や商工会議所が開催する経営診断、企業相談、各種講演会の活用を促進し、経営の近代化、設備の合理化、情報化を奨励します。
- ・産学官の交流及び異業種企業間の交流を推進し、新たな発想、新たな人脈、新たな技術の習得を図ることで、人材を育成していくとともに、より先進的な企業の育成を図ります。
- ・企業の資金調達を円滑にするため、商工業振興資金の融資制度を利用者の需要に応じて充実します。また、国や県の融資制度についても有効な活用を促進します。

【主な取組】

- ・資金融資事業
商工業振興資金を中心として、中小企業向けの事業資金融資制度を充実します。
- ・産学官ネットワーク事業の推進
企業、学術機関、研究機関などにおける共同開発、共同研究を促進するとともに、異業種企業間の交流による共同開発、共同研究、販売経路の拡大を促進し、より付加価値の高い製品開発を行います。

3 地場産業の活性化

- ・繊維業界に蓄積された技術と経験を結集し、新たな事業展開を見出すために、業界が一丸となった体制づくりに努めます。
- ・公的研究機関の協力を得て、新製品や新技術の共同開発、研究を促進し、他製品とは一線を画す「三河木綿」及び蒲郡ブランドの確立を図ります。
- ・アンテナショップ「夢織人」を通じて、繊維製品の多様な販売経路を開拓していきます。また、手織り木綿工房「手織場」の運営を通じて、伝統的な手織り文化を広く普及させていきます。
- ・観光のまち蒲郡の特色を活かして、観光客向けのお土産づくり、特産品作りを推進します。

【主な取組】

- ・ミカワ・テキスタイル・ネットワーク事業
繊維産業の新たな可能性を探るための新たなものづくり、新たな流通の研究、販路の開拓などを推進します。
- ・アンテナショップ夢織人及び手織場の運営
繊維製品の日常への提案と、伝統的な手織技術の普及を通じて、顧客の拡大と織物文化の普及を図る。

4 企業誘致

- ・新たな産業構造づくりと、安定した雇用機会の拡大、地域の活性化を図るため、優良企業の誘致に努めます。
- ・優良企業の市内進出を促すため、立地のための優遇措置を実施していきます

【主な取組】

- ・企業立地における優遇措置の実施
重点的に企業立地を図る定められた区域へ進出する企業に対する、工場立地法に規定される緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を行います。

4 商業・サービス業

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

個性溢れるお店とやる気のある事業主が集う、賑わいと活気あるまちになっています。
地域の課題に対応する機能を持ち、生活の拠点となる商店街が維持されています。

【施策の体系】	
1	人をひきつけ活気あるまちづくり
2	魅力ある個店の育成
3	空き店舗の解消と後継者の育成
4	商店街活動の支援

現状と課題

- ・市内には5箇所の商店街組合が組織されており、その多くは地元中心の小規模経営で発展してきました。これに加え、近年では大規模商業施設、ロードサイド型店舗やコンビニエンスストアなどの進出が盛んであり、当市の商業のあり方にも多様化が進んでいます。
- ・大規模商業施設などの新しい施設が賑わいをみせている一方で、既存商店街は駐車場の整備、近代経営化・合理化の遅れ、後継者不足や事業主の高齢化などにより、年々活力が低下しています。
- ・地域の食・人・物・文化・歴史等を活かし特徴ある取り組みをしている商店街として、蒲郡商店街と形原商店街が、愛知県より「ブランド商店街」として認定されました。
- ・商店街は従来から、買い物場としてだけでなく、人の集まる場、生活の場として公的な機能を有し、まちの顔として愛されてきました。近年では、高齢者をはじめとする社会的弱者にやさしい商環境づくりや、効率的な街づくりを行う上で、市民が安心して快適に買い物のできる商店街に対して期待が寄せられています。
- ・売り上げ不振や店主の高齢化、後継者不足により商店が閉まり、次の事業者が入らないまま放置されてしまうという「空き店舗問題」の解消が課題となっています。空き店舗が再活用されまた新たな賑わいを創出するという、まちの新陳代謝の活発化が必要です。

- ・商店の分散化、車社会の進展に伴う市中心部の人口の減少、市民の生活様式の変化により、中心市街地の賑わいが減少しています。蒲郡駅を中心とした一円は蒲郡の中核的機能を有する「顔」であり、総合的に開発する必要があります。
- ・観光、農業が盛んな当市では、農商工業間における密接な連携をとることが有効であり、農業とタイアップした商品づくり、観光と連携した特産品作りに力を入れることが期待されます。
- ・サービス業は、住民の豊かで快適な暮らしを支える役割を担っており、人々のライフスタイルの変化に対応するとともに、少子高齢化社会における育児や介護サービスなど地域の課題に対応した事業の展開が望まれています。
- ・卸売業については地場産品である繊維関連品の多くが安価な外国製品などに押され厳しい状況に置かれています。このような中、個性的で魅力的な高付加価値の製品を取り扱うとともに、新たな流通経路の開拓等を研究する必要があります。

ごりやく市の様子



卸小売店の推移

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成19年
事業所数	436	388	331	293	240
従業員数(人)	2,820	2,623	2,347	2,073	1,593
年間商品販売額(百万円)	19,421,396	15,610,891	13,355,759	9,018,587	6,994,787

資料：商業統計調査

施策の内容

1 人をひきつけ活気あるまちづくり

- ・地域の特性、個性、資源などを活かしながら、快適で利便性の高いまちづくりを進め、市の内外から人の集まる活気あふれるまちを形成するとともに、蒲郡のブランド力を高めていきます。
- ・本市の核となる蒲郡駅を中心とした市街地においては、市街地・商業基盤等の一体的整備を進め、地域の活性化を図ります。

【主な取組】

- ・商店街活性化施策の推進
蒲郡商店街では、年6回「ごりやく市」を開催し、活気あるまちづくりを推進しています。また、形原商店街では「ひな祭りロード」などの季節に合わせたイベントを開催し、地域に根ざした活動を続けています。

2 魅力ある個店の育成

- ・商工会議所などの関係機関と連携し、経営診断、指導、助言、研修などの相談支援体制の充実に努め、新しい経営感覚を持った経営者を育成するとともに、個性的で魅力ある個店づくりを支援していきます。
- ・経営の安定と施設・設備の近代化のため、各種融資制度の充実を図り、利用者の有効活用を促進します。
- ・各個店の持つ魅力を引き出し、広域的な情報発信を図ることで、売上の増進と新規顧客開拓を支援していきます。

【主な取組】

- ・相談支援体制の充実
商工会議所などの関係機関と連携し、経営診断、指導、助言、研修などの相談支援を実施していきます。
- ・各種融資制度の充実
中小企業者向けの資金需要にこたえるため、商工業振興資金の円滑な運用を行います。
- ・おらがの店じまん事業
各個人の自慢できる商品や新しく開発した逸品を奨励するとともに、スタンプラリーを実施することにより、個店の商品力、販売力を高めます。

3 空き店舗の解消と後継者の育成

- ・新規出店者が開業しやすい環境を整備するため、店舗活用に対する支援を行います。
- ・まちに新たな活力を吹き込んでいくため、創業希望者に対する金銭的支援及び開業のために必要なノウハウの提供を行います。
- ・空き店舗問題の原因の一つとなっている後継者不足を解消するため、次代を担う後継者の育成・支援を行います。

【主な取組】

- ・空き店舗対策協議会の設置
- ・チャレンジショップ事業
創業希望者が実際に営業事業を行える場を提供し、市民との交流、積極的な情報発信による顧客づくりを支援します。

4 商店街活動の支援

- ・買い物場、交流の場、生活の場としての機能を備え、利便性が高く快適な商店街を形成していきます。
- ・本市の豊富な地域特性を活かした、魅力的で活気ある商店街を形成し、集客力の向上に努めます。
- ・日用品や生鮮食品など地域における必要な業種の誘致を図るとともに、高齢者向けのサービスなど、地域の課題に対応するコミュニティサービスの育成・支援を促進します。
- ・まちづくりと一体となった商店街活動を推進する人材の育成に努めます。

【主な取組】

- ・商店街活性化支援補助金
やる気のある商店街の特色ある取り組みに対し、積極的な支援をしていきます。
- ・商店街街路灯LED化推進事業
街路灯の維持管理費の削減ならびにエコ環境対策への取り組みに対して支援します。
- ・商店街駐車場整備支援の検討

5 新産業

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

蒲郡の地域資源を活かした独自の新産業が発展し、経営基盤の強化・雇用の創出が進められています。

中部のものづくりの地域性を活かし、豊かで活力ある新産業都市となっています。

現状と課題

- ・長期にわたる国内経済の停滞や産業構造の変化を受け、本市の製造品等出荷額、製造業従業者数はともに減少傾向にあります。地域の活性化のために、既存産業の底上げを図るとともに、蒲郡の次代を切り開く新産業の創出が必要課題とされています。
- ・商工会議所が中心となって、市内にある企業が連携し、平成 17 年に「癒しとアンチエイジング事業」が始まりました。この事業では新しい観光と健康サービス産業の創出を目的に、既存産業・地域資源を活かし、癒しと健康増進効果のある観光と健康サービス産業の開発、研究を行っています。
- ・近年では、企業の間でも、独自の技術力とノウハウを活かし、これまでにない最先端産業に向けた動きが活発です。そこで、新たな事業へ挑戦できる機会を作るため、各企業の進める新規事業展開や技術開発を支援するとともに、創業者の育成や、研究・開発をしやすい環境づくりが求められています。

新規開業事業者数

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
承認数	1	2	1	0	2

【施策の体系】

- 1 地域資源を生かした新しい産業づくり
- 2 新分野進出事業者への支援
- 3 産学官連携、異業種交流の促進
- 4 先端技術産業の誘致と集積

- ・最先端技術の実用化、商品化を図るため、企業側のニーズに応じた大学や研究開発機関等との産学連携が期待されています。
- ・人口減少、少子高齢化問題といった、私たちが直面する課題への対応や、地球温暖化に影響がある温室効果ガスの削減に努力していくため、限りある資源を有効に活用し、安定した持続可能な社会を築いていくための新エネルギー、リサイクル、バイオ関連産業など、環境にやさしく、生活と調和していける産業へ大きな期待が寄せられています。

みかん染めきもの



みかんロボット



施策の内容

1 地域資源を活かした新しい産業づくり

- ・癒しとアンチエイジング事業を核として、地域資源を活用した、蒲郡にしかできない独自性の高い新産業を創出し、産業の発展及び地域の雇用の拡大を図ります。
- ・社会のニーズを把握し、繊維産地の組織力・技術力等を基盤とした高付加価値の新事業開拓に取り組みます。
- ・地場農産品・水産品等を活用しながら、地域特産品のブランド化に取り組んでいきます。
- ・生産から加工、流通販売まで統一的に行う、6次産業の推進を図り、蒲郡が有する潜在的な地域資源の発掘に努めます。

【主な取組】

- ・癒しとアンチエイジング事業
観光と健康サービス産業の創出を目的とし、既存産業・地域資源を活かし、癒しと健康増進効果のある観光と健康サービス産業の開発を行う。
- ・地域特産品のブランド化
三河木綿、蒲郡みかんに続く新たな地域資源の発掘、高付加価値化を推進します。

2 新分野進出事業者への支援

- ・先進的、独創的な研究を行い、新たな産業の発展や雇用の拡大を生み出す事業者に対し、開発のために必要な資金の援助を行うとともに、蒲郡発の産業として広域的な情報発信を支援します。
- ・ベンチャー企業、研究開発型企业等に対し、企業の分野進出、特許の取得、知的財産権の活用などの相談支援を行います。
- ・新たな事業に挑む人材を育成し、新産業の創出を目指します。

【主な取組】

- ・創造的事業活動支援補助金
先進的・独創的な技術やノウハウを研究開発する事業者に対し、研究開発費や試作費を支援するとともに、市有地のあっせんを行います。

3 産学官連携、異業種交流の促進

- ・大学、研究機関等の先進的な研究成果を地域産業に活かすための産学官（企業、大学、市）における共同研究を促進します。
- ・農商工の連携を強化し、これまでにない新たな価値の創造を行うとともに、企業間の共同開発や共同研究を行い、異業種間の交流を推進します。

【主な取組】

- ・産学官交流ネットワーク会議の推進
事業所、大学、研究機関における共同開発、共同研究を促進し、新たな研究成果を産業化に活用していきます。
- ・農商工の連携強化
農協・漁協・商工会議所・観光協会などが連携し、新たな商品の開発や地域資源の掘り起こしを行います。

4 先端技術産業の誘致と集積

- ・日本のものづくりの中心地域としての優位性を活かし、最先端企業の集積都市を目指して、成長性の高い先端技術産業、研開発機関及び研究者の積極的な誘致を行います。
- ・先進企業の市内進出を促すため、立地のための優遇措置を充実していきます。

【主な取組】

- ・企業立地における優遇措置の実施
重点的に企業立地を図る定められた区域へ進出する企業に対する、工場立地法に規定される緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を行います。

【関連する計画等】

- ・蒲郡市地域新エネルギービジョン（平成13年度）

6 観光

【施策の体系】

1	観光資源の整備・充実
2	観光人材育成の充実
3	教育旅行・コンベンション・インバウンドなどの誘致活動
4	観光情報発信の充実

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

海のまち・湯のまちの蒲郡独自の地域資源を活かした特色ある観光地として多くの観光客が訪れています。

市民や地場産業との連携、他の地域との広域的な連携が効果的に進められています。

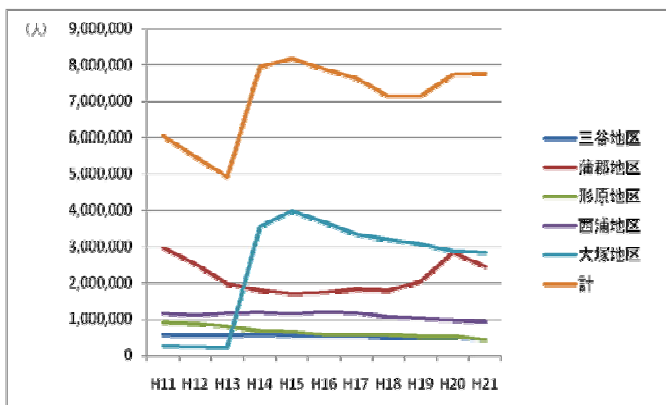
現状と課題

- ・本市は、愛知県内で最大級の温泉宿泊施設を有する観光地として注目されてきましたが、観光施設の老朽化などの問題もあり、今後、観光資源を有効に活用するために、計画的に施設の改築、修繕を行い、よりよい観光地づくりを行っていく必要があります。
- ・市制施行 50 周年の観光交流立市宣言以降、観光のまちづくりの気運が高まっており、今後、観光ボランティアガイド、おもてなしコンシェルジュなど市民、事業者の参加によるおもてなしの向上などの観光交流のまちが期待されます。
- ・ニューツーリズムへの需要が高まるなか、エコツーリズム(環境)、ヘルスツーリズム(健康)、ブルーツーリズム(三河湾)、ロングステイ(滞在型観光地)をテーマとした観光の基盤整備が求められています。
- ・他の地域との広域連携や、教育旅行・コンベンション・インバウンド(外国人観光客の誘客)

事業など、関係機関との連携をより一層、強化していく必要があります。

- ・観光は地域資源の自然、産業、文化と密接に関連しています。今後、産業、文化など独自の地域資源を再発見し連携を図る必要があります。
- ・これからの高度情報社会では、インターネット、携帯電話など電子情報発信が、重要な役割を担います。メールマガジンなどで定期的に情報を発信していく必要があります。
- ・マスメディアによる観光情報は影響が大きいいため、引き続き、テレビ、ラジオ、新聞などのメディアへの周知が重要です。テレビ番組誘致、映画のロケ誘致なども行っていく必要があります。
- ・従来は東海地区を中心に観光マーケットの拡大を進めてきましたが、今後は新規の観光PR推進事業を進め、首都圏等の新たな観光マーケットの開拓を進める必要があります。

蒲郡市 観光入込客数の推移



ノルディックウォーキング



施策の内容

1 観光資源の整備・充実

- ・老朽化した竹島水族館を整備していくことで、新たな観光資源として、楽しく、遊べる、学べる魅力ある水族館づくりを目指します。
- ・海岸線等を活かしたウォーキング、ノルディックウォーキング及びグランドゴルフ場を整備し、市内の観光地との連携を行うことで、他の観光地との差別化を図ります。
- ・市内の農業、漁業、工業、商業などの各種産業と連携し、地産地消を推進することで地場産業の活性化に努めるとともに、歴史的文化遺産などの保護を行うことで、観光資源の充実を図ります。
- ・他の地域と連携して、広域観光ネットワークの構築を図ることで、交流人口の増加を図ります。

【主な取組】

- ・竹島水族館整備事業
竹島水族館を改築します。
- ・ニューツーリズム事業
産業観光・文化歴史観光・エコツーリズム・グリーンツーリズム・ヘルスツーリズム・ロングステイなど、テーマを持った人や自然とのふれあいなどの体験的要素を入れた旅行システムを整備します。
- ・広域観光ネットワーク事業
他の地域と広域観光連携を行います。
- ・観光協会の法人化の検討

2 観光人材育成の充実

- ・竹島地区を中心に活動している蒲都市観光ボランティアガイドの会の活動の支援を図り、活動内容の充実に努め、より多くの観光案内を実施します。
- ・蒲郡観光交流おもてなしコンシェルジュの活動を広く市民に周知し、会員数の増加や活動内容の充実に努めます。
- ・魅力ある観光地づくりに向けて、自立的に力強く観光まちづくりを牽引していくリーダーと、観光ニーズこたえる経営感覚を持つ観光事業者の育成に努めます。

【主な取組】

- ・蒲都市観光ボランティアガイドの養成講座事業
国の天然記念物「竹島」周辺において活動している、観光ボランティアガイドの会に加入する方の養成講座を開催します。
- ・蒲郡観光交流おもてなしコンシェルジュ検定事業
市民等へ「蒲郡観光交流おもてなしコンシェルジュ」を認定し、観光客などへ観光交流都市に育てます。

3 教育旅行・コンベンション・インバウンドなどの誘致活動

- ・修学旅行・臨海学習などの教育旅行やコンベンション等の誘致活動を行い、団体宿泊者の増加を図ります。
- ・スポーツ大会、スポーツの団体の合宿、趣味サークルなどの集まりを誘致し、団体宿泊者の増加を図ります。
- ・今後増加すると予想される、東アジアを中心としたインバウンドの誘致活動の推進を図るとともに、外国人観光客の受入れ態勢を整えます。

【主な取組】

- ・修学旅行等誘致促進事業補助金事業
蒲都市観光協会では、蒲都市内で宿泊する修学旅行生に対する補助を行います。
- ・MICE（マイス）事業
Meeting（会議） Incentive tour（招待旅行）、Convention（大会）、Conference（学会）、Exhibition（展示会）の頭文字を取った造語で、観光団体客推進事業を行います。

4 観光情報発信の充実

- ・蒲都市観光協会など関係機関と連携して、観光展・観光キャンペーンを実施し、観光地としての認知度を高めるとともに、魅力ある観光地のイメージアップを図り、新たな観光客誘致を図ります。
- ・インターネット、ホームページ、携帯電話サイトなどの活用により、つねに新しい情報の発信を図ります。
- ・蒲都市観光案内所の機能を、JR東海蒲郡駅高架下に新設する観光交流センターに移行し、観光情報をワンストップサービスで提供できる観光情報発信基地として活用します。

【主な取組】

- ・観光展・観光キャンペーン事業
蒲都市観光協会など関係機関と連携して、観光展・観光キャンペーンを実施します。
- ・ICT（情報技術）活用による事業
パソコン・携帯電話などによる、ICT活用による、情報発信を実施します。
- ・観光交流センター建設事業
蒲都市観光案内所を観光交流センターとして、JR東海蒲郡駅高架下に移転します。

【関連する計画等】

- ・蒲都市観光ビジョン（平成16年度～平成26年度）
- ・改訂・蒲都市観光ビジョン（平成21年度～平成26年度）

7 競艇

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

ナイターレースの魅力を最大限に活かした取組により、市の財源が確保されています。

施設の改善を通じて競艇のイメージが刷新され、多くのファンで賑わっています。

開催経費の削減、民間委託などによる事業の合理化が進み、収益力、生産力の高い安定経営が維持されています。

現状と課題

- ・ 全国 24 競艇場の売上は、平成 3 年度の 2 兆 2,214 億円をピークに年々減少し、平成 21 年度は 9,257 億円でピーク時の 41.8%にまで落ち込んでいます。この間、平成 19 年度に 1 兆円台に回復しましたが、その後 2 年連続して前年割れとなっており、依然として低迷期を脱しきれていない危機的な状況といえます。
- ・ 本市においても同様な状況下にありますが、売上向上策の一環として、競艇業界では 2 番目となるナイターレースを平成 11 年度から導入し、平成 18 年度からは通年ナイターで開催しています。
- ・ ナイター場の強みを活かし、電話投票、場外発売で順調に売上を伸ばしてきましたが、ナイター 5 場での競合激化に伴う売上減少とともに他場がナイターに参入してくる可能性もあり、今後、競争が厳しくなってくるものと思われます。
- ・ また、インターネット投票、携帯電話投票、ボートピアなど場外発売などによる発売形態の多様化に伴い、より利便性の高い投票方式に移行する傾向にあり、本場売上の減少の要因となっています。
- ・ 来場者数は、売上と比例し減少傾向にあります。これは、発売形態の多様化による既存のファンの本場離れが進むと同時に、新規ファンの獲得が進まないことが要因となっており、将来に結びつくファンづくりが課題となっています。

【施策の体系】

1	来場促進及び売上向上
2	業務効率化などによる経費削減
3	競艇場施設の一体的な整備
4	安全性・快適性の確保

- ・ このような状況下において、競艇事業の最大の目的である市の財源への繰出金を安定かつ継続的に確保するため、健全経営によって売上の増加と経費の節減に努め、収益の確保を図っていくことが課題となっています。
- ・ 売上の増加を図るため、S G、G 競走等のビッグレースの誘致、都市型ボートピア設置支援、新外向発売所での複数場発売、場間場外発売日数の増加による広域発売の拡充など諸施策を積極的に推進していくとともに、既存の競艇ファンへのサービス向上、若年層を中心とした新規ファンの獲得を目指す施策を展開する必要があります。
- ・ 経費の節減については、機械化や民間委託による人件費の削減を図るとともに、開催経費の見直しを進め、費用対効果を見極めた効率的な事業を展開していく必要があります。
- ・ 施設の整備については、他場と比較して改善が遅れている客席スタンドや老朽化が進んでいる競技部等の施設改修の整備を図る必要があります。

施策の内容

1 来場促進及び売上向上

- ・ S G、G 競走等ビッグレースの誘致を積極的に図ります。また、ナイターレース場としての全国的な認知度を高めるため、今後も全日程をナイターとして開催し、デイレース場との差別化を図ります。
- ・ ナイター場の強みを発揮し、他場、ポートピア等で、蒲郡開催競走の場間場外発売及び電話投票発売の拡大に努めます。
- ・ 他場開催競走の場間場外発売を継続的に発売し、発売日数の拡大に努めます。また、デイレースとナイターレースを併用発売し、発売時間の拡大に努めます。
- ・ 本場への来場促進を図るため、入場無料化を期間限定で実施するとともに、本場施設における付加価値サービスの提供や快適な空間の演出などにより、ファンサービスの向上に努めます。
- ・ 専用場外発売所ポートピア川崎、ポートピア名古屋についても、本場と一体的な広報・宣伝の積極的な展開を図り、新規ファンの獲得を目指します。また、新規の都市型ポートピアの設置を積極的に進め、新規ファン層の拡大に努めます。

【主な取組】

- ・ ビッグレース及び魅力あるレースの提供
ナイターレースは、多くのファンへの利便も高く、新規のファン層を積極的に開拓します。
- ・ 新聞・テレビ等広告事業
広域的な広告宣伝を行い、ナイターレースファンへの情報提供を充実します。
- ・ インターネット広告事業
利便性の高い情報端末からの情報提供を充実させ、ファンのニーズにこたえる満足度の高い広告事業を展開します。
- ・ 発売日数の拡大
本場（外向発売所を含む）及び他場のレースを提供し、発売日数を拡大していきます。
- ・ イベント開催事業
季節感のある集客力の高いイベントを開催します。

2 業務効率化などによる経費節減

- ・ 勝舟投票券自動販売機導入等の機械化による合理化を図るほか、事業の見直しをし、民間委託を促進します。
- ・ 人件費の削減を図るため、人員の適正化を進めるとともに、能力を発揮する方策を検討するなど、効率的な経営体制づくりに努めます。

【主な取組】

- ・ 事業の見直し
すべての事業の見直し、機械化等の合理化を推進し、民間委託できるものを精査していきます。
- ・ 効率的な経営体制づくり
事業規模、事業収益に見合った適正規模の体制を構築する。

3 競艇施設の一体的な整備

- ・ 客席スタンドや競技部等の施設の全面リニューアルを計画的に推進し、ランニングコストを低減した、メンテナンスのしやすいコンパクトで機能的な施設に整備します。また、リニューアル後、駐車場等の周辺整備も一体的に進めます。
- ・ 地域発展のため、競艇施設を開放するとともに、観光業界との連携を進めることで、競艇のイメージアップを図ります。

【主な取組】

- ・ 環境面に配慮した施設整備
ソーラ・風力発電などの新エネルギーを導入し、省電力を図る。また、自然換気できる空調システムの導入、緑化を促進し場内・外環境の整備を進めます。
- ・ 施設の多目的利用
地域に愛される施設を目指し、競艇事業以外のイベント会場として活用していきます。

4 安全性・快適性の確保

- ・ 通年ナイターレースの開催における警備体制の充実を図り、周辺地区の防犯・交通対策の向上に努めます。
- ・ 明るくクリーンなレジャー施設を目指して利便性及び快適性の向上に努め、家族で楽しめるアミューズメント施設として周辺地域との調和を図ります。

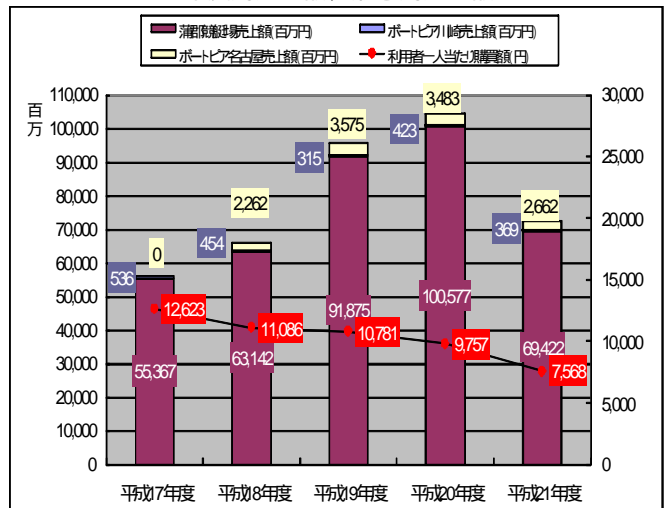
【主な取組】

- ・ 安全性を重視した人員配置
地元警察の指導のもと、地域住民の生活環境に配慮した警備体制の確立に努めます。
- ・ 快適性を確保する諸施策
三河塩津駅等、自家用車からの来場客へ、利便で快適な環境整備に努めるとともに、周辺地域住民から親しまれる施設を目指します。

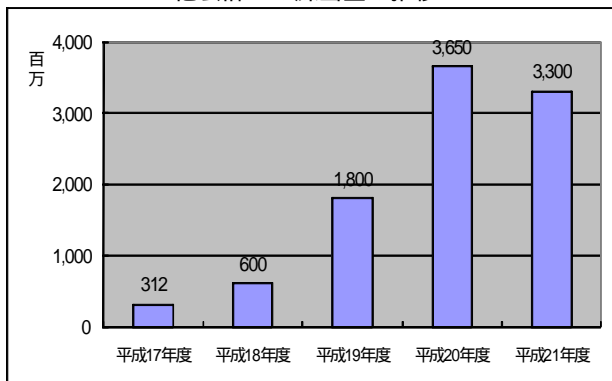
開催日数

年度	開催場所	開催日数(日)
平成17年度	蒲郡競艇場	186
	ボートピア川崎	81
	ボートピア名古屋	-
平成18年度	蒲郡競艇場	180
	ボートピア川崎	79
	ボートピア名古屋	110
平成19年度	蒲郡競艇場	186
	ボートピア川崎	67
	ボートピア名古屋	186
平成20年度	蒲郡競艇場	192
	ボートピア川崎	131
	ボートピア名古屋	186
平成21年度	蒲郡競艇場	192
	ボートピア川崎	187
	ボートピア名古屋	192

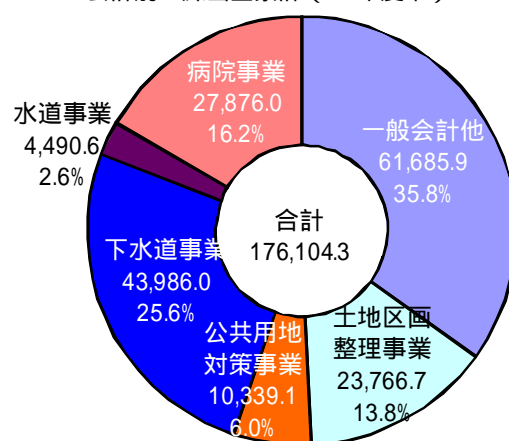
年度別売上額、形態別売上額



他会計への繰出金の推移



会計別の繰出金累計(21年度末)



施設改善完成イメージ



8 雇用

【施策の体系】

1	雇用機会の創出と安定化
2	雇用環境の整備
3	職業能力の開発
4	勤労者福祉の充実

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

勤労者が健康で豊かに安心して働くことができる環境が充実しています。

多種多様な人材がいきいきと能力を発揮できる職場づくりが推進されています。

現状と課題

- ・長期にわたる国内経済の停滞や産業構造の変化を受け、長引く景気の低迷により、雇用情勢は大変厳しい状況におかれています。
- ・中小零細企業の多い本市においては、雇用状況、労働環境はより厳しい状況におかれており、有効求人倍率は愛知県全体と比較して低く推移しています。
- ・安定した雇用は、人が定住化する大きな要因の一つであり、市民からは高い関心が寄せられています。
- ・雇用の確保が十分満たされていない本市では、特に若者たちの市外流出が切実な問題となっており、定住を促進するためにも雇用への対策が急務となっています。
- ・雇用機会の拡大を図るには、市内の既存企業が新たな事業の拡大や創出を展開していくことが重要であるため、その支援や市外からの企業誘致

を積極的に行うことが求められています。

- ・今後、少子高齢化の進行により、労働力人口が減少していく時代を迎えます。こうした問題に対応していくため、高齢者の技術承継や、女性労働者・障がいのある人などの雇用の拡大を図り、多種多様な人材が意欲と能力に応じていきいきと働くことのできる職場環境を作っていくことが求められています。
- ・経済、雇用環境が厳しい現状では、就業者一人ひとりの職業能力の向上を図ることで、労働者が自信と誇りを持って就業できるよう支援していく必要があります。
- ・全国で60万人以上いると言われている「ニート」の問題は本市においても存在することから、ニート状態にある若者の早期発見と適切な更正支援が必要となっています。

求人・求職者数等の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
新規求人数(人)	4,915	4,765	4,337	4,042	2,826
新規求職者数(人)	3,474	3,386	3,204	4,692	5,434
就職者数(人)	1,372	1,354	1,319	1,317	1,520
新規求人倍率	1.41	1.41	1.35	0.86	0.52

新規学卒を除く (豊川公共職業安定所蒲郡出張所)

中小企業退職金共済制度加入率の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
事業数	15	10	13	7	6
被共済者数(人)	147	181	115	30	15

施策の内容

1 雇用の創出と安定化

- ・企業の事業拡大や新分野進出を支援することにより、新たな雇用機会の拡大を図ります。また、地域産業の基盤強化を推進することにより、雇用の安定化を図ります。
- ・大きな雇用の受け皿となる企業の誘致を推進します。
- ・事業所、公共職業安定所、シルバー人材センター等と連携し、女性、高齢者、障がい者等の雇用の拡大に努めます。
- ・若者の定住化を進めるため、事業所及び関係機関の協力のもと、学生の地元企業への就職体験を実施していきます。
- ・ニートの状態にある若者の自助努力を促すとともに、就業へ向けた支援を行います。

【主な取組】

- ・創造的事業活動支援補助金
先進的・独創的なアイデアや技術を事業化することを支援し、新たな雇用の創出につなげます。
- ・蒲郡若者サポートステーションへの支援
就労支援を目的に、若者をサポートしています。

2 雇用環境の整備

- ・働きやすい環境を整えるため、国や県と連携し労働関係法規の周知及び普及を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスや育児介護休業法の普及により、仕事と生活を両立するための環境整備を進め、勤労者がいきいきと働くことのできる環境づくりに努めます。
- ・勤労者の抱える労働問題に対応するため、商工会議所、職業安定所、労働基準監督署等と連携し、相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- ・労働相談体制の充実
商工会議所、職業安定所、労働基準監督署等と連携し、相談体制の充実に努めます
- ・労働関係法規、制度の周知
働きやすい労働環境の整備を図るとともに、仕事と生活を両立を支援するため、労働基準法、育児介護法など労働関係法規の周知を図ります。

3 職業能力の開発

- ・産業構造の変化や職務の専門化に対応できる知識や技術の習得をするため、関係機関や事業所と協力して、研修会、講習会、セミナーなどの開催に努めていきます。

【主な取組】

- ・各種研修会、講習の開催
関係機関と協力し、勤労者の職業能力向上のための各種研修会、講習会、セミナーの開催を行います。

4 勤労者福祉の充実

- ・中小企業退職金共済制度への加入促進を図り、安心して就労することのできる環境づくりを行っていきます。
- ・勤労者の文化、福祉、教養の向上と余暇活動を支援するため、各種講座の開設、レジャー、レクエーションの場づくりに努めます。

【主な取組】

- ・中小企業退職金共済制度加入促進補助金

9 消費者保護

【施策の体系】

1	消費者保護体制の充実
2	消費者教育の推進
3	多重債務問題の解決
4	消費者保護団体の支援

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

子どもから高齢者まで、誰もが安心して物を購入したりサービスを受けたりすることができる環境が整っています。

消費者保護に必要な基本制度や環境が整備されています。

現状と課題

- ・経済のグローバル化や情報技術の発展、また消費者ニーズへの多様化に対する商品の開発などにより、気軽に様々な買い物をしたり、サービスを受けたりすることができます。
- ・生活が大変便利で豊かになる一方で、偽装表示事件や、欠陥製品などの事故、インターネットなどを利用した巧妙な犯罪手口などが次々と生まれ、消費者の安全や利益が脅かされています。
- ・消費者は事業者に比べて、情報力や交渉力において弱い立場になりがちです。この格差を是正し、消費者の権利が保護されることが、私たちが豊かな消費生活を営む上で重要な課題となっています。
- ・国は平成 21 年に消費者庁を設立し、消費者の利益を守る対策を講じています。日々起こる消費者問題へ、消費者庁を中心として県、市が連携し、対処していくことが求められています。
- ・消費者が真に豊かな消費生活を送るためには、単に保護されるだけの存在にとどまらず、一人ひとりが消費者としての自覚をもち、自立することが必要です。
- ・複数の金融会社から借金を繰り返し、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう多重債務は、自殺や家庭崩壊などの大きな原因となっており、非常に深刻な問題となっています。
- ・この問題への対策として、平成 22 年にはグレーゾーン金利撤廃や、総量規制が導入され、今後の動向について大きな注目が集まっています。
- ・市としても、関係機関との連携による多重債務問題の解決への取組が求められています。

消費生活相談件数 (件)

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
当市受付分	117	90	98	190	99
愛知県東三河県民プラザ受付分	284	229	236	191	144
合計	401	319	334	381	243

(備考：市受付分の 19 年度から多重債務相談が加わった。)

消費生活相談



施策の内容

1 消費者保護体制の充実

- ・消費トラブルが生じたときに適切な対応を取ることができるよう、市民が安心して相談することのできる相談環境を整備します。
- ・複雑かつ巧妙化する問題に対応するため、消費生活に関する情報の収集に努めるとともに、庁内関係課との連携を強化し、より高度な相談体制の整備に努めます。
- ・高齢者を狙った犯罪などに対応するため、民生児童委員などの地域ネットワークを強化し、迅速かつ的確な消費者被害の救済に努めます。

【主な取組】

- ・相談窓口の充実
専門知識を持った相談員を配備し、迅速かつ的確な事案の解決に努めます。

2 市民の消費者意識の向上

- ・悪質商法などによる消費トラブルを未然に防ぐため、必要な知識を持つ自立した消費者の育成を図ります。
- ・子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた消費者教育を行うことにより、すべての市民が賢い消費者になることを目指します。

【主な取組】

- ・講演会、市民出前講座の充実
講演会、市民出前講座の充実を図り、多くの方が消費生活について学ぶことのできる機会を作ります。
- ・情報提供の充実
国や県など関係機関と連携し、消費生活に関する最新の事案について情報提供をします。

3 多重債務問題の解決

- ・多重債務問題に悩む市民が、安心して相談できる環境を整備するとともに、弁護士や司法書士などの専門機関と協力し、事案の適切な解決を図っていきます。また、庁内関係課における連携や地域ネットワークを強化し、問題の早期解決に努めます。
- ・若年層を対象として、金銭価値に対する正しい感覚及び借金の仕組み、契約などに関する知識を学ぶ機会を提供し、多重債務の予防に努めます。

【主な取組】

- ・相談窓口の充実
専門知識を持った相談員を配備し、迅速かつ的確な事案の解決に努めます。
- ・金融教育の推進
学校における金融に関する教育の推進や、各種講演会の実施を図ります。

4 消費者保護団体の支援

- ・消費者団体の支援、育成を図り、ともにパートナーシップを組んでいくことで、消費者の権利の保護に努めていきます。

【主な取組】

- ・消費生活団体の支援、育成
消費生活学校をはじめとする団体の支援、育成を行います。

第3章

安全で快適な魅力あるまちづくり

- 1 道路
- 2 公共交通
- 3 市街地整備
- 4 住宅
- 5 都市景観
- 6 港湾・海岸
- 7 河川・排水
- 8 消防・救急
- 9 防災
- 10 防犯
- 11 交通安全

1 道路

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

幹線道路が整備され、地域間を安全で快適に移動できます。

人と環境にやさしい生活道路、歩行空間ネットワークを形成しています。

現状と課題

- ・本市には、国道 23 号をはじめ国道 4 路線、主要地方道 1 路線、一般県道 13 路線、一級市道 79 路線、二級市道 47 路線があります。
- ・市内の東西主要交通軸は長年にわたり慢性的渋滞を繰り返し、時間的・経済的損失を生じています。国道 23 号蒲郡バイパス(名豊道路)は都市間を結ぶ地域高規格道路として計画され、市内において工事が進行中です。地域経済の活性化・持続的な発展を図るため、早期の整備を進める必要があります。地域高規格道路をはじめとする幹線道路ネットワークが形成されることにより、都市間移動が容易かつ高速化し、自治体の連携による効率的な行政運営を支える基盤が求められています。
- ・高齢化社会等による人口減少時代を迎え、地域の衰退・活力低下が懸念されています。通勤・通学や通院など日常の暮らしを支え、救急活動に不可欠な道路網を計画的に整備し活力維持を下支えします。
- ・本市は県内有数の観光都市として、三河湾国定公園を代表として県内外から多くの観光客が訪

- れます。本市に多く残る豊かな自然景観を地域資源と捉え、景観に配慮した道づくりを行い、「質の高い景観」の提供を目指します。また、ユニバーサルデザイン、無電柱化など、ゆとりのある歩行空間の整備を進める必要があります。
- ・集中的に整備された道路資本の老朽化の時期を迎え、その維持管理及び更新は社会問題となりつつあります。適切な管理計画による施設の長寿命化を図るとともに、維持管理面のコスト縮減が課題となっています。また、多様化する行政ニーズに対応するため、維持管理を地域住民・NPOなど「新しい公共の担い手」に開放し、協働を積極的に進める必要があります。
- ・近年、東海地震をはじめとする大規模な地震災害が懸念されています。災害を最小限に留め社会生活を継続できる地域を構築するため、災害時に緊急輸送路として機能する道路の整備をはじめ、橋梁などの道路構築物の耐震化が求められています。

【施策の体系】

1	道路整備の促進
	幹線道路の整備 生活道路の整備
2	人と景観に配慮した道路整備
	景観に配慮した道路整備 ゆとりのある歩行空間の整備
3	管理体制の充実
	計画的な維持管理 災害に強い道路整備 協働型維持管理の推進
4	基幹ネットワークによる新たな連携

施策の内容

1 道路整備の促進

幹線道路の整備

- ・市内の交通渋滞を緩和し、産業経済活動の活性化を図るため、幹線道路ネットワークである国道 23 号蒲郡バイパス、国道 247 号中央バイパスの事業主体である国、県を支援し、早期供用開始及び全線開通を促進します。

生活道路の整備

- ・土地区画整理事業による計画的な道路整備を進めます。日常の暮らしを支える道路網の整備を進めるとともに、交通事故多発交差点など危険箇所の解消を図り、安全で快適な移動を実現します。

【主な取組】

- ・国、県の事業支援
- ・関連する事業の推進
- ・土地区画整理事業の推進
- ・都市計画道路の整備推進
- ・狭あい道路の改良

2 人と景観に配慮した道路整備

景観に配慮した道路整備

- ・地域の特徴を活かした道路景観を模索し、住民が愛着を感じ、観光客には蒲郡らしさを感じられる「質の高い景観」を整備します。

ゆとりのある歩行空間の整備

- ・人が集中する地区、駅周辺を中心に歩行空間の段差解消、街路樹の植栽、自転車道の整備を図り、安全で快適な移動を可能にします。

【主な取組】

- ・歩行空間の適正な配置
道路構造令の見直し
- ・無電柱化の推進
- ・歩道のバリアフリー化

3 維持管理体制の充実

計画的な維持管理

- ・急増する道路資本の老朽化に対処するため、計画的な維持管理を行い、サービス水準の維持を図ります。

災害に強い道路の整備

- ・災害時に緊急輸送道路として機能し、すみやかに復旧活動が行われるよう橋梁などの耐震化を図ります。

協働型維持管理の推進

- ・多様化・複雑化するニーズにこたえるため、「新しい公共の担い手」との協働による維持管理体制の確立を目指します。

【主な取組】

- ・橋梁の長寿命化修繕事業
- ・緊急輸送道路の整備
- ・協働型維持管理の推進
- ・アダプトプログラム制度推進

4 幹線道路ネットワークによる地域連携

- ・この地方では新東名高速道路をはじめとする新たな幹線が整備されつつあります。スムーズな地域間・都市間移動には国道 473 号などの基幹ネットワークの形成が必要不可欠です。

- ・幹線道路ネットワークによる産業面・観光面などの活性化とともに、地域分権時代を迎え、自治体連携による行政運営の効率化が求められています。幹線道路ネットワークの見直しと再構築を計画します。

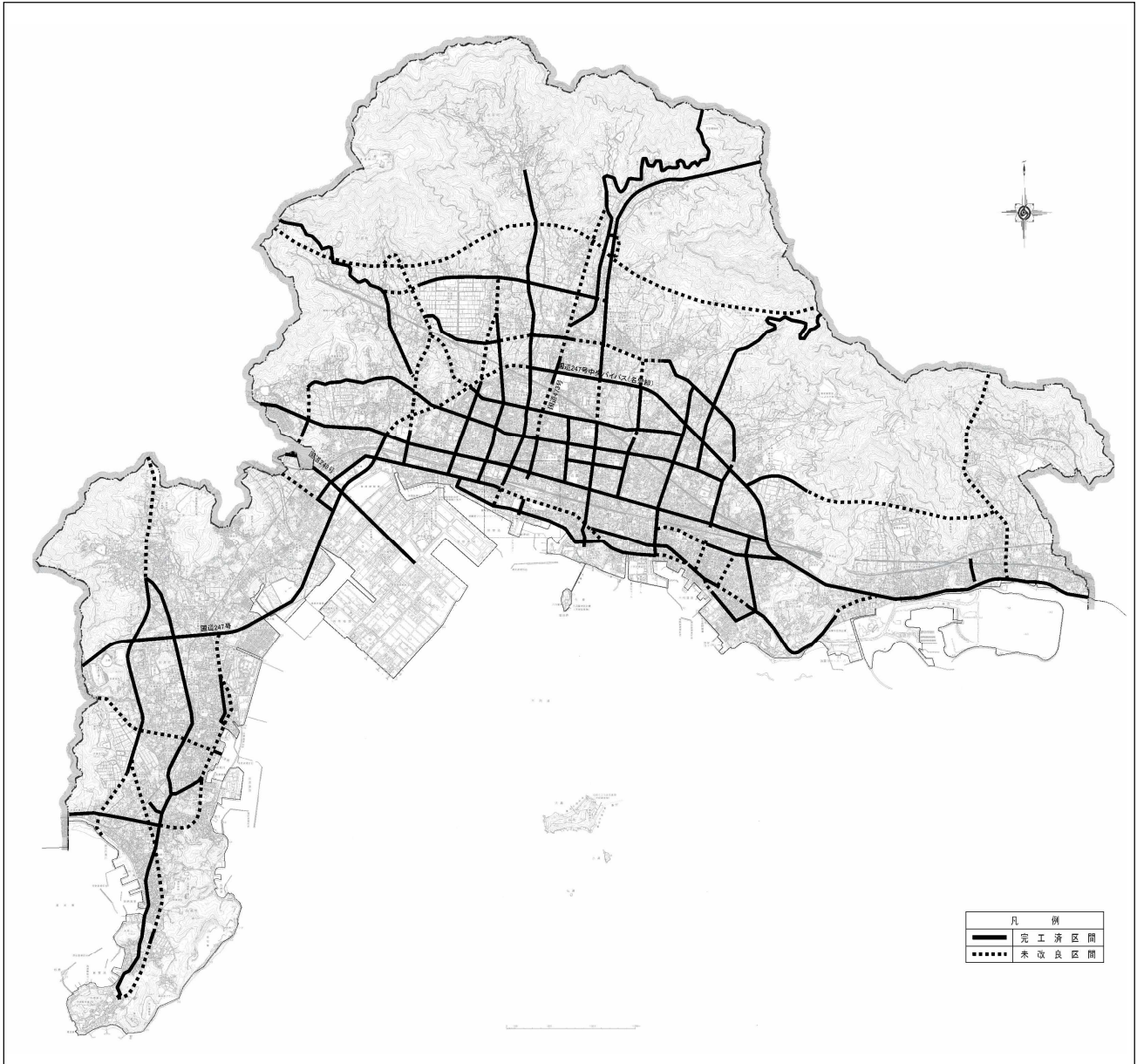
【主な取組】

- ・都市計画道路の見直し
- ・新たな幹線道路の計画

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・蒲郡市地区景観基本計画（平成 9 年度）

主要道路網図



主要事業

	事業名	概要
幹線道路整備事業	国道 23 号蒲郡バイパス	延長 6,800m、幅員 20.5m
	国道 247 号中央バイパス区間	延長 1,920m、幅員 24.0m
	国道 473 号	延長 1,810m、幅員 10.5m
	県道三ヶ根停車場拾石線	延長 450m、幅員 16.0m
	竹谷柏原線	延長 1,740m、幅員 25.0m
	大塚金野線	延長 2,650m、幅員 18.0m
	蒲郡環状線	延長 850m、幅員 12.0m
	柏原神ノ郷線	延長 110m、幅員 16.0m
	深溝西浦及び(仮)形原西浦線	延長 870m、幅員 16.0m
	豊岡大塚線	延長 2,770m、幅員 14.3m
	幡豆線	延長 650m、幅員 12.0m
	五井線	延長 440m、幅員 12.0m

2 公共交通

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系が確立されています。地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系が形成されています。

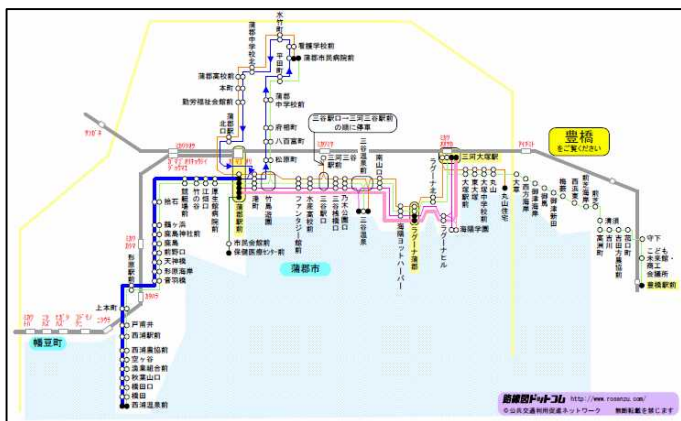
【施策の体系】	
1	協議会と連携計画の策定 市民参加による組織づくり 総合連携計画の策定
2	公共交通の利用促進 鉄道事業との連携 バス交通の利便性の向上
3	交通不便地域の対策

現状と課題

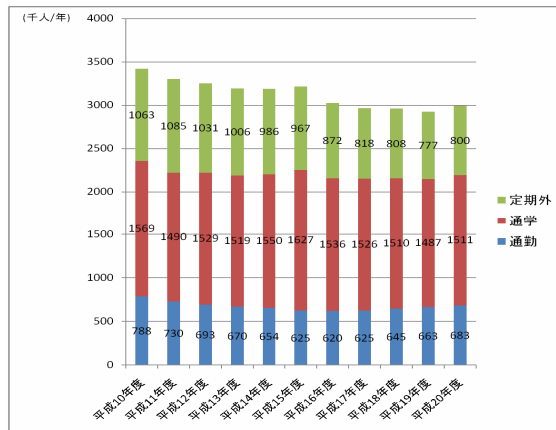
- 公共交通機関として鉄道のJR東海道本線、名鉄西尾・蒲郡線が市の東西を横断しており、そこへ通じる交通機関として、路線バス、タクシーなどがあります。しかし市の北部、特に山間部には公共交通空白地域が広がっており、この空白地域の早期解消が必要です。
- モータリゼーションの進展に伴い、名鉄西尾・蒲郡線をはじめ、市内の公共交通利用者は減少し、公共交通事業者の経営が圧迫され、公共交通事業者に任せているだけでは、地域が必要とする公共交通サービスを確保することが難しくなっています。このため行政は社会資本整備として公共交通に取り組む必要があります。
- 高齢化が進み、自由な移動が困難な高齢者が増えることが予想されます。このような移動制約者が健康で文化的な生活を営むために対策を講ずる必要があります。

- 本市では、交通サービス維持のため市内のバス路線に対し支援を行っています。また名鉄西尾・蒲郡線の存続に向けて関係機関と協議を重ねています。
- 平成 19 年 10 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、各地域において協議・計画づくりの場を活用したよりよい公共交通を実現するための積極的な取り組みが求められています。
- 公共交通機関の利用がもたらす様々なまちづくり施策へのメリットを再認識する必要があります。
- 地球温暖化、ヒートアイランド対策などの環境問題からも過度のマイカー依存を見直し、環境にやさしい公共交通への転換を図る必要があります。

市内の公共交通の路線図



名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）の輸送人員



施策の内容

1 協議会と連携計画の策定

市民参加による組織づくり

- ・公共交通事業者や市民及び関係機関等で協議会を設置します。
「地域公共交通総合連携計画」の策定
- ・地域のニーズにあった持続可能な交通サービスの提供を図るため、
「地域公共交通総合連携計画」を策定します。
- ・計画を策定し、鉄道、路線バス、タクシーがそれぞれの特性を活かした、バランスのとれた公共交通体系を確立します。
- ・市内の公共交通機関の体系を見直し、交通事業者や民間企業、そして市民と協働して総合的な交通体系を構築します。

【主な取組】

- ・地域公共交通総合連携計画の策定
将来にわたり市の総合的な公共交通体系を確立するための計画を策定します。

2 公共交通の利用促進

鉄道事業との連携

- ・交通結節点として駅周辺の都市基盤整備を推進します。
- ・鉄道、自動車の両方の利便性を向上させることができるパーク（キス）&ライド事業を促進します。
- ・沿線で行われるイベントなどの際には鉄道を利用するよう各種団体に働きかけを行います。
- ・名鉄西尾・蒲郡線の必要性を沿線自治体の住民に再認識してもらうため、広報紙などで定期的に鉄道の必要性を周知します。加えて、住民と連携した応援活動などを通して、住民の意識の向上を図ります。

バス交通の利便性の向上

- ・公共交通空白地域のバス路線確保のため、道路整備を推進します。
- ・利便性の高いバス路線構築のため、住民と連携し公共交通事業者と協議していきます。
- ・近隣市町との連携を図り、それぞれの地域の特性に沿った利便性の高い交通網を検討します。

【主な取組】

- ・塩津駅前広場整備事業
塩津駅前広場を整備し、交通結節機能を高めます。
- ・名鉄西尾・蒲郡線対策協議会
国や県、そして沿線自治体で名鉄西尾・蒲郡線の維持存続に向けて必要な事項を協議する会議を開催します。
- ・市民まるごと赤い電車応援団
名鉄西尾・蒲郡線の存続を願う市民団体へ助成を行い、利用促進と意識の向上を図ります。
- ・国道247号中央バイパス整備事業

3 交通不便地域の対策

- ・公共交通空白地域の早期解消を図ります。
- ・公共交通サービス確保のため、必要に応じて公共交通機関を支援します。

【主な取組】

- ・公共交通体系整備事業
移動制約者をはじめとする市民の生活交通手段を確保するため、公共交通機関への助成措置を行います。
- ・高齢者の足確保事業

3 市街地整備

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

様々な都市機能の集積を進め、コンパクトなまちになっています。

豊かで快適な都市生活が実現し、利用価値の高い良質な市街地になっています。

現状と課題

- ・都市基盤が貧弱で利用価値が低く、防災上あるいは住環境の悪化等が見られた市街地などにおいて、土地区画整理事業を施行し、これまでに10箇所 217.83ha が完成し、居住環境の改善に努めてきました。現在も4箇所で施行しています。
- ・郊外における大規模店舗の立地や市民病院の移転等により自動車への依存が高まり、逆に駐車場等を十分確保できない中心市街地では、商業施設などの減少や低未利用地の散在などで都市機能が低下しています。そのため、街なかに都市機能の集積を図り、生活拠点として再生し、歩いて暮らせるコンパクトな都市構造への転換を押し進める必要があります。

蒲郡羽栗池東地区（土地区画整理事業）

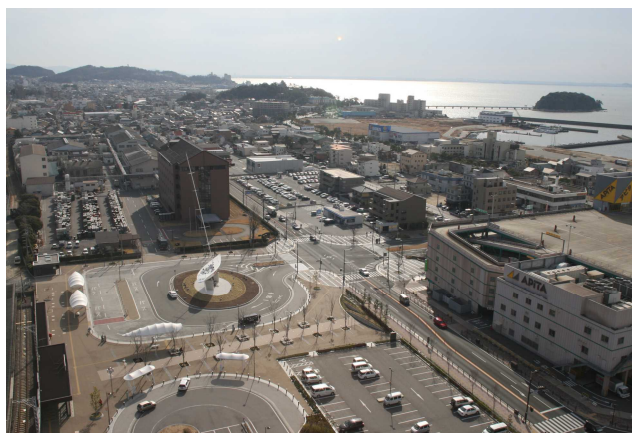


【施策の体系】

1	都市基盤整備の推進 土地区画整理事業による整備 低未利用地における整備
2	中心市街地の活性化 再開発事業の推進 歩いて暮らせる都市基盤施設の整備 人が集まる仕掛けづくり
3	密集市街地の解消
4	土地の有効利用の促進
5	快適な都市基盤施設の拡充

- ・都市の発展と地球環境への配慮が、相反するものでなく、共生を求められる現代社会において、環境的に持続可能な交通(E S T)の実現に向けた都市基盤整備の取り組みが期待されています。
- ・道路幅員が狭い密集地域については、防災上の危険性や利便性が課題となっていますが、解決に至らないことが多く、空洞化が目立ちはじめ、街区の改善が求められています。
- ・第三次総合計画以降、蒲郡駅南都市軸西地区における市街地再開発事業及び南北駅前広場の再整備が完了し、バリアフリー等にも配慮されたまちの新しい拠点となっています。

蒲郡駅南周辺



施策の内容

1 都市基盤整備の推進

土地区画整理事業による整備

- ・「安全な生活道路の確保」「災害に対応できる基盤づくり」「公園・緑地用地の確保」等を目的とし、土地区画整理事業を適切に施行し、更なる生活環境の改善及び住宅地の供給を推進します。

低未利用地における整備

- ・産業構造や生活様式の変化等によって生じた市街化区域内に存在する未整備地区や低未利用地について、土地利用転換と都市基盤施設の再編を図るため、市民と協働で市街地整備を推進します。

【主な取組】

- ・土地区画整理事業
(公共・組合・区画整理会社・個人)

2 中心市街地の活性化

生活拠点として中心市街地を再生し、コンパクトな都市構造への転換を図ります。

再開発事業の推進

- ・中心市街地に都市機能を集積した複合市街地を、市民と協働で整備することで魅力ある都市拠点を形成します。

歩いて暮らせる都市基盤施設の整備

- ・歩行者や自転車などが、駅周辺や街なかを快適に移動できる環境整備を推進します。

人が集まる仕掛けづくり

- ・中心市街地へ集客を高めることを目的とし、賑わいを創出するソフト事業を公共交通など他事業と連携して推進します。

【主な取組】

- ・市街地再開発事業
- ・駅前広場整備事業
- ・自転車駐車場等の整備
- ・暮らし賑わい再生事業

3 密集市街地の解消

- ・都市基盤が未整備のまま木造住宅等が密集した、防災上危険な市街地で、住宅や防災など他事業との連携を図り、既存のコミュニティの維持や地域住民の住生活再建等に配慮しつつ、安全・安心な市街地環境の整備・改善を推進します。

【主な取組】

- ・防災街区整備地区計画
- ・生活道路改修事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・老朽住宅除却事業
- ・土地区画整理事業

4 土地の有効利用の促進

- ・地域の特性を活かした持続あるまちづくりを推進するため、発展の基礎となる土地の有効利用を促進します。

【主な取組】

- ・都市計画マスタープラン
- ・用途計画の見直し

5 快適な都市基盤施設の拡充

- ・都市空間においては、あらゆる人に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

【主な取組】

- ・公共施設等のユニバーサルデザイン導入事業

【関連する計画等】

- ・都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・都市再生整備計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ・土地区画整理事業計画（蒲南・中部・駅南・羽栗池東地区）

4 住宅

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

誰もが住宅確保や快適な生活を営む上で困ることなく、安心して暮らし続けています。

民間事業者と市が協力し、既存の住宅や土地を有効活用し、誰もが住みやすいように住宅が増えています。

現状と課題

- ・本市は、昭和 30 年代から土地区画整理事業などの基盤整備により宅地の利用増進を図るとともに、新たな宅地を確保するため、丘陵地の開発や臨海部の埋め立てを推進してきました。
- ・現在、本市の総人口は緩やかに減少を続けており、人口減少が続いていくと想定されています。
- ・平成 20 年ごろまで西三河で好調であった自動車産業の影響で人口の転入や定住が見られましたが、平成 21 年に入り景況の急激な悪化により、転入による住宅需要の先行きが不透明になりました。
- ・全体的には人口減少社会の中にあって、市内に住んでいる人の円滑な住み替え、市内定住を維持していくことが第一の課題です。
- ・世帯分離が進んでおり、平成 19 年には 1 世帯当たり 3.0 人を切りました。人口は減少傾向ですが、今後も世帯数や住宅戸数は増加傾向にあります。
- ・本市は高齢化率が県内都市部の中で相対的に高く、高齢者が安心して住み続けることができる住宅の供給や居住サービスが課題です。
- ・市営住宅においては老朽化により建て替えが必要な住宅があり、高齢者や低所得者が安心して住み続けることができるようセーフティネットとしての市営住宅のあり方と整備方を検討することが課題です。

【施策の体系】

1 公営住宅整備	市営住宅の整備 居住支援策の検討
2 優良な住宅供給	住宅相談機能の充実 公的支援制度の充実と活用促進 定住環境に優れた住宅の誘導
3 良質な住環境の形成	計画的な住環境整備 景観ガイドラインの策定

- ・本市は東海地震の地震防災対策強化地域や、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の被害の危険性が高い地域です。被災した際の死者数及び経済被害を軽減するためにも住宅の耐震化を押し進める必要があります。
- ・平成 18 年度に「住生活基本法」が施行され、愛知県では「愛知県住生活基本計画」が策定されました。これに伴い本市では、平成 10 年に策定した「蒲郡市住宅マスタープラン」の見直しを平成 22 年に行い、住みよい住宅と良好な住環境の形成を計画的に推進しています。

公営住宅一覧

区分	箇所数	戸数	高齢者用住宅	
			戸数	割合(%)
蒲郡市営住宅	9 箇所	390 戸	14	3.6
蒲郡市特定優良賃貸住宅	2 箇所	32 戸	0	0
愛知県営住宅	3 箇所	444 戸	32	6.6
雇用促進住宅	1 箇所	120 戸	0	0

施策の内容

1 公営住宅整備

高齢者や障がい者、低所得者などで、真に住宅に困窮する市民に対して、市営住宅の提供を図り、セーフティネットの機能を高めます。

市営住宅の整備

- ・老朽化した市営住宅の長寿命化を念頭に入れた建て替え及び改修を計画的に進め、住空間の質・量の向上を図り、高層化による良質な住環境の整備を推進します。また、不足している高齢者向け公共賃貸住宅を増やします。

居住支援策の検討

- ・民間からの借上げ市営住宅や家賃補助についても検討し、市営住宅の量的確保を図ります。

【主な取組】

- ・シルバー特定公共賃貸住宅の整備
- ・市営住宅の建替え・統廃合
- ・居住支援策の検討

2 優良な住宅供給

住宅相談機能の充実

- ・住宅の新築やリフォームをする場合に、正しい情報が提供され住宅相談の要望にもこたえることができるよう、また、長期優良住宅や省エネ基準住宅の普及を促進するため、民間・業界団体などと連携し情報提供を行い、支援します。

公的支援制度の充実と活用促進

- ・住宅の耐震化やバリアフリー化などの助成制度の普及を図り、活用を促進します。また、太陽光発電や雨水利用など、環境にやさしい住宅の導入を支援します。

定住環境に優れた住宅の誘導

- ・民間事業者による駅周辺へのマンション建設等の誘導や空き家利用による多様なタイプの住宅の誘導、高齢者向け住宅の供給等民間活力を活用した定住環境に優れた住宅供給を支援します。

【主な取組】

- ・住宅の耐震改修の推進
- ・住宅相談の充実
- ・新エネ・省エネ機器の導入支援
- ・民間事業者のコーディネート
- ・空き家活用の支援

3 良質な住環境の形成

計画的な住環境整備

- ・土地区画整理事業と連携し住環境の整備を進めることで、住宅建設を促進します。

- ・地区計画や建築協定など良好な居住環境に資する整備手法の情報提供に努め、市民主体の住環境整備を促進します。

- ・建築上有効とされない狭あい道路の整備を推進し、密集市街地における安全を確保します。

景観ガイドラインの策定

- ・本市のイメージと調和した住宅の景観形成を誘導するために、景観ガイドラインを策定します。

【主な取組】

- ・地区計画・建築協定の導入
- ・狭あい道路整備の推進
- ・景観ガイドラインの策定

【関連する計画等】

- ・蒲郡市耐震改修促進計画（平成 20 年 2 月策定）
- ・蒲郡市住宅マスタープラン[蒲郡市住生活基本計画]（平成 22 年度～平成 32 年度）

5 都市景観

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

三河湾や山並みの自然の中で、良好な都市景観がゆとりとうるおいを与えてくれます。

市民と企業、行政が協力し、地区の特色を活かした景観形成に取り組んでいます。

現状と課題

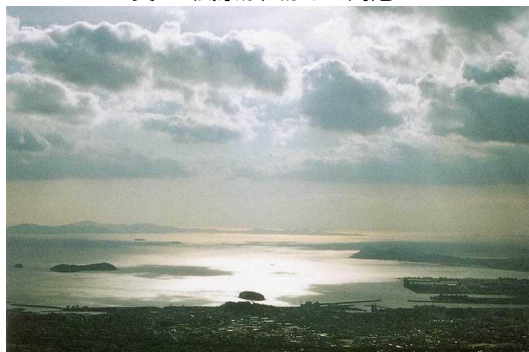
- ・都市の景観は、その都市が持つ固有の自然・地勢等を基礎的な条件として、幾世代にもわたる歴史の変遷の中で、各時代の人々の営みの積み重ねによって形成されてきました。加えて、現代の地域社会における様々な都市活動や市民生活を反映したものとして形づくられているものといえます。
- ・景観とは、山・川といった自然物や道路・建築物等の人工的な構築物等により形成され、それらの場における、市民の日常の営み、祭りやイベント、各種の活動等を反映し、全ての社会活動を表象したものを含むものと考えられます。
- ・景観は都市や地区のイメージを左右し、市のアイデンティティ(らしさ)の基本となるものであるといえます。
- ・今後、開発から環境を重視した時代へと変化していく中で、より良好な都市景観を形成するために、市民意識の高揚と市民の理解、協調が必要であり、一層の啓発に努めていく必要があります。
- ・明治 33 年(1900 年)に発表された鉄道唱歌で「東海道にすぐれたる、海のながめは蒲郡」と歌われたほど美しい景観を形成していました。
- ・観光交流都市として、蒲郡連山や三河湾に代表される豊かな自然景観を素地として、その上に良好な都市景観を形成することにより、市民と観光客の心を癒し、うるおいを与えることが、本市の個性であり大きな魅力であるといえます。
- ・都市には、安全性、利便性に加え、美しさが重要です。蒲郡を実感できる美しい景観形成は市民の誇りと愛着を取り戻します。

竹島周辺での憩いの風景



蒲郡八景第 2 集より

美しい風景が広がる三河湾



第 3 回蒲郡都市景観賞より

【施策の体系】

1	都市景観の形成
	景観計画と景観条例 屋外広告物の規制 地区計画と建築協定
2	都市景観の整備
	魅力ある都市空間の整備 公共事業における景観整備 無電柱化の推進 緑とオープンスペースの確保

施策の内容

1 都市景観の形成

景観条例の制定と景観計画の策定

- ・本市にふさわしい都市景観の維持・保全と創出を目指し、景観条例の制定と景観計画の策定に努めます。
- ・観光地、駅前、海岸周辺や海からの眺めなど様々な地区において、その特色を活かした景観形成を図ります。

屋外広告物の規制

- ・派手な看板や電飾看板は街のイメージを低下させ、美観を損ねます。市民にとって広告物等による情報は必要なものですが、街の美観を維持するためにも屋外広告物の色彩の統一や大きさの統制等の制限を課して、街並みと調和がとれる規制を強化していきます。

地区計画や景観協定の活用

- ・市民が主体となって、まちづくりの計画やルールを策定し、都市景観の向上を図るとともに、地域の活性化にも貢献します。

【主な取組】

- ・景観計画の策定
- ・景観条例の制定の検討
- ・屋外広告物の規制
- ・地区計画、景観協定の策定

2 都市景観における整備

魅力ある都市空間の整備

- ・魅力ある都市空間の形成に向け、中心市街地における土地区画整理事業等の市街地整備を推進します。
- ・海と調和したまちの形成と市民の憩いの場として、ウォーターフロントの景観整備に努めます。

公共事業における景観整備

- ・中心市街地において、統一されたデザインの公的サイン（案内看板）の設置を行います。
- ・道路、河川、公園、海岸などの公共工事において、地域の特性に合わせた景観整備を行います。

無電柱化の推進

- ・都市景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化等の観点からも、道路から電柱電線を無くす無電柱化を推進します。

緑とオープンスペースの確保

- ・魅力ある都市景観を形成するためには、緑とオープンスペースの確保は不可欠であり、優良な民有地緑化に対する助成や都市公園の整備を推進します。

【主な取組】

- ・蒲郡駅南土地区画整理事業

- ・公的サイン整備事業
- ・公共事業の景観整備

- ・電線類無電柱化事業

- ・蒲郡市緑化事業助成金交付制度
あいち森と緑づくり税を活用した
都市緑化推進事業
- ・都市公園整備事業

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市景観基本計画（平成 8 年度）、蒲郡市地区景観基本計画（平成 9 年度）
- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・緑の基本計画（平成 23 年度～平成 34 年度）

6 港湾・海岸

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

港湾施設の整備と機能の充実を図り、国際競争力の高い港湾として活用されています。

みなとが人々の交流の場として賑わっています。

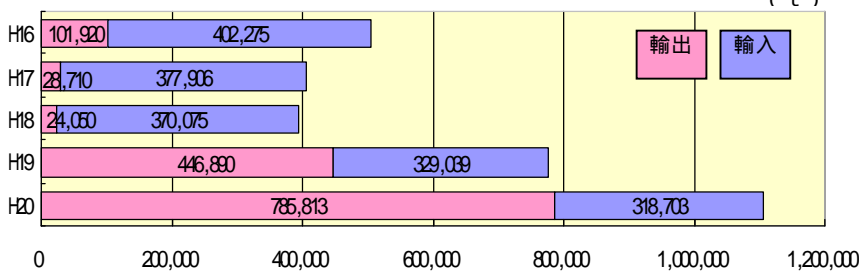
現状と課題

- ・三河港蒲郡地区は、昭和41年に国際貿易港の指定を受け、物流拠点、地域産業の重要な場として発展しています。また、西浦地区の倉舞港は、昭和31年に地方港湾の指定を受けて以来、市の管理港として地域産業の発展に寄与しています。
- ・物流コストの削減や物流品目の多様化により輸送船舶の大型化が進んでいます。三河港の背後に位置する工業地帯の国際競争力強化のためにも、大型岸壁を持つふ頭の整備やポートセールスの支援などが必要です。

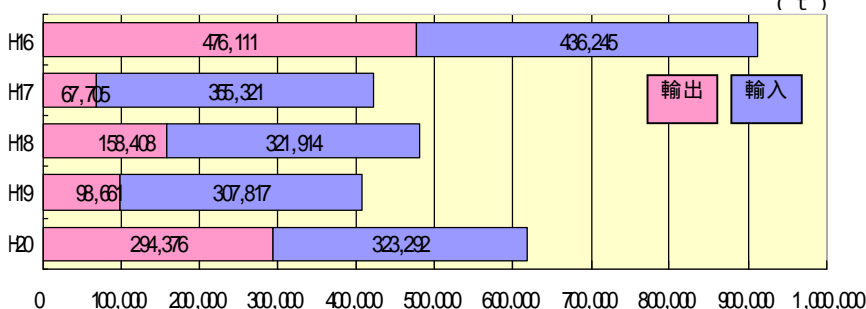
- ・竹島ふ頭エリアは、人々の賑わいや交流をつくりだす“みなと”として中部地方で初めて「みなとオアシス」の認定を受けました。普段は地域の魅力づくりに貢献できる“みなと”として、災害時には災害情報拠点及び海上からの物資輸送拠点となる“みなと”として、さらなるサービスの提供と施設の充実が求められています。
- ・蒲郡の持つ豊かな自然環境を有効活用し、観光交流都市としてふさわしい海辺の景観形成やレクリエーション施設の整備が求められています。

【施策の体系】	
1	港湾物流機能の強化
2	賑わいのある“みなと”づくりの推進
3	海洋性レクリエーション機能の充実
滞在型観光拠点の整備推進 海岸環境の整備促進 海からの眺めを考慮した総合的な景観づくりの促進	

三河港蒲郡地区 外国貿易数量の推移 (t)

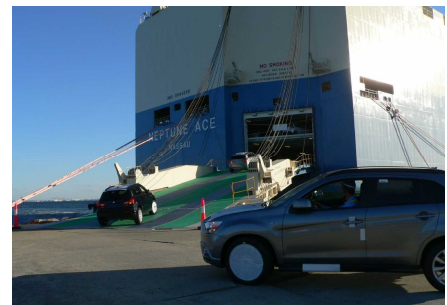


三河港蒲郡地区 国内貿易数量の推移 (t)



出典：三河港統計年報

三河港蒲郡地区



大型専用岸壁予定地



施策の内容

1 港湾物流機能の強化

- ・蒲郡をはじめ三河港の背後に位置する工業地帯の国際競争力強化のため、蒲郡航路の整備、大型船用岸壁、防波堤等の施設整備を促進します。
- ・利用促進による三河港の貨物量拡大のため、「はしご状幹線道路網」の早期完成を目指して、積極的に支援・協力していきます。
- ・地域産業のさらなる発展を目指して、三河港のポートセールスを支援し、利用者のニーズに対応した港湾機能の充実を図ります。
- ・鉄道との連携、輸配送の共同化など環境負荷が少ないとされる複合一貫輸送ターミナルに対応するため、多様な関係者との連携に努めます。
- ・港湾施設の老朽化に対処するため、計画的な維持管理を行い、サービス水準の維持を図ります。

【主な取組】

- ・三河港蒲郡地区公有水面埋立事業
ふ頭用地 14ha 緑地 4ha 水深 -11m 岸壁整備
- ・倉舞港長寿命化事業

2 賑わいのある“みなと”づくりの推進

- ・「みなとオアシスがまごおり」の海上物資輸送拠点としての機能を充実させるため耐震岸壁の整備や防波堤の見直し、ヘリポートの設置、さらに、輸送ルートとなる緊急輸送道路の整備など、総合的な事業の推進に努めます。
- ・竹島ふ頭東側地区では、平成 22 年に整備した多目的広場を活用し、市民や NPO などと協力しながら新たなイベントやサービスの提供を図ります。
- ・竹島地区を中心とする三河港蒲郡地区では、さらなる賑わいの創出のため、「三河港ポートルネッサンス 21 計画」を見直し、竹島ふ頭を中心とする「みなとオアシスがまごおり」や竹島ふ頭西側地区の「蒲郡インナーハーバー計画」などとも調整しながら、海の玄関口としてふさわしい“みなと”の実現を目指します。

【主な取組】

- ・耐震岸壁の整備
- ・三河港ポートルネッサンス 21 計画の見直し

3 海洋性レクリエーション機能の充実

滞在型観光拠点の整備促進

- ・滞在型リゾートの実現に向け、海洋性レクリエーションの一大拠点である大塚地区のラグーナ蒲郡を中心に、関連施設の整備を促進します。
- ・滞在型観光推進のため、温泉等保養施設が立地する西浦地区の整備を検討します。

海岸環境の整備促進

- ・西浦地区の倉舞港では、周辺の美しい自然環境をいかながら、砂浜や天然海岸を保全し、景観に優れた海岸環境整備に努めます。
- ・海からの眺めを考慮した総合的な景観づくりの推進
- ・海洋レジャーの付加価値のひとつとして、海から眺めても美しい蒲郡のまちなみや自然景観を堪能できるよう総合的な景観形成を促進します。

【主な取組】

- ・ラグーナ蒲郡別荘地の整備の検討
- ・倉舞港海岸環境整備事業

【関連する計画等】

- ・三河港港湾計画
- ・三河港周辺地域産業幹線道路ビジョン
- ・三河港ポートルネッサンス 21 計画
- ・蒲郡インナーハーバー計画

7 河川・排水

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

自然環境に配慮した河川改修により、うるおいとやすらぎを感じられる水辺空間になっています。

豪雨や高潮災害に強いまちになっています。

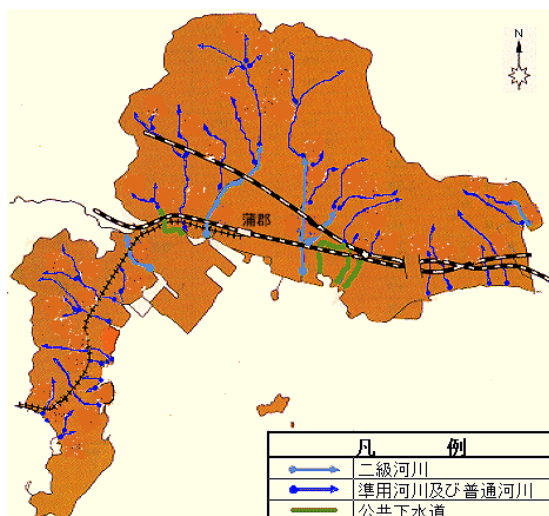
【施策の体系】	
1	準用河川・普通河川の改修の推進
2	二級河川の改修の推進
3	親水性・自然環境に配慮した河川の整備
4	排水施設の整備・拡充
5	浸水対策の推進
	局地的な豪雨への対策 高潮への対策

現状と課題

- ・市内には 42 河川があり、総延長は 59km 余で、市の管理河川では約 93%が改修されています。しかし、そのほとんどが延長 3km 未満の小河川であり、下水道をはじめとする雨水排水施設の整備も進んでいることから、雨水は短時間で海まで流出します。
- ・下水道の下水道法事業認可区域は 1,396ha あり、雨水施設の整備率は約 58%となっています。
- ・土地利用の転換により、雨水の地下浸透量が減り、排水路への流出量が増えています。その結果、下流にあたる既成市街地では、新たな浸水被害が発生するようになっていきます。排水計画を見直し、

- ・実状に合った排水網の整備が求められています。
- ・局所的な豪雨により、家屋の浸水被害が発生しています。被害の防止・軽減対策が求められています。
- ・高潮が河川や排水路を逆のぼることで、付近の家屋が浸水する被害が発生しています。被害の防止・軽減対策が必要です。
- ・近年、河川に対して、単に利水・排水の機能だけでなく、住民利用を重視したうるおいとやすらぎの感じられる水辺空間としての機能が求められています。

河川及び主な公共下水道雨水幹線



落合川の改修イメージ



出展：愛知県

施策の内容

1 準用河川・普通河川の改修の推進

- ・橋梁部など河川の流水断面が小さく、流下能力の不足している区間について、効率的かつ計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- ・尺地川河川改修事業
- ・多自然型の河川改修工事

2 二級河川の改修の推進

- ・橋梁部など流下能力が不足している区間について、河川管理者に対して、事業促進を強く要望し、用地取得や物件補償等の問題解決に協力します。

【主な取組】

- ・西田川河川改修事業
改修総延長 1.5km
- ・落合川河川改修事業
改修延長 1.8km

3 親水性・自然環境に配慮した河川の整備

- ・河川改修にあたっては、河川沿いに樹林地を設けるなど、親水性及び自然環境に配慮した川づくりに努めます。
- ・うるおいとやすらぎの感じられる水辺空間を目指して、河川愛護活動など地元住民との連携を図ります。

【主な取組】

- ・落合川親水性護岸整備事業
- ・河川愛護活動
- ・水と緑のネットワーク形成事業

4 排水施設の整備・拡充

- ・土地利用の実状を把握し、これに応じた計画的な排水施設の整備・拡充を推進します。

【主な取組】

- ・下水道事業（雨水）
- ・排水路整備事業
- ・側溝整備事業

5 浸水対策の推進

局地的な豪雨への対策

- ・局地的な豪雨による浸水被害解消のため、公共施設の雨水貯留機能の整備や、遊水池、調整池の活用など関係機関と協力しながら、総合的な対策を推進します。

高潮への対策

- ・排水路へ高潮が逆のぼるのを防止するため、排水路等の最下流部へ高潮対策施設の整備を推進します。

【主な取組】

- ・公共施設雨水貯留機能の整備

- ・高潮対策施設整備事業
ゲート等の設置。

【関連する計画等】

- ・二級河川西田川水系河川整備計画
- ・二級河川落合川水系河川整備計画
- ・蒲郡市下水道下水道法事業認可
- ・緑の基本計画（平成 23 年度～34 年度）

8 消防・救急

【施策の体系】

1 防火思想の普及

2 救急体勢の充実強化

3 消防力の充実強化

4 救助体制の充実強化

5 広域連携の強化

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

消防本部・消防団・女性防火クラブ・自主防災会が協力し、火災のない安心して暮らせるまちをつくっています。

市民・救急隊・医師との万全の連携により、救命率の高いまちになっています。

消防力・救助体制の強化により、災害による被害を最小化できるまちになっています。

現状と課題

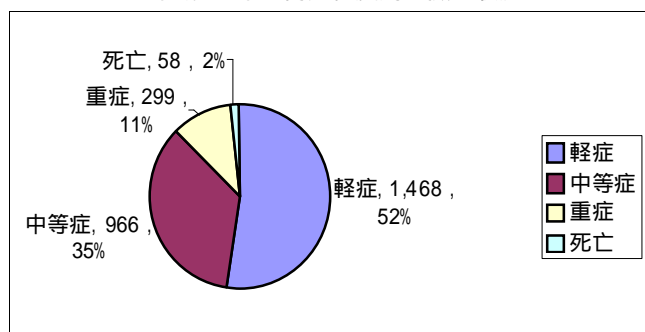
- ・市内の交通渋滞などにより、緊急車両が現場へ到着するまでの時間がかかることが懸念されます。
- ・設置が義務化された住宅用火災警報器の必要性を啓発していくとともに、普及率の向上を図ることが必要です。
- ・常備消防の強化だけでなく、消防団・女性防火クラブ・自主防災会との連携及び協力により防火思想を全市民に普及する必要があります。
- ・救急業務については、救急救命士の養成は基より、気管挿管救命士・薬剤投与救命士の養成に努め、救命率の向上が必要です。
- ・救急車の不適切な要請が増加して問題となっており、適正利用の周知が必要です。

- ・消防庁舎・消防団器具庫の改修はもとより消防車両・救急車両等の更新についても整備計画に基づいた適切な整備が必要です。
- ・火災・救急・救助の現場において、正確かつ迅速な活動ができる資機材の整備及びそれを使用した訓練が必要です。
- ・CPR（心肺蘇生法）、AEDによる電気ショックの普及により、社会復帰の事例が報告されていることから、救急救命講習の必要性の啓発が必要です。
- ・消防団は、結団以来、多くの市民の協力により条例定数を割ることなく、地域防災の向上に寄与しています。

過去7年間の救急救命概要



平成21年 傷病程度別の搬送状況



施策の内容

1 防火思想の普及

- ・火災のない安心して暮らせるまちをつくるため、消防団、女性防火クラブ及び自主防災会に対する防火指導を強化、消防本部と協力し民間企業及び市民参加型の防災訓練を実施し、防火思想の普及を図ります。
- ・既存住宅への住宅用火災警報器の普及を図ります。

【主な取組】

- ・火災予防教育
 - 防災コミュニティコーナーを活用した市民参加の防火教育。
- ・消防団団員研修
- ・地域リーダー育成
 - 自主防災リーダー研修、女性防火クラブ員研修。
- ・一般住宅への防火診断

2 救急体制の充実強化

- ・救急救命士、気管挿管救命士、薬剤投与救命士を養成するとともに、救急隊員の知識、技術の向上を図り、救命率の向上に努めます。
- ・救急体制の強化を図るため、救急車及び資機材を計画的に整備していきます。
- ・救急救命講習を実施し、市民へ救急救命に対する知識・技術の習得及び意識の向上を図ります。

【主な取組】

- ・救急救命講習
 - 救急救命講習を行い、知識・技術は基より、救急車の適正利用についての理解を図る。

3 消防力の充実強化

- ・災害時の拠点となる消防庁舎、消防団詰所等の整備充実を推進し、消防隊の災害出動等、勤務体制についても万全を期します。
- ・中高層ビル、危険物施設、特殊な火災に対処できるよう、消防車両及び資機材を計画的に整備するとともに、消火栓及び防火水槽等の消防水利施設の充実を図ります。
- ・今後も消防団員の条例定数を確保していきます。

【主な取組】

- ・消防庁舎等整備充実
 - 西部出張所・消防団詰所の整備。
- ・消防車両等整備充実
 - 消防車両・消防資機材の計画的な整備。
- ・消防水利施設の充実
 - 道路整備及び開発行為に対する、適正な消防水利の整備。
- ・消防団の充実強化
 - 消防団員の募集及び、入団者への訓練指導。

4 救助体制の充実強化

- ・救助工作車及び救助資機材の計画的な整備を行います。
- ・救助隊員の知識・技術の向上を図ります。

【主な取組】

- ・救助工作車等整備充実
 - 救助工作車・救助資機材の計画的な整備。
- ・救助隊員育成
 - 救助隊員に積極的に各種講習を受講させ、更なる知識・技術の向上を図る。

5 広域連携の強化

- ・蒲郡市の消防力のみでは対処困難な災害が発生した場合に備え、ほかの地方公共団体と応援協定を締結し、災害活動の万全を図ります。
- ・大規模・特殊災害に備え、全国の緊急消防援助隊へ登録し、合同訓練に参加して連携に努めます。

【主な取組】

- ・広域的な防災協定
 - 愛知県下広域消防相互応援協定
 - 東三河地区消防相互応援協定
 - など

9 防災

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

行政・地域・事業者が連携し、防災・減災に取り組む社会となっています。

市民の生命・財産を守るため災害に強いまちとなっています。

【施策の体系】

1	防災・減災意識の向上
2	地域防災体制の強化
3	防災体制の強化 広域防災体制の確保 庁内体制の充実
4	防災施設の整備

現状と課題

- ・昭和 20 年に三河地震、昭和 34 年には伊勢湾台風、近年においては平成 20 年のゲリラ豪雨、平成 21 年の台風 18 号などの災害に見舞われ、甚大な被害を受けてきました。
- ・本市は平成 14 年に、今後 30 年以内に 87%の確率で発生すると予想される東海地震の強化地域に指定されました。また過去に起きた地震から、東海地震、東南海・南海地震が連動して発生することも推測され、連動で発生すれば甚大な被害が予想されます。
- ・本市は、市域が長い海岸線と三方を山で囲まれているため、台風による高潮、地震による津波、豪雨による土砂災害などの各種災害による被害が懸念されます。
- ・ハザードマップの作成、避難所として指定した小中学校の体育館の耐震化、防災行政ラジオの導入などの事業を実施し、災害に対する市民の安全確保に努めてきました。
- ・発災時において行政自身も被災する可能性が高いため、業務が長時間中断するなど、市民生活及び経済活動に大きな支障を生じる可能性があります。このため行政は発災時においては速やかに動ける体制づくりが必要となります。また市民・事業者においては、行政の支援(公助)に頼るだけでなく、自分の身は自分で守り(自助)、お互いに助け合うこと(共助)が重要となります。

蒲郡市の主な被害予測

		東海地震	東南海地震	東海・東南海地震連動
建物被害	全壊棟数	約90棟	約270棟	約320棟
	半壊棟数	約280棟	約1,600棟	約1,900棟
人的被害 (冬早朝5時)	死者数	若干人	約20人	約20人
	負傷者数	約40人	約310人	約390人
避難所生活者数 (1日後)		約350人	約3,700人	約5,700人
帰宅困難者 (突発時)		約9,000人	約9,000人	約9,000人

出典：「愛知県東海地震、東南海地震等被害予測調査報告書」(平成 15 年 3 月)

施策の内容

1 防災・減災意識の向上

- ・災害に対する事前の備えや被災時において慌てず対処するために市民、事業者に対し防災・減災知識の普及に努めます。
- ・市民には住宅耐震診断だけでなく、住宅耐震化を実施するように啓発に努めます。
- ・事業者には被災後早期に事業を復旧するために事業継続計画の作成指導に努めます。
- ・日本語能力が十分でない外国人に対し、多言語による情報提供を図ります。

【主な取組】

- ・住宅耐震診断の促進
- ・事業継続計画の策定指導
- ・多言語ガイドブックの作成
- ・家具転倒防止器具設置事業

2 地域防災体制の強化

- ・自主防災組織の訓練において、避難所運営や災害時要援護者対策を盛り込んだ各種災害を想定した訓練実施に努めます。
- ・地域の自主防災組織において活動の中心となる防災リーダーの育成に努めます。
- ・被災時にボランティアの調整役となるボランティアコーディネーターの支援、育成に努めます。
- ・障がい者や高齢者などの災害時における要援護者の非難支援体制の整備に努めます。

【主な取組】

- ・市民総ぐるみ防災訓練
- ・防災リーダーの育成
- ・ボランティアコーディネーターの育成
- ・災害時要援護者避難支援体制マニュアルの作成

3 防災体制の強化

広域防災体制の確保

- ・災害被害を軽減するため市民、事業者と連携して各種対策に取り組んでいきます。また県をはじめ公共機関相互の広域的な連携強化を推進します。

庁内体制の充実

- ・現状を速やかに分析し、予防、応急対策、復旧活動に即応する体制づくりを推進します。
- ・市民の生命・財産を守り社会経済活動等の維持を図るために、被災時において必要不可欠な業務を継続できる体制づくりを進めます。
- ・災害時に情報を素早く的確に収集し、あらゆる手段を用いて市民に伝えることができる体制を目指します。

【主な取組】

- ・地域防災計画の見直し
- ・業務継続計画の策定
- ・樋門、防潮扉の操作体制の整備

4 防災施設の整備

- ・地震発生時における被害を最小限にするため、公共施設の耐震化を推進します。
- ・急傾斜地崩壊危険区域の整備を強く県に要望し、また河川・海岸の保全等は国・県などと連携を図りながら推進します。
- ・避難所、防災倉庫等に備える支援物資、資機材の充実を目指します。
- ・公園などの公共施設整備にあたり、防災機能を有した施設整備を推進します。

【主な取組】

- ・公共施設耐震化計画の策定

【関連する計画等】

- ・蒲郡市地域防災計画
- ・蒲郡市水防計画
- ・蒲郡市津波避難計画
- ・蒲郡市地域福祉計画（平成23年～平成27年度）

10 防犯

【施策の体系】	
1	防犯意識の向上
2	犯罪の起きない生活環境づくり
3	地域との連携による犯罪の防止

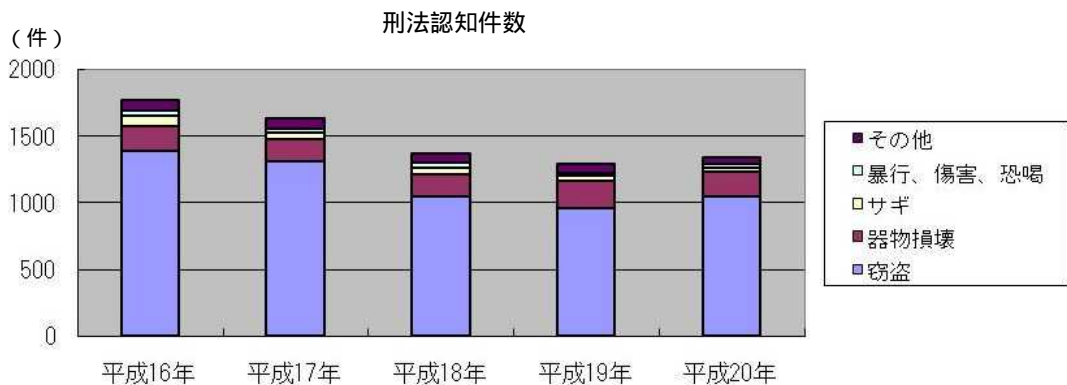
施策が目指す蒲郡市の将来の姿

犯罪が少ない誰もが安心して暮らせる安全なまちとなっています。

住民同士の信頼に基づく地域活動で安心して暮らせる地域社会となっています。

現状と課題

- ・ 真に豊かで活力ある社会を構築するためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが重要です。このため人命尊重の理念に基づき犯罪がもたらす大きな社会的・経済的・心理的損失を防ぐため、誰もが安心して暮らせる安全なまちをつくらなければなりません。
- ・ 本市では平成 15 年に「蒲郡市なくそう犯罪安全なまちづくり推進条例」を制定し、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 警察、地域等が連携した様々な取り組みにより、近年本市において犯罪は減少傾向にあります。社会情勢の悪化等の要因により今後犯罪の増加が懸念されます。
- ・ また近年の犯罪傾向から子ども、女性、高齢者等の犯罪弱者対策、日本語能力が十分でない外国人が安心して暮らせるための支援対策が必要となっています。
- ・ 犯罪の多くは各々が危険を意識することで未然に防ぐことができます。市民がこれらを自らの問題としてとらえ「犯罪を起こさない」、「犯罪にあわない」、「犯罪を見逃さない」という意識を再確認する必要があります。
- ・ 安心して暮らすことができるまちをつくるためには、地域住民の自主的な取り組みが、より一層重要となってきます。



施策の内容

1 防犯意識の向上

- ・各年代、性別に応じた防犯教室を開催し、「犯罪にあわない」、「犯罪を起こさせない」、「犯罪を見逃さない」といった防犯の知識の普及を推進します。
- ・警察と協力して市民が事故・犯罪に巻き込まれないように情報提供に努めます。
- ・日本語能力が十分でない外国人に対し、多言語による情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

- ・防犯教室の開催
- ・メール配信事業
- ・多言語 HP による情報提供
- ・多言語ガイドブックの作成

2 犯罪の起きない生活環境づくり

- ・道路、公園、広場等の公共の場所において、犯罪の防止に配慮した施設の整備・管理を推進します。
- ・犯罪の起こりにくい環境をつくるため市民・事業者が所有する施設に対しても、犯罪の防止に考慮した施設の整備・管理の指導に努めます。
- ・青少年にとって有害な環境を排除し、社会環境の浄化を図ります。

【主な取組】

- ・防犯灯設置事業
- ・防犯カメラ設置事業
- ・青少年健全育成協力店指定事業

3 地域との連携による犯罪の防止

- ・犯罪を起こさせない地域づくりをすすめるため、地域と連携し、地域住民による啓発・広報等の安全活動を支援します。
- ・地域の防犯力を高めるため自主防犯団体による地域のパトロール活動を支援します。

【主な取組】

- ・青色回転灯防犯パトロール事業
- ・地域ふれあい活動
- ・こども 110 番事業
- ・スクールガード事業
- ・補導員活動

【関連する計画等】

- ・蒲郡市なくそう犯罪安全なまちづくり推進条例

1 1 交通安全

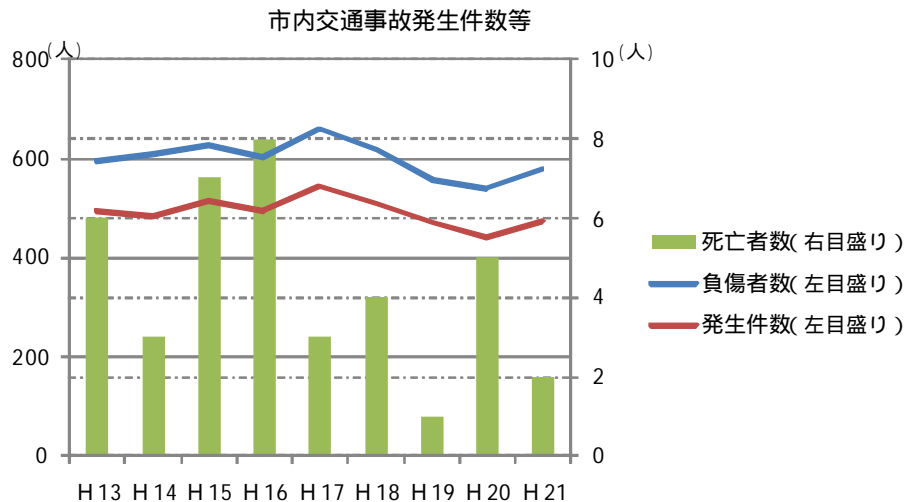
【施策の体系】	
1	交通安全思想の普及
2	安全な道路環境の整備
3	地域との連携による交通事故の防止

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

交通事故が少ない誰もが安心して暮らせる安全なまちとなっています。

現状と課題

- ・交通事故は、一瞬にして人の幸せを奪い、不幸のどん底に突き落とす重大な犯罪であり、交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活実現の基本です。このため本市では、昭和 36 年に「交通安全都市宣言」を宣言し、警察・地域等と連携し交通安全の啓発活動、良好な道路環境の確保等を行い、交通事故の根絶に努めてきています。
- ・警察、地域と連携した様々な取組により、近年交通事故は緩やかな減少傾向にあります。今後国道 23 号、247 号の整備により市内の交通環境が変化し、それに伴う事故の増加が懸念されます。また外国人の定住化傾向の進展に伴い、外国人が当事者となる事故の増加も懸念されます。
- ・近年全国の傾向として高齢者の事故、歩行中・自転車乗車中の事故、生活道路（市町村道）での事故が問題となっていますが、本市も例外ではありません。特に今後高齢化社会を向かえることから高齢者の事故防止対策は重要となります。
- ・今後少子・高齢化が進展していくなかで、交通事故防止のためにユニバーサルデザインの考え方にに基づき誰もが安心して利用できる安全・快適な道路交通環境を整備する必要があります。
- ・交通事故の多くは各々が危険を意識することで未然に防げるものです。市民がこれらを自らの問題としてとらえ「交通事故を起こさない」、「交通事故にあわない」という意識を再確認する必要があります。
- ・道路交通の安全確保のため交通安全施設の整備は重要ですが、今後は整備だけでなく老朽化した施設の維持管理が必要となってきます。このため各種対策の推進と既存施設の計画的な更新に充てる費用を限られた予算の中で適切に配分していく必要があります。



施策の内容

1 交通安全思想の普及

- ・ 幼児から高齢者までの各世代別や職域に応じた交通安全教室を開催し、「交通事故を起こさない」、「交通事故にあわない」といった交通安全に関する知識の普及に努めます。
- ・ 広報活動を積極的に行い、広く市民に交通安全思想の普及に努めます。また日本語能力が十分でない外国人に対し、多言語による情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 交通安全教室の開催
- ・ 交通安全市民運動の実施
- ・ 多言語 HP による情報提供
- ・ 多言語ガイドブックの作成
- ・ 交通指導員設置事業

2 安全な道路環境の整備

- ・ 道路新設事業に伴い、警察、地域と連携し事前に有効な安全策を施し交通事故の防止に努めます。また事故が集中する箇所については、事故分析に基づく防止対策を実施します。
- ・ 歩行者優先の考えの下、少子高齢化社会の進展を踏まえ、歩道のバリアフリー化、通学路の安全の確保などの生活道路対策の推進を図ります。
- ・ 施設の状態を定期的に点検し、重大な事故が発生する前に速やかに対策を講じていきます。

【主な取組】

- ・ 交通安全施設整備事業
 - 道路照明灯
 - 道路反射鏡
 - カラー舗装
 - イメージ旗布
 - ガードパイプ

3 地域との連携による交通事故の防止

- ・ 地域主催の交通安全教室・キャンペーン等の啓発・広報活動を支援します。
- ・ 道路の安全確保のため地域住民と連携し、交通安全施設等の点検を行い、道路交通環境の改善に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 交通安全市民運動の実施
- ・ スクールガード事業
- ・ 交通安全地区推進協議会活動の支援

【関連する計画等】

- ・ 蒲郡市交通安全条例

第4章

美しい自然を未来につなぐまちづくり

- 1 公園・緑地
- 2 自然保全・緑化
- 3 環境保全
- 4 環境衛生
- 5 循環型社会形成
- 6 地球温暖化対策
- 7 水資源
- 8 下水道

1 公園・緑地

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

安全で快適な緑豊かな都市環境を形成し、生活に安らぎとうるおいを感じています。

市民が楽しみながら公園の管理や緑化活動を行っています。

現状と課題

- 公園・緑地は、市民の憩いの場、子育ての場となるとともに、災害発生時は地域住民の避難の場、救援・復旧の場、火災の延焼防止帯となり安全・安心の都市形成に役立っています。
- また、地球温暖化、ヒートアイランド対策及び生物多様性の保全など様々な環境問題を緩和するとともに、日々の生活に季節感とうるおいを与え、美しく風格のある都市を形成します。
- 現在、都市計画公園は 31 箇所、そのうち 29 箇所（総合公園 1 箇所、近隣公園 5 箇所、街区公園 23 箇所）が利用できます。
- 市街地における都市公園は、これまで土地区画整理事業や埋立事業等に伴い整備されているため、基盤整備が行われていない既成市街地などで

は十分に都市公園の整備が進んでいない状況にあります。

- 今後、「緑の基本計画」に基づき公園や緑地の整備拡充、緑の保全・創出、公共施設及び民有地の緑化を一体的に捉えて、市民と一緒に緑とオープンスペースの確保を図る必要があります。
- 既存の都市公園は、供用開始後 30 年以上経過した公園が多く、施設や遊具の老朽化が進んでいるため、その修繕や更新など安全対策が新たな課題になっています。

【施策の体系】

1 公園・緑地の整備

特色ある公園づくり
身近な公園づくり
水辺の公園づくり

2 公園・緑地の管理

既存公園の安全確保
市民参加の充実

都市公園等の現状

区 分		箇 所	面積 (ha)
都市計画公園	総合公園	1	9.1
	近隣公園	5	7.9
	街区公園	25	7.58
	計	31	24.58

平成 22 年 4 月 1 日現在

資料：都市計画課

双太山公園



施策の内容

1 公園・緑地の整備

「色ある公園づくり

- ・多様化する市民の価値観・ニーズに対応するため、既存の公園を含めて地域の特性を生かした特色ある公園づくりを推進します。

身近な公園、緑地づくり

- ・都市計画決定されている公園や土地区画整理事業に伴い計画されている公園、緑地について、計画的に整備を進めます。

- ・大規模地震などの災害時に一時避難所として利用できる公園の整備を推進します。

- ・用地確保が困難な既成市街地においては、ポケットパークや鉄道高架下等の有効活用を図ります。

水辺の公園づくり

- ・公園や緑地など点在する緑を河川や水路、緑道、街路樹等で結ぶ水と緑のネットワーク化を図り、風の道を整備しヒートアイランド現象を緩和します。

- ・緑や水辺空間の創出にあたって、人々がふれあって楽しめることはもとより、ビオトープ（生物の生息・生育空間）の創出など魅力ある緑地・親水空間を形成します。

- ・海と調和したまちの形成と市民の憩いの場として、親水空間を形成するウォーターフロントの整備に努めます。

【主な取組】

- ・公園整備事業

- ・緑地整備事業

- ・水と緑のネットワーク形成事業の推進
- ・水辺空間の整備

2 公園・緑地の管理

既存公園の安全確保

- ・予防保全的な維持管理への転換を図り、公園施設の長寿命化を図るための計画を策定し、施設の改修や更新を計画的に行います。

- ・高齢者、障がい者等の公園利用や移動が円滑化するように、園路やトイレなど、公園施設のバリアフリー化を進めます。

市民参加の充実

- ・市民に身近な公園は、地域住民、愛護会、NPO等の多様な主体による公園管理と活用を図り、地域活性化を推進します。

【主な取組】

- ・公園施設長寿命化計画の策定
- ・公園施設改修事業

- ・多様な主体による公園管理
- ・市民リーダー育成

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・緑の基本計画（平成 23 年度～平成 34 年度）

2 自然保護・緑化

【施策の体系】

1	自然環境の保全
2	緑化の推進
3	市民参加による緑づくり

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

海や山など豊かな自然の保護と都市緑化の推進によって、市民や観光客が癒しとうるおいを感じています。

現状と課題

- ・本市は波穏やかな三河湾に面し、街の背後を緑豊かな山並みに囲まれ、山間部と市街地の間は果樹園が広がる豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然を守るため、市域を取り巻く山地や海岸の多くが自然公園法に基づく指定区域となっています。
- ・人と自然が共生するうまいあるまちづくりを進めるため、公共施設の緑化を推進しながら、市民参加による植樹祭の実施、蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の実施、市民への緑化木や花苗の配布等により、緑化意識の高揚を図り、緑化推進に努めてきました。
- ・都市化の進展、松くい虫の被害、農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより、森林や農地の保全状態が悪化してきており、その対策が求められています。
- ・地球環境問題への取り組みである地球温暖化の

防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供は、本市にとっても重要な課題であり、緑とオープンスペースのネットワーク形成が必要です。

- ・かけがいのない豊かな自然を守り、貴重な緑を市民の共有財産として守り育てていくためには、開発との調整を図りながら、行政のみでなく、市民や事業者等が自主的に、自然環境の保全、緑化に取り組む環境づくりを行い、市民と協働して自然環境の保全や、緑化を推進する必要があります。
- ・愛知県では平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入しました。本市も、この税を有効活用して、森林、里山林、都市の緑をバランスよく整備、保全するために様々な取組を進めていきます。

自然公園区域面積 単位：ha

特別地域	特別保護地区	1.1
	第1種特別地域	0.3
	第2種特別地域	271.4
	第3種特別地域	1,396.1
普通地域		68.0
合計		1,736.9

平成22年4月1日現在

資料：観光課

竹島及び周辺の自然景観



「第3回蒲郡都市景観賞」より

施策の内容

1 自然環境の保全

- ・三河湾国定公園の指定地域では、その目的に沿い長期的な展望に立って、自然保護に配慮した総合的な土地利用に努めます。
- ・里山など都市近郊の森林については、多様な自然とふれあい、憩い、学び、体験できる市民参加型の野外活動空間の整備を進めます。
- ・身近な環境の中に動植物が快適に生息できる空間（ビオトープ）の創造や保全を行います。
- ・三河湾に浮かぶ竹島、大島、小島の緑豊かな島々の自然や生態系の保全に努めます。
- ・自然観察会や自然保護コンクール等の開催により、自然保護に対する市民の意識高揚を図ります。

【主な取組】

- ・緑の基本計画による緑地保全
- ・自然公園の保全
- ・里地里山の保全と再生の推進

2 緑化の推進

- ・緑は人々にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近な貴重な自然であり、また、災害防止や美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たします。
- ・市内の公園、道路、河川、海岸をはじめ学校や公民館などの公共施設や市有地を緑の基本計画に基づき積極的に緑化を推進します。
- ・市街地の大部分を占める民有地の緑が減少しているため、緑化木の配布を行うとともに、建築物の新築・増改築時に緑化を義務付ける地域の指定（緑化地域制度）を検討します。
- ・あいち森と緑づくり事業（平成21年度より開始）による民有地の屋上緑化や駐車場緑化などの実施者に対する費用の一部助成制度なども活用し、個人や事業所など民有地の緑化を推進します。

【主な取組】

- ・緑の基本計画による緑化推進
- ・公共施設施設の緑化の推進
- ・民有地の緑化推進
- ・蒲郡市緑化事業助成金制度

3 市民参加による緑づくり

- ・緑のまちづくりを進めていくためには、多くの市民が緑にふれあう機会を増やし、緑づくりに対する理解を深め、民有地緑化や緑化活動を進めることが必要です。
- ・地域住民やボランティア、民間事業者等の多様な主体の参画・協働による植樹、樹林地整備、ビオトープづくりなどの緑の体験学習や緑づくり活動を推進し、緑とオープンスペースの確保と活用を図ります。
- ・豊かな自然環境の保全に配慮しながら、観光振興、地域振興及び環境教育の向上を図るために、エコツーリズムを推進します。

【主な取組】

- ・公共施設アダプトプログラム
- ・まちづくり事業助成金制度
- ・自然環境学習
- ・市民ボランティアの育成
- ・エコツーリズムの推進

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成19年度～平成34年度）
- ・緑の基本計画（平成23年度～平成34年度）
- ・あいち森と緑づくり事業（平成21年度～）

3 環境保全

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

騒音や公害のない、快適な環境で暮らしています。

すべての人が美しい海や自然環境の保全に理解を深め、自ら行動しています。

【施策の体系】

1	公害の監視体制の整備と公害防止対策の推進
	公害の監視測定体制の整備 と情報提供の充実 公害の未然防止対策の推進 発生源対策の推進 交通公害防止対策の推進
2	不法投棄防止対策の推進
3	水質浄化対策の推進
4	環境美化活動の推進
5	環境教育の推進

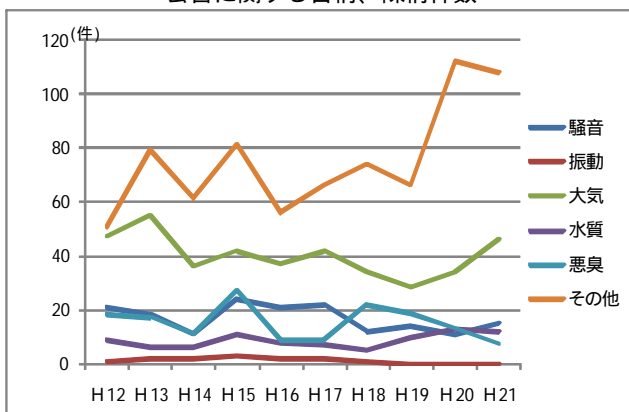
現状と課題

- ・都市化・市民生活の多様化に伴い、交通公害や近隣騒音、生活排水に起因する水質汚濁等、私たちの日常生活に深く関わる新たな都市・生活型の環境問題が顕在化しています。
- ・閉鎖性水域である三河湾の水質汚濁問題については、各種浄化対策を推進しているものの、富栄養化状態の改善には至っておらず、海のまちづくりを進める本市にとって大きな課題となっています。
- ・近年では、雑草繁茂や野焼きなどの屋外燃焼行為に対する苦情も多くなっています。こうした中

で、よりよい環境を求める市民の意識は年々強くなっています。

- ・環境美化については、空き缶の投げ捨て、ごみの不法投棄などモラルやマナーの問題を抱えています。市民の快適な生活環境を確保するために、市民と行政が一体となって環境美化活動を推進していくことが必要です。
- ・様々な環境問題に対応するため、市民・事業者・行政が連携して、地域の特性に応じた環境の保全を積極的に進めていくことが大切です。

公害に関する苦情、陳情件数



ポイ捨て禁止の看板



施策の内容

1 公害の監視体制の整備と公害防止対策の推進

公害の監視体制の整備と情報提供

- ・環境汚染物質に関する実態調査や情報収集を積極的に実施し、情報提供の充実を図ります。

公害の未然防止対策の推進

- ・住工混在地域における公害の未然防止に向けて、土地利用の純化・適正化を図ります。また、公害防止のため、必要に応じ公害防止に関する協定を締結し、その未然防止に努めます。

発生源対策の推進

- ・工場等の事業活動に起因する公害を防止するため、監視指導體制の充実を図るとともに、公害防除施設の設置や改善に対する各種資金融資制度等の活用を促し、環境負荷の低減に努めます。

交通公害防止対策の推進

- ・道路交通騒音については、市街地への車の流入が減少することで騒音の緩和が期待されるため、引き続き国道 23 号蒲郡バイパス、国道 247 号中央バイパスの整備について、関係機関と協力していきます。

【主な取組】

- ・環境実態調査
大気・水質・騒音・地下水位について、定期的に環境汚染物質の調査を行う。
- ・公害防除資金融資、利子補給
公害防除施設の整備の目的で融資を希望する企業に対し、内容を審査の上、融資の認定を行い、利子補給を行う。

2 不法投棄防止対策の推進

- ・不法投棄対策については、監視カメラの設置や、パトロールの強化など、捨てられないための対策を強化していきます。

- ・不法投棄防止のための看板や防止ネットを、市民と協働して設置していくことで、廃棄物等を捨てにくい環境づくりに努め、市内の不法投棄を減らしていきます。

【主な取組】

- ・監視カメラの設置
不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置する。
- ・監視パトロールの強化
不法投棄廃棄物の早期回収とパトロールを強化する。
- ・不法投棄防止ネット設置
防止ネットを設置し、不法投棄をさせにくい状況を作る。

3 水質浄化対策の推進

- ・国、県及び三河湾沿岸市町のみならず、内陸部の市町村との連携を強化するとともに、公共下水道等の合理的かつ効果的な整備を推進します。

- ・既設の単独処理浄化槽から環境への汚濁負荷を抑えた合併浄化槽への転換の啓発を図ります。

- ・住民に対する啓発、幅広い実践活動への取り組み、生活排水対策等の諸施策を積極的に実施し、水質浄化への意識の高揚を図ります。

【主な取組】

- ・公共下水道整備の推進
- ・三河湾浄化店頭啓発事業
三河湾浄化推進協議会において、各種啓発活動を実施し、市民の三河湾浄化に対する意識の高揚を図る。
- ・環境講演会事業
小学校の児童及び保護者を対象とした講演会を実施。三河湾の環境に理解を深める。

4 環境美化活動の推進

- ・530 運動実践活動やクリーンキャンペーンへの積極的な参加を呼びかけ、市民や市民団体が自主的に行う美化活動を支援します。

- ・空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となってごみ散乱の防止に努めます。

【主な取組】

- ・530 運動実践活動への支援
市民、事業者、学校などによる自主的な環境美化活動に対し、支援を行う。
- ・クリーンキャンペーン
年 2 回、統一実践場所(市内 5 箇所)で実施される清掃活動への積極的な参加を呼びかける。

5 環境教育の推進

- ・市民・事業者に対して環境にやさしい生活・活動を促すための学習機会を提供することにより、環境意識の高揚を図ります。
- ・また、学校教育カリキュラムにおいても、身近な環境問題を学ぶことのできる参加・体験型の環境学習プログラムを取り入れます。

【主な取組】

- ・里山観察会
さがらの森にて動植物と触れ合いながら自然観察、ネイチャーゲーム、工作を親子で行い、豊かな里山の保全意識を養う。
- ・三河湾環境チャレンジ

【関連する計画等】

- ・蒲郡市公共下水道事業計画（昭和 45 年度～平成 27 年度）
- ・豊川流域関連蒲郡市公共下水道事業計画（平成 2 年度～平成 25 年度）

4 環境衛生

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

市民のペットの飼い方のモラルが向上し、清潔で快適なまちになっています。

高齢化社会を迎え、新しい斎場で良質なサービスが提供されています。

【施策の体系】

1	畜犬登録・狂犬病予防接種の促進
2	斎場の効率的な運営
3	墓地環境整備の推進
4	感染症への危機管理体制の推進

現状と課題

- ・近年のペットブームにより、動物と人間との関係はますます親密化している一方で、犬の放し飼いや、公共の場所や他人の敷地への糞尿の放置、咬傷事故、未登録・未注射犬の飼育等、飼い主のモラルの低下が社会問題化しています。また、飼えなくなった動物の遺棄や野犬対策も問題となっています。
- ・斎場については、平成 22 年度から業務委託による運営をしていますが、昭和 54 年に建設された施設は、近年、老朽化が進み、修理に要する維持管理経費が増大しているため、施設の建て替えが必要になっています。また、高齢化社会を迎えるにあたり、今後の火葬件数が現在の 1.5 倍になる

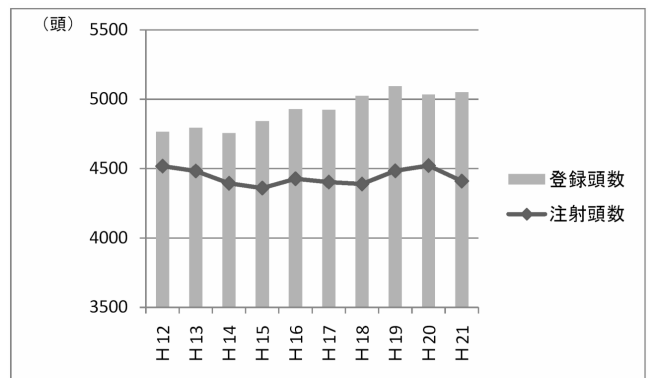
と予測され、火葬炉や斎場施設の近代化が求められており、建て替えにおいては、十分市民の意見を聞く必要があります。

- ・墓地については、市と民有を合わせて、現在 179 箇所が市内に点在していますが、核家族化の進展、市民の意識変化等により、墓地や埋葬に対する考え方も多様化してきており、今後も墓地の整備を図っていく必要があります。
- ・鳥インフルエンザや新型インフルエンザなどの感染症が大きな社会問題となっており、市民生活にも大きな影響を及ぼしました。本市でもその対策が求められてきています。

クリーンキャンペーン



犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移



施策の内容

1 畜犬登録・狂犬病予防接種の促進

- ・狂犬病予防接種を獣医師の協力により実施し、未登録犬、未接種犬が発生しないよう啓蒙活動を行います。
- ・県動物保護管理センターの指導のもと、動物愛護精神の高揚及び糞尿の処置をはじめとする動物の適正管理・病気予防についての啓発広報活動を実施します。

【主な取組】

- ・狂犬病予防注射
狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防するため、登録・狂犬病予防注射を実施する。
- ・動物ふれあい教室
保育所において、児童の情操教育と動物愛護の一環として、県動物保護管理センターの協力を得て、「動物ふれあい教室」を開催する。

2 斎場の効率的な運営

- ・地域社会における不可欠の都市施設として、周辺環境との調和と環境保全上の対策を考慮した整備計画を検討します。
- ・より一層のサービス向上と効率的な運営を行うため、今後も民間委託等による運営を実施していきます。

【主な取組】

- ・斎場整備事業
老朽化した斎場とその周辺について、整備を行う事業。
- ・斎場運営業務委託
斎場の運営を民間委託することにより、サービスの向上と効率的な運営を行う。

3 墓地環境整備の推進

- ・地区が管理する墓地については、引き続き墓地整備事業の助成を行います。

【主な取組】

- ・墓地環境整備事業の助成
地区が管理する墓地の整備事業に対して、助成を行う。

4 感染症への危機管理体制の推進

- ・鳥インフルエンザや新型インフルエンザなどの感染による様々な社会的問題に対し、国や県などの関係機関、事業所等と緊密な連携をしていくことで、その災害の被害を最小限に防ぐための危機管理に努めていきます。

【主な取組】

- ・感染症対策協議会の設置
国や県、事業者とともに、感染症の被害を最小限に食い止める。

5 循環型社会形成

【施策の体系】

1	資源循環型社会の構築
2	リサイクルの促進と地域コミュニティの活性化
3	適正な廃棄物処理

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

ごみの減量や資源の効率的な活用が進み、環境負荷の少ない、快適な生活環境になっています。

市民、事業者、行政が一体となった環境意識の高いまちづくりができています。

現状と課題

・今日の大量生産、大量消費のライフスタイルにより、ごみの排出量は増加の一途をたどっており、地球規模での環境問題が深刻化しています。近年、廃棄物に対する考え方が、「効率よく、安全に処理・処分する」という考え方から「生産・流通・消費の各段階から廃棄物の発生・排出を抑制する」という考え方によって変わってきています。ごみの排出量抑制には、市民・事業者・行政が一体となった取組が必要であり、大量消費や使い捨てのライフスタイルの見直しを図り、リサイクルのみならず、リデュース、リユースを推進し、循環型社会を目指すことが課題となっています。また、限られた資源を循環し、効率的に活用するとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換

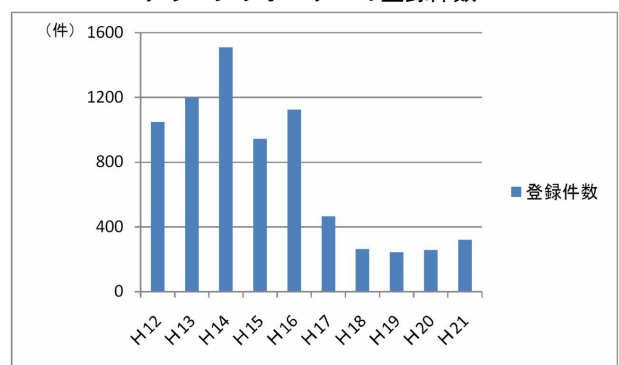
を進める必要があります。

- ・近年、地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、快適な生活環境の保全のためにも、地域によるクリーンサポーター制度などの推進が重要です。
- ・ごみ処理について、蒲郡市クリーンセンターの老朽化に伴い、基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行うことにより、施設の延命化を図る必要があります。
- ・蒲郡市一般廃棄物処理場には毎年多量の焼却灰等を埋め立てていますが、処分用地の新たな確保が困難であるため、一層のごみ減量を進めるとともに、焼却灰の溶融化等によって埋め立て料を削減する必要があります。

ごみ処理量・資源回収量の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
可燃ごみ(t)	29,396	28,579	28,490	26,734	25,982	25,190
不燃ごみ(t)	5,290	4,813	4,514	4,501	4,450	4,478
粗大ごみ(t)	1,515	1,653	1,829	1,783	1,841	1,756
資源物(t)	7,316	6,881	6,485	7,865	7,872	7,966
計(t)	43,517	41,926	41,318	40,883	40,145	39,390

クリーンサポーターの登録件数



施策の内容

1 資源循環型社会の構築

- ・市民、事業者、行政が連携して、ごみ減量化及び資源化を推進します。蒲郡市ごみ減量推進対策協議会の充実を図り、各種ごみ減量施策を推進します。
- ・資源循環型社会の構築を目指し、5 R 行動を推進します。
- ・未利用資源を地域内で有効に活用するシステムを地域社会や産業に組み込むことを目指す「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に基づき、資源・エネルギーの地域内循環を積極的に進め、持続可能な生活、産業のあり方を示していきます。
- ・公共施設におけるエネルギーの効率的な利用については、すでに市民病院へのコ・ジェネレーションシステムの導入や、ごみ焼却の余熱を利用した「ユトリーナ蒲郡」がありますが、引き続き、資源・エネルギーの有効活用の推進に努めていきます。

【主な取組】

- ・5 R 行動の推進
ごみの減量（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ゴミになるものの拒否（リフューズ）、修理しながら使い続ける（リペア）の5 R 行動を積極的に推進する。

2 リサイクルの促進と地域コミュニティの活性化

- ・ごみの排出量を抑制し、リサイクルを促進するため、広報啓発活動の充実を図るとともに、資源リサイクルのための施設の整備を行います。
- ・クリーンサポーターを中心とした、市民の協力による分別指導・監視体制を推進します。
- ・市民と行政の連携により、環境意識の高いまちづくりを推進します。
- ・資源回収を行う地域や団体等の育成・支援を行います。

【主な取組】

- ・リサイクル推進のための施設整備
リサイクルプラザなど、資源物の回収やリサイクル促進のための施設の整備を図る。
- ・クリーンサポーター制度の充実
地域において、リサイクルの促進やごみ減量に対する指導的な役割を果たす。
- ・資源回収団体育成奨励金交付事業
資源回収を行う地域や団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付する。

3 適正な廃棄物処理

- ・蒲郡市クリーンセンターの延命化を図るため、設備・機器の適切な補修等の整備を行い、また、基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行います。
- ・ごみ処理の広域化を図るため、ごみ焼却施設の集約化について検討します。
- ・一色不燃物最終処分場の跡地利用について検討を進めます。
- ・事業系廃棄物は、事業者の処理責任を徹底させ、適正処理の指導強化を図ります。
- ・し尿等を処理する清幸園衛生処理場は、引き続き幸田町と連携し、蒲郡市幸田町衛生組合による適正な運営を行っていきます。

【主な取組】

- ・（仮）東三河地区ゴミ処理広域化計画の策定
- ・清幸園衛生処理場の運営

【関連する計画等】

- ・ごみ処理基本計画（平成9年度）
- ・（仮）東三河地区ごみ処理広域化計画の策定（平成30年度～平成39年度）

6 地球温暖化対策

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

環境負荷の少ない、自然と調和した心豊かな暮らしをしています。

すべての人が自然生態系や地球環境との関わりに理解を深め、自ら行動しています。

【施策の体系】

1	低炭素社会に向けた先駆的取組の推進
2	再生可能エネルギー・代替エネルギー活用の推進
3	環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルの提案

現状と課題

- 生態系などへの地球温暖化の影響が徐々に見え始め、温室効果ガスがその原因であることが明らかにされる中で、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みづくりに向けた国際的議論がなされています。
- 我が国は、2020年の温室効果ガスの排出量について、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提としつつ、1990年比で25%削減を目指すことを表明しています。このように、世界レベルで地球温暖化への対応が急がれていますが、我が国の温室効果ガスの排出量は増加の一途

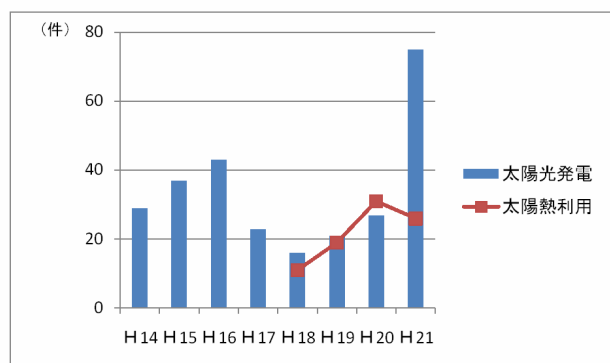
をたどっています。

- この地域は交通手段として自家用車への依存度が高く、自動車からの二酸化炭素の排出量の削減も喫緊の課題となっています。
- 温室効果ガス排出を削減するためには、化石燃料に代わる再生可能エネルギーや代替エネルギーの活用を推進していく必要があり、将来に負担を先送りすることなく、社会全体で低炭素社会の実現に向けての取組が必要となっています。

電気自動車



太陽光・太陽熱システムの補助金の交付件数



施策の内容

1 低炭素社会に向けた先駆的取組の推進

- ・国の温室効果ガスの中期目標達成に向けた道筋などを踏まえ、行政自ら環境に配慮した率先的な取組に努めます。また、日常生活や事業活動における、省資源・省エネルギー化を啓蒙するとともに、低炭素型まちづくりなどに取り組み、温室効果ガスの削減を進めていきます。

【主な取組】

- ・地球温暖化対策地域計画策定の検討
- ・地球温暖化対策実行計画
本市の行政事務に伴う温室効果ガスの排出抑制のための措置を定めることにより地球温暖化対策の推進を図る。
- ・環境にやさしい自動車利用の推進
エコドライブ、アイドリングストップなど環境に優しい自動車利用の推進。

2 再生可能エネルギー・代替エネルギー活用の推進

- ・石油代替エネルギー、自然エネルギー、バイオマスエネルギー、リサイクルエネルギーなど、地域の再生可能エネルギーを最大限活用していくため、その安定的な確保と、それらを供給する体制を構築していきます。
- ・再生可能エネルギーシステムの公共施設への導入や、二酸化炭素の排出量が少ない電気自動車やハイブリット自動車等の公用車への導入を積極的に推進します。また、市民・事業者における再生可能エネルギー利用の普及促進に努めます。

【主な取組】

- ・蒲郡市地域新エネルギービジョンの改訂版の策定
- ・公共施設や公用車への新エネルギーシステム導入の推進
- ・住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助事業
住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽熱利用システムへの補助により、市民の新エネルギー導入の促進を図る。

3 環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルの提案

- ・環境への負荷を可能な限り減らし、未来に向けて快適な環境の保全を可能とする社会づくりを進めるため、環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルを提案していきます。
- ・すべての人が自然生態系や地球環境との関わりに理解を深め、それぞれの立場に応じた役割分担のもとに、環境配慮の視点から主体的に行動できる社会の実現を目指します。

【主な取組】

- ・ヒートアイランド対策
屋上緑化や壁面緑化、住宅周辺の緑化、打ち水、グラウンドの芝生化、公共施設の敷地内緑化など。
- ・エコモビリティライフの推進
自動車と公共交通、自転車、徒歩等をかきこく使い分けるライフスタイルの推進
- ・チャレンジ25キャンペーンの推進
クールビズ、ウォームビズ、省エネ商品の選択等、CO₂削減に向けた具体的な行動を提案する。

【関連する計画等】

- ・蒲郡市地域新エネルギービジョン（平成13年度）
- ・第3次地球温暖化対策実行計画（平成21年度～平成25年度）

7 水資源

【施策の体系】

- | | |
|---|------------|
| 1 | 水源の確保・安定給水 |
| 2 | 節水型まちづくり対策 |
| 3 | 健全で開かれた経営 |

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

安定した水源の確保に努めています。

「安心」「安定」「持続」「環境」に取り組んだ水の供給をしています。

節水意識の向上により、湯水に強いまちになっています。

現状と課題

- ・蒲郡市水道事業は、水源の全てを愛知県営水道用水供給事業の豊川浄水場からの浄水に依存しています。このため、本市では県水受水池から浄水を受水した後、配水池を経由し各家庭へと水を供給しています。
- ・工業用水道は豊川用水の水を清田町にある蒲郡浄水場より市内の各事業所に供給しています。
- ・農業用水については、主に豊川用水を使用し、みかんをはじめ施設園芸を主体とした農業に利用しています。
- ・高度成長期に大量に整備した施設の更新時期が到来する中で、水資源へのニーズは、量の充足から、より「安全」でより「良質」の水の供給へ変わりつつあります。

設楽ダム完成予想図



- ・平成6年の大湯水や兵庫県南部地震（平成7年）の発生を契機とした危機管理体制の充実など、水資源に対するニーズは多様化かつ高度化しています。
- ・自己水源を持たない本市では、日頃から節水意識の高揚をはじめとし、様々な開発計画の推進に合わせた水道施設計画を立案し、ライフラインとしての使命を果たし、水の安定供給を図る必要があります。
- ・蒲郡市水道水源基金を水源林保全、水源地交流事業等に充て、引き続き自然環境の保護に努め、水に対する相互理解を深めていきます。

蒲郡市配水池



施策の内容

1 水源の確保と安心な水の安定供給

- ・ 安定的な水資源を確保するために、「豊川用水二期事業」ならびに「設楽ダム建設事業」の早期完成を国等の関係機関に働きかけ、水源地域の振興事業を側面的に支援します。
- ・ 水質監視体制の充実を図るとともに、水安全計画を策定し、安心して飲める安全な水を供給します。
- ・ 更新時期となった水道施設等を検討し、地震等にも対応した施設に更新し安定給水に努めます。
- ・ 災害時の飲料水を確保し、供給するために応急給水訓練を充実させます。
- ・ 水需要を的確に把握し、県営水道事業から計画的・効率的に受水します。
- ・ 水道水源基金を効果的に運用し、水源の森づくりや住民との交流を推進し、水に対する相互理解を深めます。

【主な取組】

- ・ 安心しておいしく飲める水の供給
- ・ 送・配水管の整備促進
- ・ 配水池の維持管理
- ・ 応急給水対策の充実
- ・ 水源保全及び水源地域との友好交流事業

2 節水型まちづくり対策

- ・ 節水型まちづくりの確立については、「水道週間」・「水の日」等の機会をとらえ、水の大切さや有効性の啓発、水の有効利用のPRを図りながら、重要な資源としての認識の定着を図ります。
- ・ 給・配水管の漏水防止を図るため、積極的に漏水調査、修繕を実施します。
- ・ 配水管網の効率的な維持、管理を行うため、マッピングシステムを充実します。
- ・ 水道施設の効率的な運用を図るため、配水区域のブロック化を推進します。

【主な取組】

- ・ 井戸水の利用促進
- ・ 雨水利用簡易貯留槽の促進
- ・ 漏水防止対策の強化
- ・ 配水区域のブロック化

3 健全で開かれた経営

- ・ 拡張時代から維持管理の時代へと変遷する中で、年度別事業量の平準化策、投資計画を策定し、後世に負担のかからない経営システムを目指します。
- ・ 多様化するニーズにこたえるため、休日水道お客様センターの開設、経営のスリム化を図るため、引き続き水道事業に関する受付・収納等総合業務を委託します。
- ・ 地域資源の活用や循環型社会に対応するため、建設副産物のリサイクルを継続するとともに、太陽光発電など省エネルギーシステムを導入します。
- ・ 情報公開と情報収集を積極的に行い、健全で開かれた水道事業を運営に努めます。

【主な取組】

- ・ 水道事業健全経営の維持
- ・ 水道事業受付・収納等総合業務委託事業
- ・ 積極的な情報公開及び情報収集

【関連する計画等】

- ・ 蒲都市水道ビジョン（平成21年度～平成30年度）

8 下水道

【施策の体系】

1	事業認可区域の整備と事業促進
2	水洗化率・普及率の向上
3	下水道施設の維持管理
4	高度処理方法の推進

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

計画的な下水道事業の整備が進み、良好な住環境が確保されています。

水洗化率及び普及率が向上することで、河川や海域の水質保全が改善されています。

現状と課題

- ・本市の下水道事業は、昭和 36 年に都市計画決定して以来、主に浸水防除対策として進めてきました。昭和 45 年度からは排除方式を汚水と雨水の分流式とした公共下水道事業として本格的に着手し、昭和 52 年に供用開始されました。なお、蒲郡処理区の汚水については、蒲郡市下水道浄化センターで処理し三河湾に放流し、雨水については河川や海域へ放流しています。
- ・豊川流域下水道に接続する大塚処理分区は、平成 2 年に事業認可を取得し、さらに、平成 12 年度からはラグーナ蒲郡等を編入した、渥美湾等流域別下水道整備総合計画や豊川流域下水道基本計画に沿って、事業の推進を図ってきました。なお、認可区域内の管路整備については、平成 20 年度末に概ね完了となりました。
- ・現在、生活環境を改善し河川や海域の水質汚濁に対処するため、早急な整備が必要であります。また、繊維染色整理業等からの工業排水の受入れ

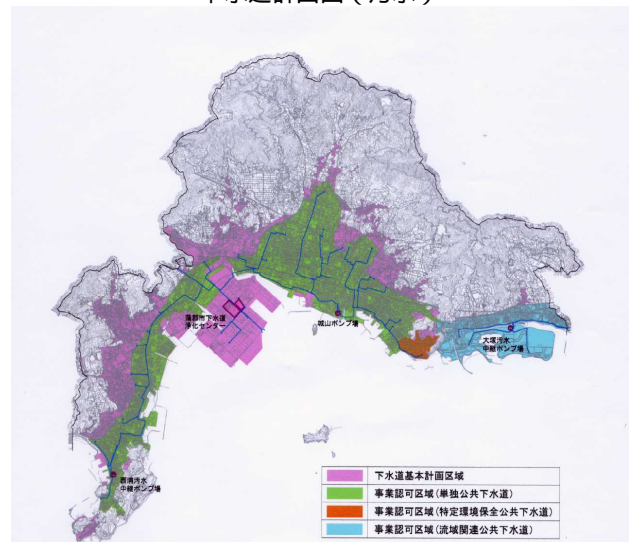
について、排水の処理方法を研究することが課題となっています。

- ・市街化調整区域にある三谷温泉地区は、平成 3 年に自然保護を目的とする特定環境保全公共下水道の事業認可を取得後、事業を促進し、平成 8 年度末には、認可区域内は概ね管路整備が完了しました。
- ・終末処理場から発生する処理水、脱水した汚泥等については、資源の有効利用の観点から再利用を積極的に研究する必要があります。
- ・今後は諸施設の有効利用を図るため、公共下水道への接続を積極的に推進する必要があります。

下水道供用開始状況

区分	行政人口	処理区域面積	処理人口	下水道普及率
	(人)	(ha)	(人)	(%)
平成 15 年度	81,893	971	45,338	55.4
平成 16 年度	81,739	978	45,617	55.8
平成 17 年度	81,678	998	45,878	56.2
平成 18 年度	81,579	1,013	46,292	56.7
平成 19 年度	81,380	1,019	46,495	57.1
平成 20 年度	81,515	1,041	46,819	57.4
平成 21 年度	81,280	1,071	48,010	59.1

下水道計画図（汚水）



施策の内容

1 事業認可区域の整備と事業促進

- ・下水道法、都市計画法による事業認可を計画的に取得し、整備を促進します。
- ・繊維染色整理業等の工場排水処理問題の解決、管路網の整備拡大等により、下水道浄化センターへの汚水流入量を増加させ、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
- ・市街化調整区域にある三谷温泉地区は、接続率の向上を図ります。また、西浦温泉地区についても下水道整備の進捗状況を踏まえながら計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- ・事業認可区域の計画的な整備
- ・特定環境保全区域の整備促進
- ・建設コストの縮減
- ・地元説明会の開催

2 水洗化率・普及率の向上

- ・下水道事業の効果を高めるため市民の理解を求め、水洗化率及び普及率の向上に取り組みます。

【主な取組】

- ・下水道接続の普及促進
- ・下水道ポスター展

3 下水道施設の維持管理

- ・下水道浄化センター、ポンプ場の諸施設や、汚水及び雨水管渠の老朽化により、機能低下が憂慮されるため、施設の維持管理を計画的に進めます。
- ・既設下水道施設の耐震化及び長寿命化を図ります。
- ・維持管理の民間委託の活用について推進します。
- ・水質、電気、機械等の専門的な技術者を育成し、適正な維持管理を行うことができるよう努めます。

【主な取組】

- ・計画的な維持管理の推進
- ・民間委託の活用の推進
- ・下水道施設長寿命化計画の策定

4 高度処理方法の推進

- ・公共用水域の水質汚濁防止のため、今後は更に水質規制が厳しくなることが予想されるので、適切な水質基準を守ることができるよう高度処理を進めます。

【主な取組】

- ・高度処理施設の建設

【関連する計画等】

- ・全県域汚水適正処理構想
- ・蒲都市公共下水道事業計画（昭和45年度～平成27年度）
- ・豊川流域関連蒲都市公共下水道事業計画（平成2年度～平成25年度）
- ・渥美湾等流域別下水道整備総合計画（平成16年度～平成37年度）

第5章

こころ豊かに夢をはぐくむまちづくり

- 1 学校教育
- 2 生涯学習
- 3 文化・芸術
- 4 スポーツ

1 学校教育

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

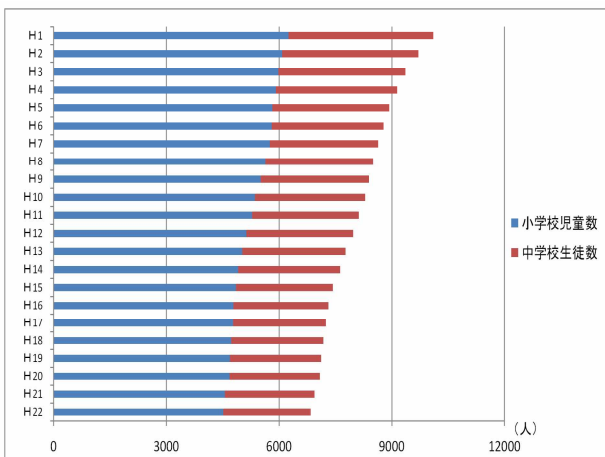
子ども達が夢や希望をしっかりと持ち、目標に向かって取り組んでいます。

蒲郡で学び、育ったことを誇りに思い、蒲郡に愛着を持っています。

現状と課題

- ・急激な社会情勢の変化に伴い、子どもたちの生活環境も大きく変わり、「命を大切する心」や「善悪の判断ができる規範意識」すらも問題となっています。
- ・「社会で生きるために必要なマナー」や「他人の痛みがわかる心」など家庭環境の中で学習する部分が減少してきています。
- ・いじめや不登校などの問題については、スクールカウンセラーや臨床心理士などの専門的な立場からのカウンセリングなどを実施してきました。しかし生活環境の多様化による問題の複雑化が一層進み、解決への困難さが増しています。
- ・子ども一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導ができるよう、少人数学級の導入、2学期制の導入などを行ってきました。今後も更にこの方針を推し進め、確かな学力の定着を目指します。

児童・生徒数の推移



【施策の体系】

1	子どもの夢をはぐくむ教育の推進
2	特色ある学校づくりの推進 学校独自の教育活動 地元の特色を生かした活動 地元とのつながりを持つ活動
3	国際理解教育の推進 国際理解学習 交流機会の提供
4	学校教育施設の整備 安全・安心な学校施設整備 将来を見据えた環境整備

- ・家庭環境の複雑化により、家庭と学校のつながりがうまくいかないケースが増えています。家庭と学校だけでなく、地域の人々に支えられた子どもの育成が必要です。
- ・国際化が進み、学校での国際理解教育が重要視されています。日本と外国との関わりや、文化・習慣の違いなどの学習が必要となってきました。
- ・本市の学校校舎は昭和40年代に多くが鉄筋コンクリート化されています。建築後40年以上経過し施設の老朽化が進んでいます。建物内の衛生設備の老朽化や学校敷地内のバリアフリー対応など、現在の社会情勢に合った施設づくりが求められています。
- ・児童生徒数の減少などを鑑み、子どもたちがよりよい共同生活を送ることができる、様々な学校環境を整える必要があります。

学校生活の様子



施策の内容

1 子どもの夢をはぐくむ教育の推進

- ・たくましく生きるための健康と体力づくりに努めます。
- ・自ら学び、考える力を育成し、基礎・基本学力の定着に努めます。
- ・「蒲郡」を活かした学習機会を構築し、蒲郡を大切に子どもを育成します。
- ・子どもが、生きる夢や目標をもてる教育をします。
- ・誰とでも分け隔てなく仲よくできる子どもを育てます。
- ・学校給食を通じて、食べる楽しさや食事のマナーなどを学ぶ食育を推進します。
- ・率先して子どもに範を示し、教師としての自覚と使命感を持ち続ける、魅力ある教師を育成します。
- ・特別支援が必要な子どもに補助員を適切に配置します。
- ・保護者や地域の人々の学校行事などへの参画を通して地域との連携体制を構築します。

【主な取組】

- ・少人数指導、個別指導の拡充
- ・職場体験学習の充実
- ・地域ふれあい活動などの推進
- ・親子教室、父母教室の充実
- ・スクールカウンセラー、相談員の全校配置の推進

2 特色ある学校づくりの推進

学校独自の教育活動

- ・各学校が、児童・生徒の個性を生かした創造的で柔軟な教育活動を展開していきます。

地元の特色を活かした活動

- ・地域の特色や伝統文化を積極的に取り入れ、地元とのつながりを意識した校内活動を展開します。

地元とのつながりを持つ活動

- ・地元還元するボランティア活動を推進し、社会活動への参加を促進します。

【主な取組】

- ・地元の理解を深めるための、外部講師授業の実施
- ・ICT環境を活用した学校独自の授業展開
- ・地元還元する福祉活動の実施

3 国際理解教育の推進

国際理解学習

- ・国際化に対応するため、世界の現状を知り、課題に気づき考える力を身につけるための活動を展開します。活動を通して外国の文化や日本と外国の関わりを学習します。

- ・国際理解教育の基礎として、外国人による授業を実施します。

交流機会の提供

- ・外国人児童・生徒との交流機会を増やし、外国を身近な存在として認識できるような環境を提供します。

【主な取組】

- ・外国人講師の全校配置の推進
- ・小学生、中学生の海外派遣事業
- ・市内在住外国人との校内活動の推進
- ・アフタースクールの推進

4 学校教育施設の整備

安全・安心な学校施設整備

- ・耐震性能のない学校施設の耐震化を推進します。
- ・老朽化した学校施設の改修を進めます。
- ・全ての人々がバリアなく使用できる施設への改修を実施します。

将来を見据えた環境整備

- ・質の高い教育環境を提供できるよう、学校再編計画を策定します。

【主な取組】

- ・校舎耐震補強事業
- ・プール改修事業
- ・学校再編計画策定事業

【関連する計画等】

- ・蒲郡市学校教育ビジョン（平成20年3月）

2 生涯学習

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

地域に根ざした生涯学習活動がまちづくりへと広がっています。

生涯学習ニーズの把握と活動の応援体制により、だれもが生涯学習活動の第一歩を踏み出しています。

現状と課題

- ・心豊かな生活を送るために、余暇の有効活用として生涯学習活動をする人が増えています。本市が主催する生涯学習講座をはじめ、出前講座、公民館や勤労青少年ホームで開催される講座にも、多くの市民が参加しています。
- ・蒲郡市文化スポーツリーダー登録制度（GCSL）にも多くの方の登録があります。新規の学習内容の登録もあり、市民の自主的な生涯学習活動を推進するためのツールとして活用されています。
- ・学習ニーズは個人の趣味性が高いものに偏っており、家庭や地域、異世代との結びつきが乏しくなっています。この要因のひとつとして、学習活動の成果を発表する機会が少ないこともあげられます。

- ・学習の場を提供する公民館や勤労青少年ホームでの新規の講座の開設が少ないなどの問題もあげられます。市民の生涯学習活動のニーズに柔軟に対応することが求められています。
- ・講座の参加者、指導者の高齢化も進んでおり、参加年齢の偏りと指導者の後継確保が課題となっています。
- ・学習の場として開放される施設（公民館や市民会館、学校施設等）の老朽化も進んでいます。参加者の利便性、安全性を考慮し、耐震化やバリアフリー化を実施し、安心して学習できる場所の確保も大きな課題としてあげられます。
- ・市民の自発的な学習活動の推進と、発表機会などを利用した地域との交流をきっかけとし、地域との結びつきを強め、年齢や職種を問わず、互いに教え合う関係を作っていくことが重要です。

【施策の体系】

1	自発的な生涯学習活動の推進
2	学校・地域・団体との連携による生涯学習活動の推進
3	公民館を拠点とした学習機会の充実と地域交流
4	学習活動からまちづくりへの展開

生涯学習活動を活かしたまちづくりの例



出前講座派遣状況

	開設(回)	受講者(人)
H17	144	9,384
H18	169	9,885
H19	211	11,312
H20	255	14,180
H21	263	15,778

施策の内容

1 自発的な生涯学習活動の推進

- ・市民が生涯学習活動の第一歩を踏み出せるよう、学習ニーズの把握に努めます。学習活動が継続できるよう、適切な時間、学習仲間、活動場所の3要素を提供します。
- ・市民に身近な公民館などを活動の拠点として、市民が先生となり互いに学び合える関係を築き、継続的な学習活動が展開できるよう運営を目指します。
- ・公民館など生涯学習センターとしての機能することができるよう各施設と協力し、企画・相談・支援・ネットワーク化など求められる機能が、市民に一番近い場所で提供できる体制づくりを目指します。

【主な取組】

- ・生涯学習講座
- ・出前講座、G C S L登録・派遣事業
- ・文化振興事業
- ・生涯スポーツの育成・普及事業
- ・公民館事業
生涯学習講座
成人学級（家庭教育学級 / 高齢者教室）
- ・生涯学習情報提供・相談システム
- ・市民大学構想

2 学校・地域・団体との連携による生涯学習活動の推進

- ・学校施設や公民館はもちろんのこと、生命の海科学館や愛知工科大学など地域の持つ資産を活用した生涯学習活動を進めることで、地元根ざした学習活動の展開を図ります。
- ・生涯学習活動を通じて、世代や年齢、地域を問わず交流が深まることで、市民が豊かなこころを育み、生きがいをもって生活ができるだけでなく、地域や家庭での教育力の向上を図ります。

【主な取組】

- ・学校開放講座
- ・ミニ博物館構想
- ・東三河連携講座
- ・子ども交流体験活動事業
- ・公民館・地域との連携事業
大塚橋丘里山推進事業
- ・各種団体との連携
蒲都市子ども会連絡協議会
蒲都市PTA連絡協議会
社会教育審議会
少年少女発明クラブ

3 公民館を拠点とした学習機会の充実と地域交流

- ・子どもと大人が地域で一緒に学べる体制づくりとして、公民館を拠点とした学習活動の充実を図ります。
- ・地域の行事や祭りに協力することで、伝統文化を学び、伝える大切さを学ぶだけでなく、若手指導者の育成による学習の質の向上を図ります。
- ・地域内の結びつきが深まることで、新たな学習ニーズの把握や、連携の強化など学習環境の向上に努めます。
- ・地域の学習拠点となる公民館を舞台に、年齢を問わず学習活動の輪が広がることで、地域が人を育てる環境となるよう努めます。

【主な取組】

- ・公民館・地域との連携事業
公民館まつり
地域ふれあい活動
地域体育祭、スポーツ大会
子ども向け教室・講座
地域における祭典への協力・参加
大塚橋丘里山推進事業
- ・伝統文化子ども教室事業
- ・家庭教育推進事業
- ・幼児教室

4 学習活動からまちづくりへの展開

- ・学ぶ楽しさから、学習で得た知識を活かす楽しさにつなげていけるように、様々な世代や、他地域による人材と連携を行うことで、学習活動を生かしたまちづくり体制の確立を目指します。
- ・各種団体や指導者と協力し、市民が交流できる場を提供することで、生涯学習活動を通じて地域が一体となり、市民が情報発信や活動の中心となって動き、まちづくり活動に発展できるように努めます。

【主な取組】

- ・生涯学習講座
- ・生涯スポーツの育成・普及事業
- ・公民館事業全般
- ・蒲郡俊成短歌大会
- ・蒲郡子ども交流体験活動
- ・成人式実行委員会

【関連する計画等】

蒲都市生涯学習活動推進計画 2005（平成17年度～平成26年度）

3 文化・芸術

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

文化・芸術活動が日常に溶け込んでいます。
郷土の歴史や文化、産業を学び、蒲郡に誇りを持つ市民が増えています。

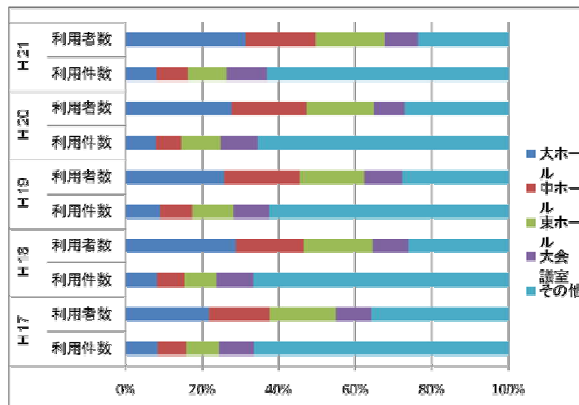
現状と課題

- ・現在、市内には20部門、会員数約3,000名からなる文化協会があり、様々な分野で自主的な活動が展開されています。
- ・文化協会会員の高齢化などの課題もあり、将来を見据えた指導者育成や若年層への働きかけが必要になっています。
- ・市民が優れた芸術文化に接する機会を提供するために始まった文化公演事業は、ニーズの多様化に対応できるよう、質の高い公演を数多く実施できる方法を検討する必要があります。
- ・本市には、有形無形の文化財や歴史、民俗学的資料、天然記念物などが数多くあります。しかし、

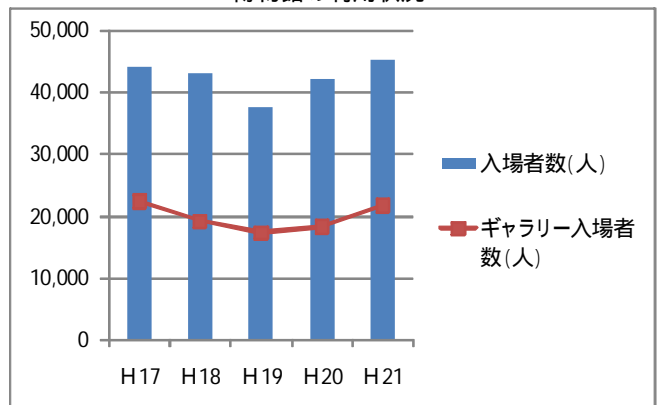
【施策の体系】	
1	市民参加型・共催型の文化公演の実施
2	郷土の伝統文化の保存と活用
3	文化財の活用と市民団体との連携
4	文化施設の充実と改修計画の策定

- これらを資産として十分に活用する状態に至っていません。
- ・市民団体による顕彰会・愛好会の活動が始まり、学校や観光協会・観光施設と連携をとり、地域とともに調査研究を進めていく必要があります。
 - ・図書館、市民会館等に指定管理者制度が導入されました。指定管理者の自主事業による市民サービスの向上が期待されています。
 - ・施設の老朽化は最大の課題です。展示スペースや書庫の拡充、施設のバリアフリー化、耐震化など、計画的な改修の検討が必要です。

市民会館の利用状況



博物館の利用状況



施策の内容

1 市民参加型・共催型の文化公演の実施

- ・日ごろの文化活動を発表し、互いに理解し合う環境づくりを目標とし、市民参加型の文化公演事業の実施を検討します。市民文化祭など発表の場を活かした公開オーディションの実施や、市民による推薦などにより、選び抜かれた市民・団体による文化公演事業を実施し、市民の文化芸術に対する意識の向上に努めます。
- ・一流の文化芸術に触れる機会の増加策として、民間企業との共催形式での文化公演事業の実施を推進します。民間企画の興行を誘致し、質の高い公演を数多く提供できる体制づくりを目指します。

【主な取組】

- ・文化公演事業
- ・音楽のまちづくり事業
- ・指定管理者による自主事業
図書館講座、企画展事業

2 郷土の伝統文化の保存と活用

- ・三谷祭、ちゃらぼこ、舞踊など長年、地域で愛され親しまれている伝統文化を大切に保存するとともに、保存会と協力して伝承に努めます。
- ・手織場や製塩、ロープなど、郷土産業の体験コンテンツの導入を目指します。特色ある学校づくりにより整備された「塩田」や繊維・ロープなどの地元企業と連携した、産業体験型の「ミニ博物館構想」を実施して、蒲郡の伝統産業や工芸品を市民が体験を通じて学ぶ機会として提供できるよう努めます。

【主な取組】

- ・文化財保護事業
- ・ミニ博物館構想
- ・市史編纂事業

3 文化財の活用と市民団体との連携

- ・本市の誇る歴史的・文化的遺産である、清田の大クス、上ノ郷城跡について、市民の文化の向上へ活用するための保存整備を進めていきます。整備にあたり、それぞれの愛好会や保存研究会などとも協働して取り組んでいきます。
- ・文化協会をはじめ、各種団体の自主的な活動を支援するとともに、幅広い層の文化活動の参加、研究や文化財保護を促進します。特に小中学校での授業も視野に入れ、児童向けの情報発信を行い、市民団体・顕彰会活動の周知を図ります。
- ・本市の観光シンボルである竹島において、文学作品朗読や短歌吟行会、薪能など、歴史や文化を取り入れた学習会を実施することにより、市民が豊かな教養と「文学のまち」としての誇りを持てるように努めます。

【主な取組】

- ・史跡、天然記念物整備事業
- ・藤原俊成顕彰会事業
- ・清田の大クス愛好会
- ・上ノ郷城跡を愛する会
- ・文化団体育成事業

4 文化施設の充実と改修計画の策定

- ・図書館等の蔵書や収蔵資料の充実を図るとともに、建物の耐震化をはじめ展示スペース、書庫などの拡充、施設のバリアフリー化などの改修が実施できるよう計画の検討を進めます。
- ・市民会館については、音響・照明設備全般の改修や建替えを検討する委員会を立ち上げ、今後の運営方針と併せた検討を進めます。
- ・海辺の文学記念館、生命の海科学館などの文化施設の更なる有効活用も併せて検討します。

【主な取組】

- ・老朽文化施設の改修検討事業
- ・図書館の活用、充実
- ・蔵書、展示物の充実・研究事業

【関連する計画等】

蒲郡市生涯学習活動推進計画 2005（平成 17 年度～平成 26 年度）

4 スポーツ

【施策の体系】	
1	生涯スポーツの推進
2	競技スポーツの推進
3	指導者の育成
4	スポーツ・レクリエーション施設の充実

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

年齢・体力に合わせて、各世代がスポーツを楽しんでいます。

スポーツを通じて交流が深まり、元気な声援が響きあっています。

現状と課題

- ・子ども達は、テレビゲームを含む情報機器の普及や学校外の学習時間の増加等により、運動やスポーツ、外遊びをする時間、仲間が減少しています。
- ・大人は余暇時間の増大、高齢化社会の進展、健康への関心の高まりなどに伴い、スポーツへの関心が増しています。
- ・健康づくりや体力の維持向上を図るため、生涯にわたって継続することができるスポーツ活動の推進に取り組むことが必要です。
- ・スポーツは、単に健康や体力の維持・増進の手段だけでなく、生きがいづくり、仲間づくり、地

域コミュニティづくりなど様々な効果が期待できます。

- ・現在、体育協会、スポーツ少年団活動が幅広い分野で展開されていますが、生涯スポーツとして、だれでも、いつでも取り組むことのできる新しい分野のスポーツ(ニュースポーツ)の普及・啓発が課題となっています。
- ・施設によっては老朽化した施設もあり、適正な日常管理と計画的な改修が求められています。
- ・利用者ニーズにこたえるために施設の情報提供が求められています。

主要体育施設の利用状況 単位：人

	18年度	19年度	20年度
体育センター	146,112	126,623	139,375
テニス	37,844	34,998	35,568
野球場	37,697	44,954	42,452
ソフトボール場	40,568	38,948	40,300
その他	65,965	67,193	69,336
合計	328,186	312,716	327,031

ノルディックウォーキング



施策の内容

1 生涯スポーツの推進

- ・子どもから高齢者まで誰でも楽しめるニュースポーツの普及に努めます。
- ・市内各地に設けられたウォーキングコースを活用し、体力増進にもつながるノルディックウォーキングの普及に努めます。
- ・体育協会主催のスポーツ教室について、積極的に情報を提供し、だれでも、いつでも気軽にスポーツに取り組めるよう努めます。
- ・海もあり山もある地形を活かして、トライアスロン、スカイスポーツ、マリンスポーツやグランドゴルフなどの普及に努めます。
- ・傷害事故に備えて、傷害見舞金等を給付する青少年団体等互助会への加入促進を図ります。

【主な取組】

- ・ニュースポーツ普及事業
- ・三河湾健康マラソン大会開催事業
- ・ノルディックウォーキング大会開催事業
- ・トライアスロン大会開催事業
- ・青少年団体等互助会制度

2 競技スポーツの推進

- ・各年齢層の指導者が連携を図りながら、発育段階に応じた適切な指導を行うことができるプログラムの作成を推進します。
- ・競技者を育成するため、体育協会、競技団体、学校運動部、地域スポーツクラブ相互の連携を図り、かつ、他地域との交流試合やプロ選手の指導機会を設けるなど、より高いレベルを目指した活動の展開に努めます。
- ・運動をする機会が減少している子ども達に対し、運動効果や仲間づくりに効果の高い競技スポーツへの取り組みを推進するため、スポーツ少年団活動の普及・啓発・加入促進に努めます。

【主な取組】

- ・スポーツ教室開設事業
- ・スポーツ少年団活動
- ・スポーツ大会等開催事業
- ・ウエスタンリーグ公式戦開催事業
- ・県市町村対抗駅伝競走大会参加事業

3 指導者の育成

- ・生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に欠かせない指導者について、体育指導員の中から育成担当者を定め、指導者の育成と資質向上に努めます。
- ・スポーツ少年団の指導者や種目別指導者の養成を図り、地域スポーツクラブ等での指導機会の拡充に努めます。

【主な取組】

- ・体育スポーツ活動事業補助

4 スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ・大学・高校も含めた学校施設利用の簡素化を図り、気軽に利用できる仕組みを整えます。
- ・施設予約を簡易に行うことのできるインターネット施設予約システムの普及・啓発に努めます。
- ・近隣市町との相互施設利用について検討します。
- ・障がい者と一緒にマリンスポーツを楽しめるバリアフリーポンツーンについて、既存施設の周知を図り、増設について検討していきます。
- ・地域の健康づくりやスポーツ活動を行うための拠点づくりとして、公民館等において、ニュースポーツなどに取り組むことができるよう、備品・用具の充実を図ります。
- ・いつでも、安全にスポーツを楽しめるよう、計画的な施設の改修に努めます。

【主な取組】

- ・学校体育施設開放事業
- ・施設整備事業
- ・さがらの森維持管理事業
- ・施設予約システム管理事業

【関連する計画等】

- ・蒲郡市生涯スポーツ推進計画（平成13年度～）

第6章

市民とともに歩むまちづくり

- 1 市民協働
- 2 地域コミュニティ
- 3 男女共同参画
- 4 多文化共生
- 5 地域情報化
- 6 広報・広聴
- 7 広域行政
- 8 行政
- 9 財政

1 市民協働

【施策の体系】

1	市民協働の担い手づくり
2	市民、市民活動団体、事業者と行政の連携強化
3	市民参画の推進

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

市民、事業者、行政が互いに連携し、協力してまちづくりに取り組んでいます。

市民が主体性を発揮してまちづくりに参加できる環境が整っています。

現状と課題

- ・ 地方分権が進展する中、地域の特性を活かしたまちづくりが求められています。私たちの住むまちをよりよくしていくためにも、市民、市民活動団体、事業者、行政が互いに連携し、協力してまちづくりを進める必要があります。そこで、それぞれがまちづくりへの共通の目標を持ち、役割分担を自覚して活動していくことが求められています。
- ・ 本市においては、平成 17 年に指針「がまごおり協働のまちづくりに向けて」を策定しました。また、平成 21 年には、市民と、事業者、行政の役割分担やまちづくり基金の創設、協働のまちづくりを推進するためのがまごおり協働まちづくり会議の設置を明文化した「蒲郡市協働のまちづくり条例」を制定しました。
- ・ 平成 19 年に開設された「がまごおり市民まちづくりセンター」では、市民、企業、行政をつなぐための中間支援やまちづくりの担い手となる市民コーディネーターの育成、まちづくりのための情報発信、市民活動団体の支援・育成など、協働のまちづくりの基礎となる各種活動が行われて

います。

- ・ 行政に対する市民のニーズが多様化、複雑化するなか、市民の行政に依存する傾向や行政の型にはまった手法を見直すことが求められています。
- ・ 平成 21 年に実施した市民意識調査では、約半数が「協働」という言葉は知らない、という結果でした。市民と行政がお互いに信頼し、理解し、協力し合い、それぞれが意識を変え、協働によるまちづくりを進める必要があります。
- ・ 市民がまちづくりに参加するきっかけを提供するなど、まちづくりへ参画しやすい環境づくりが求められています。
- ・ 企業においては、地域社会への貢献に取り組む活動が広がりを見せています。このような企業の活動と連携したまちづくりを進めることが求められています。
- ・ 市民活動を支えていくためには、まちづくりに必要な情報を集積し、発信していくことが必要です。また、市民活動を運営する人材の育成や、活動場所の確保、資金援助を行い、事業の推進を図ることが重要です。

市民活動団体による遊歩道整備の取組



助成金採択団体の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
採択団体数 (件)	4	5	4	3	5

施策の内容

1 市民協働の担い手づくり

- ・市民活動を担っていく人材の育成に努め、継続的かつ活発な市民活動団体の支援を図ります。
- ・市民がまちづくりに対する自覚を持ち、主体的に実践していく意識の啓発を促進します。
- ・行政職員が協働の実践例を学び、様々な事業において、市民活動団体と一緒に取り組むことで相乗効果を期待できる協働による事業の実施の検討を行うよう意識の啓発を図ります。

【主な取組】

- ・市民企画公募まちづくり事業助成金
自治会・市民活動団体が自主・自発的に行う「蒲郡市のまちづくりに役立つ公益的事業」に対し助成する。
- ・がまごおり市民まちづくりセンター
市民コーディネーターの育成、まちづくりに関する情報発信、市民活動団体の育成、支援などを行う。
- ・協働のまちづくり講演会の開催
協働のまちづくりの担い手となる人材の育成を図る。

2 市民、事業者と行政の連携強化

- ・市民、市民活動団体、事業者、行政が協力してまちづくりに取り組むため、それぞれの役割分担を明確にし、相互の連携を強化など、市民まちづくりセンターを活用して、協働のまちづくりを推進します。
- ・事業者の社会貢献活動への高まりを受け、事業者と連携したまちづくりを目指します。
- ・がまごおり市民まちづくりセンターを活用して、市民活動に必要な場所や情報の提供など、市民活動団体が連携しやすい環境を推進します。
- ・市民団体や行政による相互評価ができる環境整備を図ります。

【主な取組】

- ・がまごおり協働まちづくり会議
市民、事業者、学識経験者、行政からなる委員により、協働のまちづくりに関する事業を検討し、調整を図る。
- ・がまごおり市民まちづくりセンター
協働のまちづくりの核として、市民、事業者、行政を結ぶための中間支援を行う。
- ・まちづくり基金の充実
市民、事業者等による寄付の受け入れ体制を充実する。

3 市民参画の推進

- ・市民の自発的な活動を促すため、市民がまちづくりに関わる機会の提供を図ります。
- ・市民が企画、提案するまちづくり事業と連携して、市民参画を促進します。
- ・行政が実施する施策や計画策定において、市民からの意見を募り、市民主体の事業実施に努めます。

【主な取組】

- ・市民提案制度
市民活動団体等から企画提案を募り、行政と連携して事業を実施する。
- ・パブリックコメント
行政が施策を実施するにあたり、市民から広く意見を求め、政策合意形成する。

2 地域コミュニティ

【施策の体系】

1	地域コミュニティの担い手の育成
2	コミュニティ活動の充実
3	施設整備への助成

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

地域内の世代間交流を深め、活発な地域コミュニティ活動が図られています。

現状と課題

- ・ 社会環境が大きく変化し、個人の価値観の多様化などから、住民相互のつながりが希薄化し、住民自治の基盤となる地域コミュニティの機能が低下する傾向にあります。
- ・ 地方分権が進められる中、地域の特性を活かした地域住民による自治組織の役割が、非常に重要になっています。
- ・ 阪神・淡路大震災以降、災害時の助け合いなど、地域コミュニティの役割の重要性が見直されています。本市においても、登下校時の子どもの安全を見守る活動や夜廻りなど、地域の自主的な活動が行われています。
- ・ 地域社会において豊かな人間関係を築き、お互いに支え合い、快適に住み続けることができる環境をつくるためには、地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。
- ・ 市内には住民自治組織として、総代区、常会が組織されています。また、総代区の間では、総代連合会を組織し、お互いの連携を図っています。
- ・ 現在、総代区ごとに、地域内の交流を深めるための各種活動(資源回収、運動会、各種スポーツ、サークル活動等)が展開されています。

自治会活動(地域ふれあい活動)



施策の内容

1 地域コミュニティの担い手の育成

- ・地域コミュニティ活動を自主的に実践していく人々の参加を促し、地域づくりを担う人材の育成、充実を目指します。
- ・地域の自主性を尊重したコミュニティ組織の育成や、コミュニティ活動支援体制の充実を図ります。
- ・地域住民の連帯感を高めるため、自主防災会や子ども会などの地域活動を支援します。

【主な取組】

- ・担い手づくり講演会
地域コミュニティ活動の実践者などの講演会を開催する。

2 コミュニティ活動の充実

- ・地域内の住民の交流を深めるため、公民館を中心とした生涯学習教室や、地域ふれあい活動などの地域コミュニティ活動を推進します。
- ・学校休業日や夜間に学校の施設開放を行い、地域コミュニティ活動の場所の提供を図ります。
- ・地域にある自然や名所、伝統文化などを生かし、地域への愛着を持ち、お互いの交流を深めるような他の模範となる地域活動への助成制度を検討します。

【主な取組】

- ・地域ふれあい活動事業
自主防災訓練活動、清掃活動やスポーツなどのイベントを通して、地域の交流を図る。

3 施設整備への助成

- ・地域コミュニティ活動の拠点である地域集会施設の整備に対し、必要に応じて助成します。

【主な取組】

- ・地域集会施設整備助成事業
地域活動の核となる地域集会施設の整備に対して助成を行う。

3 男女共同参画

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

男女が対等なパートナーとして家庭・地域・職場を支えています。

固定的な役割分担意識にとらわれることなく、市民の一人ひとりが個性と能力を生かした活力あるまちとなっています。

現状と課題

- ・世界的な金融・経済危機を発端に、かつてない深刻な不況により、非正規労働者の解雇など雇用環境の急速な悪化が進む中、誰もが希望を持って生活できる活力ある社会を築くためには、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要となっています。
- ・男女共同参画社会基本法の施行後、法に定められた男女共同参画計画の策定により総合的に施策が推進されてきたほか、男女雇用機会均等法の改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の成立ならびに同法律の改正など男女共同参画を推進するための枠組みの整備が図られています。
- ・男性の多くは男女共同参画を「女性の問題」ととらえ「自分の問題」と認識していません。その

ため、男女共同参画社会を男性の視点から捉えることが必要とされています。

- ・子供ができて継続就業を望む女性は増えていますが、子育てとの両立は依然として難しいと感じられています。女性の就業継続支援が求められています。
- ・実際の家庭における家事分担は、妻に偏る状況にあります。他方、多くの男性が長時間にわたり労働に時間を割かれています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、いまだ根深く残っている状況にありますが、子育て期の男性は家事や育児等に参加したいと考える人も多くなっています。
- ・「男女共同参画社会」の形成を目指した総合的な施策を展開するため、平成22年度末に「第2次蒲郡市男女共同参画プラン」を策定しました。

【施策の体系】

1	男女の人権の尊重
2	政策・方針決定過程への男女共同参画
3	就業における男女平等の推進
4	家庭・地域生活での男女共同参画
5	持続ある地域づくりと協働による男女共同参画の推進

男女いきいきフォーラム



施策の内容

1 男女の人権の尊重

- ・ 広報や各種媒体を有効に活用して、男女共同参画社会に対する理解促進と意識向上のための取り組みに努めます。
- ・ 生活の中での男女の固定的な役割意識を除去し、地域や学校、企業と連携しながら、男女共同参画教育の充実に努めます。
- ・ 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を推進するとともに、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談体制の充実に図ります。

【主な取組】

- ・ 男女共同参画についての周知
- ・ 家庭教育の充実
- ・ 人権啓発活動の推進

2 政策・方針決定過程への男女共同参画

- ・ 各種審議会をはじめ、政策・方針決定過程や職場等において、女性の参画機会の充実に図ります。
- ・ 地域活動において男女が対等のパートナーとして主体的に活動するために、地域における男女共同参画意識の普及啓発やリーダー養成を図ります。

【主な取組】

- ・ 女性団体・グループの育成
- ・ 女性教育指導者研修会への市民派遣

3 就業における男女平等の推進

- ・ 性別による固定的な役割分担意識を解消し、多様な職業・職種や起業について視野を広げるなど職業意識の啓発により、職場や仕事での男女共同参画を目指します。
- ・ 雇用面における男女の機会均等についての情報提供や、女性が再就職しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 職業訓練や就業支援について情報提供を充実するとともに、派遣就労、在宅勤務等の多様な働き方に対する支援の充実に図ります。

【主な取組】

- ・ 女性就業援助相談の充実
- ・ 改正男女雇用機会均等法の周知
- ・ ワーク・ライフ・バランスについての周知

4 家庭・地域生活での男女共同参画

- ・ 男女ともに仕事と生活が調和するよう、家庭での性別による固定的な役割分担意識を解消するための意識啓発を図ります。
- ・ 地域社会の様々な活動に性別や年齢に関係なく多様な人々が積極的に参加できるよう努めます。
- ・ だれもが健康の保持増進を行うことができるよう必要な情報提供を行うとともに、健康づくりの支援を図ります。

【主な取組】

- ・ 男女共同による子育て意識の啓発
- ・ 子育て相談、育児相談の充実
- ・ 各地域活動の情報提供体制の充実

5 持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進

- ・ 地域社会が持続してだれもが快適な生活を送ることができるように、地域福祉活動の促進や結婚の支援を検討します。
- ・ 地域で働き、生活する外国人について男女共同参画が進むよう多言語での情報提供や相談体制の整備を図ります。
- ・ 女性が参加しやすい新たな市民活動の育成と支援を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域福祉活動支援
- ・ 多文化共生活動の充実
- ・ 女性参画の市民活動育成

【関連する計画等】

- ・ 蒲都市男女共同参画プラン（平成 23 年度～平成 32 年度）

4 多文化共生

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

国際社会への進展に対応し、市民主導の国際交流事業が充実しています。

すべての市民が国籍などに関わりなくお互いを尊重し、ともに地域づくりに参加しています。

現状と課題

- ・交通手段や、通信手段の発達により、人、もの、情報の交流が飛躍的に拡大しており、市民においても海外との交流はより身近なものとなっています。
- ・姉妹港提携したギズボーン市や愛知万博での一市町村一国フレンドシップ事業の相手国ポーランドなどとの交流活動、アジア障がい者セーリング交流などのスポーツを通じた交流活動が市民により実施されています。
- ・小中学生を対象とした海外派遣事業や、海外中学生等の訪日団受入を実施しています。

- ・本市には多くの外国人観光客も来訪し、市民とふれあう機会も増えてきています。また、訪れた外国人に対してもやさしいまちづくりが求められています。
- ・就労や婚姻等で本市に生活の拠点を置く外国人の増加により、生活習慣の違い等によるトラブルも発生しています。
- ・市民は外国人も住民の一人であることを理解し、ともに協力し合ってよりよい地域づくりを行っていくことが求められています。

外国人登録者数

	男(人)	女(人)	合計(人)
平成 12 年	429	424	853
平成 13 年	478	492	970
平成 14 年	478	519	997
平成 15 年	564	573	1,137
平成 16 年	636	772	1,408
平成 17 年	770	910	1,680
平成 18 年	876	931	1,807
平成 19 年	966	1,144	2,110
平成 20 年	1,073	1,264	2,337
平成 21 年	963	1,250	2,213
平成 22 年	877	1,237	2,114

(各年 4 月 1 日現在)

【施策の体系】

1	国際感覚あふれる人づくり
2	組織の育成
3	国際交流事業の充実による地域活性化
4	国籍などに関わりなく住みよいまちづくり

多文化教室



施策の内容

1 国際感覚あふれる人づくり

- ・外国人とのふれ合いの機会の創出や外国の歴史、文化、風習の理解を深める教育の充実を図ります。
- ・国際感覚にあふれ、多文化共生意識をもった日本人市民が増えるように多文化共生講座を開催します。
- ・姉妹港提携したギズボーン市や一市町村一国フレンドシップ事業の相手国ポーランドなどの諸外国との交流を促進・拡大するため、市民レベルの友好交流を図ります。

【主な取組】

- ・小中学生の海外派遣事業
小中学生の海外派遣及び海外中学生の招待により、国際感覚と豊かな心を育成する。
- ・多文化共生講座の開催

2 組織の育成

- ・市民や民間団体が幅広く自主的な交流ができるよう、組織の育成に努めます。
- ・市民が主体となって国際交流事業が進められるように国際交流協会の自主運営を目指します。

【主な取組】

- ・国際交流協会の運営体制の強化
国際交流事業の充実を図るため、国際交流協会の自主運営に向けた取り組みを行う。

3 国際交流事業の充実による地域活性化

- ・国際観光都市、国際港湾都市として、本市を訪れる外国人に対し、おもてなしの心でサービスできる外国人にやさしいまちづくりを目指します。
- ・国際交流事業を充実することにより、地域社会の活性化を図ります。

【主な取組】

- ・観光経済交流事業
- ・スポーツによる国際交流事業
アジア障がい者セーリング交流事業などによるスポーツを通じた国際交流事業。
- ・ギズボーン市やポーランド等との交流事業

4 国籍などに関わりなく住みよいまちづくり

- ・市民団体等による地域の日本語教室を拠点とし、お互いの文化を理解し、円滑なコミュニケーションが行われるように努めます。
- ・市内で暮らす外国人に多言語での情報発信をし、ともに地域づくりの担い手となるよう努めます。

【主な取組】

- ・日本語教室
地域の外国人児童及び保護者を対象とした日本語教室を実施し、お互いの文化・価値観の違い等を理解する。
- ・プレスクールの推進
小学校における学校生活を円滑なものにするために、就学前の外国人児童を対象とした学校体験。
- ・アフタースクールの推進
- ・外国人相談所
外国人が本市で生活するための日常的問題についての相談窓口の開設。

5 地域情報化

【施策の体系】

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 行政サービスの情報化推進 |
| 2 | 業務・システムの最適化 |
| 3 | 情報推進による地域の活性化 |

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

ユビキタス社会の中で、利便・効率・活力が実感できる電子自治体となっています。

安全で安心できる快適な市民生活に ICT が活用されています。

ICT の活用により地域の活力が向上しています。

現状と課題

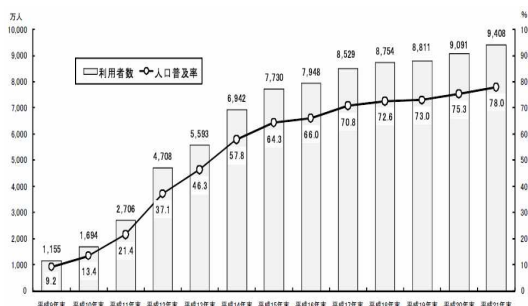
- インターネット等の普及により、様々な分野で情報化が進展し、私たちのライフスタイルは大きく変化してきました。インターネットの利用もパソコンだけではなく、携帯電話やゲーム機に代表される携帯情報端末などの多様化が進み、「いつでも、どこでも、誰でも」が情報サービスを利用できる「ユビキタス社会」が訪れようとしています。
- 情報サービスの提供もホームページによる一方の情報提供ではなく、ネットショッピングや施設の予約など双方向の情報サービスへと変化し、さらにはブログ、SNS、ツイッターといった気軽に情報を発信できるサービスが提供されています。
- 本市においても、平成11年に情報ネットワークセンターを開設し、通信基盤（ネットワーク）の整備と各種システムの導入を行うとともに、ICT（情報

通信技術）の恩恵を誰もが享受できる市民の育成を目的として市民パソコン教室などを開催し、地域の情報化推進や行政サービスの業務効率化を推進してきました。

- 基礎的なインフラが整備された現在、今後求められることは、整備されたインフラをいかに活用し、更に進展するICTを効率的に取り入れるにはどうすればよいか大きな課題となってきています。そのためには利用者視点に立った「利便性の高い情報サービスの提供」と「効率的な情報システムの確立」が強く求められています。
- 情報化は本市だけで進めるのではなく、国・県、近隣市町との連携を図るとともに、地元企業やNPO団体とも連携し、地域の活性化に貢献する情報化推進が必要となってきています。

インターネット利用者数及び人口普及率の推移

資料：総務省「平成21年度通信利用動向調査」



蒲郡情報ネットワークセンター



施策の内容

1 行政サービスの情報化推進

- ・ワンストップ行政サービス（総合窓口）で利用できる手続きを拡充するために、各種システム等の見直しを実施することで、利用者の視点に立ち、市民の利便向上につながるサービスにしていきます。
- ・インターネット等を活用した、情報発信を今後も積極的に行うとともに、更に使いやすく「いつでも、どこでも、誰でも」が利用できる便利なサービスを提供いたします。また個人情報などを守るためにも更なるセキュリティ強化に努めます。
- ・安全で安心できるまちづくりのためにも、メール配信サービスなどを活用し、快適な市民生活に役立つ情報発信を行います。
- ・行政の効率化を推進するためにも、個人情報保護対策を一層強化していきます。

【主な取組】

- ・総合窓口業務の推進
住所異動や戸籍異動などの様々な手続きを、原則一つの窓口で受け付け、ワンストップサービスを行います。
- ・コンビニ等を活用した行政サービス導入の検討
- ・ウェブアクセシビリティの推進・強化

2 業務・システムの最適化

- ・本市では、住民サービスを向上させるために、業務内容ごとに様々なシステムが導入されています。今後、業務の流れや情報システム全体の最適化を図り、運用コストの削減を図るとともに、各情報システム間の連携やデータの共有化により、効率的な行政運営を図ります。
- ・情報資産を所有せずにインターネット上のサービスとして利用する、いわゆる「クラウド・コンピューティング」が提唱されています。このようなネットワークを使ったサービスを活用することで、変化への柔軟かつ迅速な対応と、より一層のコスト削減を推進します。

【主な取組】

- ・クラウド・コンピューティングシステム導入の検討

3 情報推進による地域活性化

- ・生活スタイルの多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。コミュニケーションの手段としても、ブログ、SNSなどといったインターネットを利用したサービスが登場し、時間や地域を越えた人と人とのつながりが可能となっています。今後、これらの活用方法を調査・研究し、コミュニティの活性化につながる手段を検討していきます。
- ・多様なニーズにこたえるとともに利便性の高いサービスの提供を図るため、地上波デジタル放送やブロードバンド等の通信環境を活用したインタラクティブできめ細かな情報サービスの推進を図っていきます。
- ・国や県、近隣自治体との連携を図るとともに、産学官連携も推進し、地域の活性化に貢献する情報化を推進します。

【主な取組】

- ・ブログ、SNS、ツイッターなどの新たなコミュニケーション手段の活用方法を検討
- ・CMS、デジタルデータ放送などの有効活用を検討
- ・CATV 事業の促進

6 広報・広聴

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

行政情報を市民に伝えたり、市民の声を市政に反映させたりする広報・広聴活動が盛んで、市民の行政参加の場の確保が積極的に図られています。

市民と行政が身近で信頼が築かれ、相互一体となった市政が運営されています。

現状と課題

- 市民の行政への積極的な参加が求められている今日、行政情報を市民に伝えたり、市民の声を市政に反映させたりする広報・広聴活動はその基盤となり、市民と行政の信頼関係を築き上げていく上で必要不可欠となります。
- 本市では、「広報がまごおり」の毎月の発行、ホームページによる市政情報の公開、報道機関を通じての情報提供のほか、情報公開制度の運用、なんでも出前講座の実施などを通じて、市民への行政情報の提供に取り組んでいます。
- 市民の声を幅広く収集して行政に反映させるよう、市長との対話の機会や、市民の声投書箱の設置、市長への手紙の実施、さらにはパブリックコメント制度や市民相談窓口の充実に努めています。

- 市民と行政が一体となった市政運営を推進していくために、市民が積極的に行政に参加できる広報・広聴活動の体制づくりが必要となります。
- こうした体制づくりに向けて市民アンケート等から市民の声を幅広く収集し、多種多様化するニーズへの対応が求められます。
- また市民の望む情報を的確に把握した、便利で迅速な情報提供システムが必要となっています。
- 全国さらには海外へ向けた本市のプロモーション活動を実施し、「蒲郡」の認知度やイメージの向上につなげるための積極的な情報発信が求められます。

【施策の体系】

1	広報活動
	広報がまごおりの内容の充実 インターネット等を利用した情報提供 報道機関への情報発信 シティプロモーションの実施 開かれた情報提供体制の推進
2	広聴活動
	市民アンケート調査の実施 市民対話等の充実 行政への市民参加体制の強化 市民相談窓口体制の充実

「市長への手紙」に寄せられた市民の声の内訳

区分	通数	件数	分野別の内訳															
			福祉・保育	保健・医療	教育・文化	公共施設	環境・美化	海・港湾	まちなみ・景観	道路・歩道	交通・防犯・災害	産業振興	観光・競艇	情報化・行政	市職員・議員	まちづくり意見等	その他	
平成19年度	157	203	15	9	9	21	24	0	0	20	18	6	9	6	13	27	26	
平成20年度	143	213	29	14	12	17	30	0	3	27	17	6	8	6	11	13	20	
平成21年度	144	209	15	12	4	19	37	9	0	22	22	6	7	4	14	4	34	
平成22年度	153	240	21	19	3	22	30	0	0	34	26	6	16	14	22	9	18	

施策の内容

1 広報活動

広報がまごおりの内容の充実

- ・分かりやすく充実した内容で、市民の必要とする情報を迅速に提供できる広報を目指します。各戸配布する広報以外にもホームページやケーブルテレビ、モニター広報を積極的に利用し、さらには情報弱者にも対応した情報提供体制を整えます。

インターネット等を利用した情報提供

- ・市民誰もが利用しやすい充実した内容のホームページを作成し、またインターネットや新しい媒体を利用した情報提供システムを構築し、正確かつ迅速な市政情報の発信を目指します。

報道機関への情報発信

- ・市政に関する情報をより広く迅速に紹介し、市のイメージアップを図るため、各報道機関やケーブルテレビへの積極的な情報提供を行います。

シティプロモーションの実施

- ・全国そして海外に、本市の様々な魅力や特性をアピールし、本市に対する認知度やイメージを向上させるとともに、市民に対しても本市の魅力の再発見や愛着度の向上を図ります。さらには蒲郡市民間大使による市のPR活動の協力要請に努めます。

開かれた情報提供体制の推進

- ・市民が行政情報を共有できる体制を整え、個人情報保護に留意しながら、情報公開を積極的に行います。また市民の行政への関心と理解の向上を図るため、なんでも出前講座の継続や行財政の現状報告の場の設置、パブリックコメント制度の活用など、市民の行政施策の周知と理解を図ります。

【主な取組】

- ・市民への情報提供の推進
広報がまごおり、ホームページ等の充実を進め、携帯電話への配信サービスを推進していきます。
- ・外部への情報発信の推進
記者クラブへの積極的な情報提供の推進にあわせ、動画配信も進めています。
- ・行政情報提供体制の推進
情報公開制度や行政報告会などを推進し、行政情報の提供に努めていきます。

2 広聴活動

市民アンケート調査の実施

- ・効率的かつ回収率の高い市民アンケート調査を実施し、多種多様な市民ニーズを把握します。またパブリックコメントから収集した市民の意見を、市の政策形成に反映させます。

市民対話等の充実

- ・市長対話の継続開催や、市長への手紙、市民の声投書箱の内容を市政への提言・意見とし、積極的に実施します。また蒲郡市民間大使からの幅広い意見収集や、市民からより多くの意見を聴く施策の充実に努めます。

行政への市民参加体制の強化

- ・各種審議会や委員会等の委員に市民公募枠を設置するとともに、市民と行政の意見交換会を創設するなど、政策形成段階からの市民参加を推進し、市民の声を積極的に市政に反映させていきます。

市民相談窓口体制の充実

- ・市民が抱える様々な問題に対応した相談窓口体制を整え、市民が気軽に利用できる身近で便利な行政を目指します。

【主な取組】

- ・市長への手紙、投書箱、市長対話の充実
市民の声を市政に取り入れるため、幅広く意見や提言を聴取します。
- ・パブリックコメントの活用
市の政策形成へ反映させるため、パブリックコメントの一層の充実に努めます。

7 広域行政

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

広域的なまちづくりにより、効率的な行政運営と行政サービスの向上が進んでいます。

近隣自治体と共存・共生することを目的に、行政サービスの適切な役割分担が進んでいます。

地域全体のよりよい発展のために、近隣市町と積極的に協力・連携を深めています。

現状と課題

- ・ 幹線道路網の整備やインターネットの急速な普及により、市民の経済活動圏や日常生活圏は、市域を越えて拡大しており、地域医療・地域公共交通・都市基盤整備など多くの課題も広域化、多様化してきています。このため、共通課題を持つ近隣市町と積極的に連携・協力していく必要性が増しています。
- ・ 本市では、豊橋市、豊川市及び新城市と協議会方式による消防通信指令事務や、幸田町と一部事務組合方式によるし尿処理業務(蒲郡市幸田町衛生組合)、県内全市町村と広域連合方式による後期高齢者医療事務を共同で行っています。
- ・ 豊川流域の自治体とは水資源の確保や流域圏の振興のため、水源林対策事業や交流事業、設楽ダム建設関連事業を行い、観光、交通、道路などについても関係市町村で任意の協議会を組織し、事業を推進しています。
- ・ 従来の都市基盤整備促進以外にも、行政経費の削減や施策の実効性を担保するため、他市町村と共同で、スケールメリットを生かした行政を展開しています。
- ・ 東三河の市町村で構成する東三河広域協議会では、「地方拠点都市地域基本計画」を策定し、「21世紀のライフスタイルをリードする生活の都」を目指し、「海を生かしたリゾート開発等の施策」を推進するほか、東三河地域が抱える行政課題の

- 調査・研究をしています。また、三河港区域の行政・経済団体等の港湾関係団体で構成する三河港振興会では、地域産業の振興発展に寄与するため、三河港の総合的な発展促進策を実施しています。
- ・ 三遠南信地域の市町村及び経済団体で構成する三遠南信地域交流ネットワーク会議(SEN A)では、「三遠南信地域連携ビジョン」を策定し、「世界につながる日本の中央回廊」を目指し、地域資源の発掘のほか、三遠南信道路の建設推進などこの地域が一体となった発展に向けた施策を推進しています。
- ・ 活力ある地域社会を形成するため、豊かな自然環境などの地域資源を最大限に活用する仕組みを行政と市民、NPO等が協働・連携して作り上げていくことにより、中央集権型の社会構造を持続可能な地域循環型社会へと転換させていくことが求められています。
- ・ 市町村合併の進展、地方分権の更なる推進、道州制導入への取組等を踏まえ、行政にはこれまで以上に、地域の特性を生かした独自性や、効率的かつ効果的な行財政運営による自立性が求められています。このため、広域的なまちづくりに関する市民や行政の意識を高めながら、他市町村との広域行政のあり方について様々な方面から検討し、積極的に広域行政を推進する必要があります。

【施策の体系】

1	行政サービスの連携
2	法律に基づく共同処理制度の積極的な活用
3	国・県・関係自治体との連携強化
4	道州制、市町村合併等に関する調査研究
5	広域的視点に立った市民協働促進策の推進
6	活力ある地域社会を形成するための担い手の育成
7	広域行政の計画的推進

施策の内容

1 行政サービスの連携

- ・図書館の相互利用等すでに実施している広域的な連携による行政サービスのほか、市民サービスの向上に直結する分野に関しては可能なものから広域化・共同化し、他市町村との間で行政サービスの適切な役割分担を図ります。
- ・各自治体が共同して実施した方がより効率的な事業・施策について調査・研究し、順次実施します。

【主な取組】

- ・公共施設の相互利用の推進
- ・電算システムの共同開発

2 法律に基づく共同処理制度の積極的な活用

- ・現在実施している3事業について、事業内容の精査を行い、効率的な運営を図ります。
- ・複雑・専門化する行政事務に対応するため、内部組織の共同設置に関する調査・研究を行い、経費の削減や職員の確保、行政サービスの向上を図ります。

【主な取組】

- ・蒲郡市幸田町衛生組合等の効率的な運営の推進

3 国・県・関係自治体との連携強化

- ・国や県の計画と協調した施策を展開することで、総合的な地域づくりを進めます。
- ・市民生活の向上を図るための道路、港湾といった広域大型事業を推進するため、これまで以上に連携を強化します。
- ・共通する行政課題を解決するため、近隣市町と積極的に連携・協力していく体制を整備します。

【主な取組】

- ・既存協議会等へ積極的な働きかけ
- ・新たな連携の検討

4 道州制、市町村合併等に関する調査研究

- ・地方分権が進む中、新たな広域行政の推進や地域が自立するうえで必要な経済基盤を培い、定住促進を図るため、道州制や市町村合併等に関する調査・研究を行い、本市における広域行政の果たすべき役割を整理します。
- ・広域行政に関する市民の関心を高めるため、広報紙等を通じ、積極的に情報提供した上で、市民の意向を把握します。

【主な取組】

- ・広域行政に関する定期的な情報提供

5 広域的視点に立った市民協働促進策の推進

- ・事業者を含めた市民相互の連携を促進するため、広域的視点に立った支援策を検討し、実施していきます。

【主な取組】

- ・東三河市民活動情報サイトの機能充実

6 活力ある地域社会を形成するための担い手の育成

- ・市の区域を越えた横断的な組織や人材を育成・支援して、活力ある地域社会の形成を目指します。

【主な取組】

- ・東三河広域協議会を通じた支援策の検討

7 広域行政の計画的推進

- ・関係自治体の自主性を尊重した上で、計画的に推進し、共存・共生を図ります。

【主な取組】

- ・東三河地方拠点都市地域基本計画、三遠南信地域連携ビジョン等の推進

【関連する計画等】

- ・東三河地方拠点都市地域基本計画（平成18年度から概ね10年間）
- ・三遠南信地域連携ビジョン（平成20年度から概ね10年間）

広域行政計画の区域図



東三河広域協議会イベント



8 行政

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

市民と行政が情報を共有し、相互理解を深めながら、協働によるまちづくりを展開しています。

継続的に行政改革が推進され、より柔軟性ある組織になっています。

限られた行政財産の効率的・効果的な運用により、身近で質の高い行政サービスが提供されています。

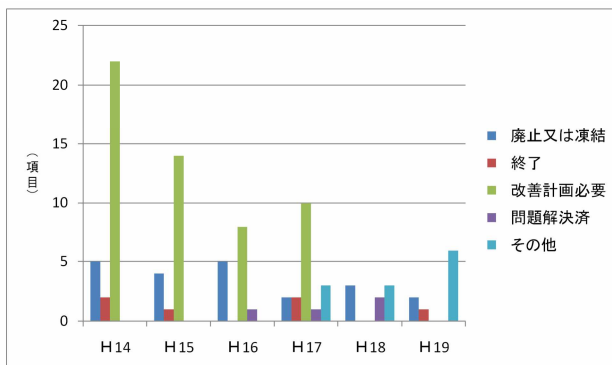
現状と課題

- ・ 地方分権の進展に伴い、より市民本位・市民主体の自治の再構築とともに、自己決定・自己責任による行政運営が求められています。さらに、地域の資源や特性を活かした特色あるまちづくりとともに、限られた財源の中で多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が求められています。
- ・ 人件費の抑制や事務事業の効率的・効果的な実施、公共的サービスの民間委託など、更なる行財政改革の推進による歳出の抑制に加え、安定した自主財源の確保に努め、市民サービスの質と量を

確保していくことが求められています。

- ・ 団塊世代の退職を迎え、市政を担う人的資源を有効に活用するため、職員個々の職務遂行能力の向上と民間企業の経営的視点を取り入れた簡素・効率的な執行体制の構築に努める必要があります。
- ・ 分権時代にふさわしい法律的思考能力と政策立案能力を備えた人材の育成が求められています。

事務事業評価の廃止項目の推移



総合窓口



施策の内容

1 行政運営

組織機構の簡素化・効率化

- ・社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応していくため、その都度、行政組織の横断的な見直しを行い、迅速な意思決定、市民ニーズへの速やかな対応などの観点に基づく市民にわかりやすい柔軟で即応性に優れた組織機構の構築に努めます。
- ・道州制に対する国や県の動向を注視するなど情報収集を行い、今後の社会経済環境の変化に対応できるような体制を整えます。

事務事業の再編・整理

- ・地方分権改革推進計画に基づく義務付け・枠付けの見直しによる自由度の拡大に伴い、行政改革を引き続き実施、PDCAサイクルを行うことで事業の継続性に評価をしていくとともに、事務事業のあり方を検討し、本市の実情にあった取組を進めます。
- ・各種事務事業の実施にあたっては、常にコストを意識しながら事務改善に努め、その効果的・効率的な実施に取り組みます。事務事業評価の実施により事務事業の必要性を見極め、効果の少ない業務、緊急性のない業務、単に慣例的に継続している業務等については、再編・整理、廃止・統合等の見直しを実施します。

透明性の確保

- ・個人情報保護対策と行政システムの信頼性の確保に努めるとともに、情報公開制度を適正に運用することで市民に対する説明責任を果たし、信頼と透明性のある行政運営を推進します。
- ・行政手続ルールの明確化や行政不服審査に対する体制を整備し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

民間活力等の活用

- ・社会経済情勢の変化に伴う行政需要の増加に対応し、簡素で効率的な行財政運営を行うため、公共的なサービスの提供にかかる行政と市民・民間事業者等との役割分担を明確にし、行政が担うべき役割の重点化とともに、市民との協働、民間事業者等の活力の活用を進めます。
- ・公の施設のあり方やその施設における事務事業の実施方法を利用者の立場に立って見直し、民間の管理により低コストで適正なサービスが提供できると判断された施設については、民間委託や施設の民間への処分等を積極的に進めます。

【主な取組】

- ・蒲郡市行政改革委員会
市民等で構成する委員会の提言等を市の施策に反映させる。
- ・機構改革の推進
- ・事務事業評価の継続実施
- ・個人情報保護制度、情報公開制度等の適正な運営
- ・民間委託の推進
- ・指定管理者制度の積極的な導入
- ・業務改善運動の継続実施
職員提案制度等を継続することにより、業務改善と職員の意識改革を行う。

2 人事管理

職員の育成と適正な人員配置

- ・新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するため、職員一人ひとりが専門性や政策立案能力を高め、市民と協働してまちづくりを推進するという意識を徹底させます。
- ・「能力を身につけ、発揮し、評価される」という人材育成型の職場風土を醸成し、職場の活性化につながる適材適所の人事配置を推進します。
- ・時代が求める職員としての資質を備え、組織や市民ニーズに的確に対応し、積極的に成果をあげることのできる人材の育成と確保を図ります。
- ・事務量に応じた人員配置について、弾力的な運用を進めることにより、さらなる事務の効率化を図ります。

職場環境の改善

【主な取組】

- ・職員研修の充実
常に研修内容を精査し、効果的な実施を目指す。
- ・安全衛生委員会
職員で構成する委員会の活動を通じて、職場環境の改善に努める。

-
- ・ 仕事と生活の調和を図るため、事務の簡素化、効率化等による時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進など総労働時間の短縮に取り組むとともに、職員が生き生きと働ける環境づくりに向けて、職場環境の改善に取り組みます。

9 財政

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

厳しい財政状況から脱却し、事務改善や経費節減に加え、行財政改革を進め、「真の自立できる蒲郡市」となっています。

資金計画・中長期の財政計画により、計画的な予算執行が行われています。

現状と課題

- ・国、地方における厳しい財政状況、さらには社会経済情勢の中長期の予測が困難な中、地方分権時代にふさわしい自立できる財政運営が求められています。特に急速な少子高齢化の進行により、社会保障費は増大しつつも、財源や人的資源は限られており、事務事業の再編、選択、整理を進めることが喫緊の課題です。
- ・過去、景気対策等により発行した地方債の元利償還が財政を圧迫する要因となっていますので、公共施設の老朽化に伴う改修・改築は計画的に行う必要があります。
- ・雇用需要の拡大や地域の活性化を促進するためにも、新たな企業誘致を積極的に行い、自主財源の柱である市税収入を伸ばすことも重要です。
- ・年度間の財源の不均衡を調整するために設けられている財政調整基金は枯渇状況にあり、難しい財政運営を迫られています。
- ・使用料、手数料等については、利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との“公平性”を維持するとともに、国・県及び他の市町村との均衡をはかり、適正な料金に設定する必要があります。

【施策の体系】

1	財源の確保
	自主財源の確保 依存財源の確保 収納率の向上
2	受益者負担の適正化
3	財政運営の効率化
	事務事業の合理化・効率化 補助金等の見直し 民間活力との連携
4	財政計画の策定

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、特別会計・公営企業会計等もあわせた連結決算により、蒲郡市の財政状況を、市民にわかりやすく公表しなければなりません。
- ・「公会計制度改革」により、行政においても職員一人ひとりが経営感覚を持ち合い、発生主義・複式簿記などの企業会計手法によるコスト分析とともに、資産や負債を正確に把握することが必要不可欠となっています。
- ・競艇事業は、レジャーの多様化・景気の動向に加え、ナイター開催場の増加などの外部要因もあり、今までのような売り上げは期待できないため、新たな顧客を開拓するなど、収益の増加を図らなければなりません。

施策の内容

1 財源確保

自主財源の確保

- ・幹線道路・港湾の整備を進めることにより、物流拠点施設や研究所などの新たな企業誘致にも積極的に取り組み、法人市民税をはじめ各税目の増収を図ります。
- ・新公会計による財務書類4表の作成・活用等を通じ、資産・債務の適切な管理を進めるとともに、「財産の管理」から「財産の有効活用」への検証を行います。とくに未利用地については、売却促進や暫定貸付などを進めていきます。
- ・競艇事業については、開場以来となる大規模な施設の改修により、若者や女性客など新たな顧客を開拓し、その収益から計画的に他会計に繰り出しができるようにします。

依存財源の確保

- ・三位一体改革以降、多くの権限移譲が進められましたが、地方交付税改革、補助金の一括交付金化など制度の見直しの動きに注視しつつ、市政運営の支障とならないように、国・県に対しては、引き続き必要な税源移譲を要望していきます。

収納率の向上

- ・自主納税意識の高揚を図るため、期限内納付の啓発活動や口座振替納税を一層働きかけるとともに、悪質な滞納者に対しては、財産の差押・インターネット公売等の滞納処分を実施します。
- ・また、滞納データを電子化し、その徴収を広域で行うことを推進していきます。

【主な取組】

- ・企業誘致の推進
- ・ポートセールスの充実
- ・財産の有効活用の推進
- ・納税推進委員の活用
- ・滞納管理システムの推進

2 受益者負担の適正化

- ・特定の行政サービスを受ける利用者に応分の負担を求めるため、対象となる施設の管理運営経費や証明書などを発行する使用料・手数料等については、コストを算定し、積算根拠を明らかにしながら、「受益者負担の原則」のもと定期的に見直しを行います。

【主な取組】

- ・使用料、手数料の見直し

3 財政運営の効率化

事務事業の合理化・効率化

- ・分野をまたぐ事務事業については、統合も視野に入れながら、相乗効果を高め、無駄を省きます。また、行政コスト計算書などを活用し、費用対効果を検証するとともに、限られた財源の中から事業を選択し、整理・廃止を進めていきます。
- ・耐用年数を経過する公共施設が多くなり、運営管理・修繕費の費用が増大しております。施設の更新時に合わせて、その規模を見直すとともに統廃合も検討します。
- ・義務的経費である人件費については、組織の簡素化を進め、計画的な定員管理を行います。
- ・厳しい財政の中、投資的経費については抑制しつつも、住民福祉の向上と都市基盤の充実を図るため、重要性及び投資効果などを総合的に検討し、効率よく計画的に推進します。

補助金等の見直し

- ・団体などに交付している補助金や負担金については、行政として対応すべき必要性、その効果、経費負担のあり方等について検証し、

【主な取組】

- ・事務事業評価の推進
- ・公共施設の統廃合の検討
- ・各種団体の補助金の見直し

常に見直しを行います。

民間活力との連携

- ・効率的に、またより質の高い行政サービス提供するため、地域住民や重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他の民間セクターとも協働し、相互に連携します。

・市民協働の推進

4 財政計画の策定

- ・各種プロジェクトを計画的に進めていくため、将来を見据えた資金計画・中長期の財政計画を策定し、わかりやすく公表していきます。
- ・特に、将来の負担となる地方債の発行については、世代間の公平性の観点のもと、計画的に行います。

【主な取組】

- ・蒲郡市財政健全化改革チャレンジ計画の改訂

【関連する計画等】

- ・蒲郡市財政健全化改革チャレンジ計画（平成23年度～平成25年度）

財政主要指標の推移

内容 (単位)	H17	H18	H19	H20	H21	早期健全化基準	財政再生基準
基準財政需要額(百万円)	11,807	11,812	11,761	11,148	12,115		
基準財政収入額(百万円)	10,650	10,893	11,255	12,013	10,820		
標準財政規模(百万円)	15,151	15,133	15,160	15,333	16,319		
経常収支比率(%)	95.4	90.8	93.9	92.6	92.3		
実質赤字比率(%)			5.23	6.68	4.81	12.71	20.00
連結実質赤字比率(%)			22.22	23.83	19.62	17.71	40.00
実質公債費比率(%)			6.6	5.1	4.2	25.0	35.0
将来負担比率(%)			48.5	5.2	3.0	350.0	

市税収入の推移

内容	H17	H18	H19	H20	H21
個人市民税(百万円)	2,958	3,348	4,219	4,189	4,308
法人市民税(百万円)	885	831	966	923	672
固定資産税(百万円)	6,696	6,364	6,378	6,404	6,215
その他(百万円)	2,060	2,049	2,052	2,067	2,012
合計(百万円)	12,599	12,592	13,615	13,583	13,207

資料編

資料 1 総合計画審議会 開催経過

回	日時	主な議題
第 1 回	平成 22 年 2 月 22 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次総合計画策定基本方針及びスケジュールについて ・第三次総合計画の評価・検証について ・蒲郡市の現況について ・第四次総合計画策定に係る市民アンケート及び市民意識調査の結果について
第 2 回	平成 22 年 4 月 2 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回総合計画審議会の議事内容の確認 ・総合計画の構成及び総合計画審議会スケジュールの確認 ・総合計画の役割と位置づけ ・第四次総合計画策定に係る市民アンケート及び市民意識調査の結果 ・蒲郡市の現状と主要課題について
第 3 回	平成 22 年 5 月 24 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案について
第 4 回	平成 22 年 6 月 28 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案について
第 5 回	平成 22 年 7 月 26 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案（土地利用計画）について ・基本計画案について
第 6 回	平成 22 年 8 月 19 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画案について
第 7 回	平成 22 年 10 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策プログラム案について
第 8 回	平成 22 年 11 月 22 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画案について
第 9 回	平成 22 年 12 月 10 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

資料2 総合計画審議会 委員

は会長、 は会長の職務代理者

区 分	所 属	役職名	氏 名
市議会の議員	蒲郡市議会	副議長	喚田 孝博
	蒲郡市議会総務委員会	委員長	大竹 利信
	蒲郡市議会経済委員会	委員長	土屋 善旦
	蒲郡市議会文教委員会	委員長	大向 正義
市教育委員会の委員	蒲郡市教育委員会	委員長職務代理者	小林 静子
市農業委員会の委員	蒲郡市農業委員会	会長	坂部 哲雄
市の区域内の公共的 の役員及び職員	蒲郡市総代連合会	会長	山本 喜是
	蒲郡商工会議所	副会頭	小池 高弘
	蒲郡市観光協会	専務理事	遠山 憲章
	蒲郡市漁業振興協議会	会長	小林 俊雄
	蒲郡市農業協同組合	理事	小田 妙子
	蒲郡市小中学校PTA連絡協議会	会長	広中 克幸
	蒲郡市女性団体連絡協議会	会長	志賀 笑子
	蒲郡市社会福祉協議会	会長	富田 忠男
	がまごおり市民まちづくりセンター	職員	金子 哲三
	蒲郡市行政改革委員会	委員	大竹富三江
	蒲郡国際交流多文化共生部会塩津教室	代表	細江 詢次
市の職員	蒲郡市	副市長	稲葉 正吉
学識経験を有する者	名古屋産業大学	教授	和泉 潤
	愛知工科大学	准教授	杉森 順子

資料3 市民ワークショップ調査 結果概要

1 実施概要

蒲郡市第四次総合計画の策定にあたり、現在、様々な分野で市民主体のまちづくり活動に取り組んでいる市民の皆さんから、今後のまちづくりに向けた行政との協働による施策・事業のアイデアなどについてご意見を頂くことを目的として「市民ワークショップ」を開催しました。計5回の開催を通じて、25名の市民が参加して活発な意見交換会を行いました。

【開催経過】

回数	日時	主な分野・テーマ
第1回	平成22年2月19日(金)	・健康づくり、スポーツ ・市民活動を支援する中間支援のあり方
第2回	平成22年3月16日(火)	・市民文化、図書行政
第3回	平成22年3月19日(金)	・地域福祉 ・市民・団体同士の交流促進
第4回	平成22年3月23日(火)	・教育・学習支援 ・不登校児童・生徒のサポート
第5回	平成22年3月24日(水)	・子ども達の食育 ・食を通じたまちづくり(郷土食、特産品など)

2 主なご意見

(1) 今後のまちづくりのアイデア

【子育て・教育 に関するご意見】

- ・子ども達の社会性を高めるために、文化やスポーツとの連携が欠かせない。
- ・食を通じて地域のよさを教えて理解させたい。
- ・不登校やひきこもりの学習支援や社会復帰に向けて、まちづくりなどへの社会貢献によって対価(地域通貨など)を得る経験を積めるような仕組みが求められる。

【食を通じたまちづくり に関するご意見】

- ・子どもを対象にして、子供料理教室の開催や、安全・安心な保育園のおやつ開発、蒲郡ならではの郷土の産物料理開発などに取り組みたい。
- ・地元の特産物を有効に活用・PRして観光振興にも結びつけたい。
- ・介護食や老人食などの調理方法などレシピ作成に取り組みたい。

【地域福祉 に関するご意見】

- ・様々な人々のネットワークづくりや担い手の育成を図り、地域密着による福祉循環型のまちづくりを確立したい。

【文化振興 に関するご意見】

- ・図書に関する公共サービスの充実にむけて、中長期ビジョンの共有や環境整備においてコンセプト・機能・設計などへの参画など、市民ニーズとしての調査だけではない市民力による展開が求められる。
- ・子どもの健全育成にむけて、学校図書館への司書教諭の配置やボランティアの育成などを行い、文化活動の充実を図ることが重要である。

【スポーツ振興 に関するご意見】

- ・ボランティアによる総合地域スポーツクラブの創設などを通じて、地域からのスポーツ選手を育成する。また、そのためには、利用者ニーズを踏まえ長期的な視野からスポーツ施設の改修も必要である。

(2) 協働の推進にむけた課題

【現場における市民ニーズの把握】

- ・現場における丁寧なニーズ把握と各セクター間のビジョンの共有の仕組みが求められる。
- ・行政は、今以上に市民からの声を聞く耳と仕組みを持ち「共に作りあげる」組織をめざすべきだ。
- ・誰が必要としているのかを見つめなおし、誰のために誰が実施するのか議論する必要がある。

【各種組織の連携の促進】

- ・税金による公共サービスに限界があることを認識し、民間や地域を巻き込んだ取り組みを早期に着手する行動が必要である。
- ・地域社会における課題改善に向けて市民・企業・行政などミッションの異なる各セクターとの密接な連携が求められている。
- ・行政における組織間の連携や市民活動への理解と協力、既存団体における考え方の転換が必要である。
- ・「引きこもり」問題など、公益性が高い現代社会の各種課題について、これまでは行政の役割が中心であったが、今後は市民事業により協働による課題解決が求められる。

【交流・連携の場づくり】

- ・人と人が出会い、集い続けることができる場を作りたい。
- ・世代をこえた交流の機会の創出や、出会いの拠点となる場の整備も重要なテーマになる。
- ・市民団体やNPO法人の関係者には、まちづくりのリーダーとして、自らが地域の核となって各種団体同士の交流の輪をひろげてもらいたい。

【新たな公を担う人材育成】

- ・利用者である市民が公共事業の一部を担う（市民事業）可能性が高まっている。
- ・自分の能力を活用し、趣味の範囲を超えた社会活動にまで展開されている例も多い。
- ・市民の経験やノウハウをまちづくりの資源として生かしていくのであれば、生涯を通して教育機関との連携や習得機会などが必要である。
- ・指定管理者制度など民間委託による施設の管理・運営を踏まえて、市民から要望を把握するだ

けではなく、市民自らが担い手となってもに進めることが必要である。

【市民団体等が活動しやすい環境づくり】

- ・ N P Oの自由度や可能性を活かす地域環境作りが必要である。
- ・ 市民活動やN P Oなどでも広域化へのニーズ変化が現れている。市内のみの視点ではなく、広域化することによる公共の充実への理解と支援を始める必要性を感じる。
- ・ 市民活動やN P Oを第3のセクターとして位置づけて、活動を評価し環境充実を図ることの必要性を強く感じる。
- ・ 「市民と共に歩むまちづくり」を推進するためには、経験の浅い市民団体やN P Oにとっては、行政から公的な「信用」や「信頼」などのお墨付きを得ることが、円滑な事業推進に結びつく。
- ・ 「新しい公共」に関する評価についても、行政サービスも含め、市民と行政で基準づくりを検討する必要がある。
- ・ 若者が市民事業に魅力を感じ、地域づくりの継続的に関われる雇用環境の充実など、働く場としての環境を整備する必要がある。

資料 4 用語解説

あ行

ICT	Information and Communication Technology の略。情報(Information) や通信(Communication) に関する技術の総称。
アンチエイジング	加齢による身体の機能的な衰え(老化)を可能な限り小さくすること。
一部事務組合	2以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体。
インタラクティブ	英語で「双方向に作用する」という意味で、情報用語としては、ユーザーの選択に応じて、表示される画面など情報の内容が刻々と変化すること、といった意味である。
インバウンド	訪日外国人旅行のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅等が含まれる。
AED	自動体外式除細動器のことで、2004年7月から、一般人の使用が認められている。空港や駅、集会場やスポーツ施設などに設置が進んでいる。
エコツーリズム	環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム(旅行、リクリエーション)のことである。エコツーリズム推進法が成立し2008年に施行された。
SNS	Social Networking Service の略で、インターネット上に交流の場を提供するサービスのこと。
NPO	営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人(NPO法人)だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。

か行

介護給付	障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、生活介護等のサービスの総称のこと。
介護予防	介護が必要となることをできる限り防ぎ、遅らせること。また、介護される状態がそれ以上悪化しないよう維持・改善を図ること。介護保険法に基づき、予防給付のサービスを提供するとともに、地域支援事業では、要支援・要介護にならないための事業を実施する。
蒲郡市都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもの。
義務的経費	地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費・扶助費・公債費の3つからなる。
共生	複数種の生物が、相互に作用し合いながら同じ場所で生活すること。
協働	共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ること。
クラウド・コンピューティング	インターネットのなかにあるサーバーなどの様々なリソースを利用してデータ処理するサービス全般のこと。
グレーゾーン金利	利息制限法が認めた上限金利(年15~20%)より高く、出資法が認めた上限金利(年29.2%)以下の金利帯。
経常収支比率	人件費、公債費等の経常的な経費に、市税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合を示す。財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があるといえる。
ケースワーカー	各地方自治体の福祉事務所で社会福祉士として勤務する公務員のこと。地域で福祉サービスを必要としている人の相談に乗り、保育所などの福祉施設の入所や生活保護を必要とする人への適用手続きをする。

権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
5 R	5 Rとは、「リデュース・Reduce」「リユース・Reuse」「リサイクル・Recycle」の3Rに「リフューズ・REFUSE」「リペア・REPAIR」を加えたもののことで、この頭文字をとって「5R」と呼んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミを減量（リデュース・・・Reduce） ・モノを繰り返し使う（リユース・・・Reuse） ・資源の再生利用（リサイクル・・・Recycle） ・ゴミになるものを拒否する（リフューズ・・・REFUSE） ・修理しながら長く使い続ける（リペア・・・REPAIR）
広域協議会	事務の共同処理方式の一つで、地方公共団体の事務の一部を共同して処理するために設置する組織（法人格は有しない。）。当地域では、東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）の自治体及び、商工会議所・商工会において「東三河広域協議会」を設置している。
広域連合	2以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体（一部事務組合よりも広域で処理するときに設立されることが多い。）
コミュニティ	人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域や人々の集団のこと。地域社会・共同体などと訳される。地域において、まちづくりに関する活動（コミュニティ活動）に取り組む団体を指して用いられることもある。
コミュニティ活動	自治会活動、防犯・防災活動、健康づくり活動、環境美化活動、レクリエーション活動など、地域内の住民の相互扶助により、よりよい環境や心豊かな生活を営むことができる地域社会（コミュニティ）を創るための活動のこと。
コミュニティ推進協議会	防災・環境美化・レクリエーション活動など、市民が地域をよりよくするために実施するコミュニティ活動を地域一体となって行うために設立された組織のこと。
コンシェルジュ	ホテルで、泊まり客の求めに応じて、街の地理案内や交通機関・観劇の切符の手配などをする係。
コンベンション	各種大会や会議、見本市、イベントなどの催しのこと。

さ行

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数。「1」以上の団体は、地方交付税の不交付団体となる。
里親制度 （アダプトプログラム）	市民団体、企業等が道路や公共空間に植えられた植栽等の“里親”となって、清掃等を行うボランティア制度。
産業クラスター	限られた地域の産官学が互いに競争、協力しながら技術革新（イノベーション）を重ね、新たな商品やサービスを生み出すことで産業育成と地域振興を目指す概念のこと。産地企業集積といわれることもある。
CPR	心肺蘇生法のこと。呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人の救命へのチャンスを維持するために行う呼吸及び循環の補助方法。
自主財源	市税等、地方公共団体が自主的に収入する財源のこと。
持続可能性	持続可能性（サステナビリティ：sustainability）は、人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるかどうかを表す概念である。経済や社会など人間活動全般に用いられるが、特に環境問題やエネルギー問題について使用される。
自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。財政健全化法では、財政の健全度を診断する4指標の一つで、この指数が25%を超えると早期の健全化を求められる。

シティープロモーション	都市の活性化促進のために、宣伝材料となる資源や魅力を確認し、それらを効果的に宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。
児童クラブ	両親が勤めに出ている学童を、放課後、保護者に代わって保育すること。
障害者自立支援法	障害の種別で区別することなく、障害のある人等が能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした法律のこと。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。財政健全化法では、財政の健全度を診断する4指標の一つで、この指数が350%を超えると早期の健全化を求められる。
食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。
親水空間	治水機能だけでなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間
スクールカウンセラー	不登校や校内暴力などへの対策として文部科学省が小中高校への配置をすすめている心理学の専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。
セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証などのこと。
ゼロ・エミッション	1992年のリオデジャネイロで開催された地球サミットを受けて、94年に国連大学が発表した「ゼロ・エミッション研究構想」から生まれた言葉。「emission」は「放射(物)」「発散(物)」「排気」等を意味し、廃棄物等をゼロにしようとする考え方のこと。

た行

第2種漁港、第3種漁港	漁港の種類はその規模や利用形態などにより第1種から第4種までの4種類に分類されている。 ・第1種漁港：規模が小さく地元漁船が主に利用するもの ・第2種漁港：第1種と第3種との中間的なもの ・第3種漁港：最も規模が大きく、利用範囲が全国的なもの。 ・第4種漁港：離島・辺地であって漁場の開発や、漁船の避難上特に必要なもの
多重債務	複数の消費者金融や信販会社などから借り入れること。
多自然型の河川改修工事	地域のさまざまな生物が安定的に生存できる川づくりをめざし、河川の整備にあたって、できるだけ自然の要素を採り入れる観点から自然の持つ営力を生かせる方策を選択、そこに生息する生物を考慮し、河道の形成を図る。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置されている。
地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、さまざまなスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。
チャレンジショップ	商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援のための事業。
ツイッター	2006年7月にObvious社(現Twitter社)が開始したサービスで、個々のユーザーが「ツイート」と呼ばれる短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーション・サービスのこと。

定住自立圏構想	大都市への人口流出を防ぎ、地方への人の流れを創出するため、人口5万人程度の中心市と周辺市町村とが「協定」を結び、役割分担して医療や交通・情報ネットワークなどさまざまな都市機能を整備し、自立した「圏域」をつくる制度。
低炭素社会	地球温暖化の原因の一つとされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。
投資的経費	道路、橋りょう、学校等公共用又は公用施設の新増築等の普通建設事業費、災害復旧事業費等のこと。
道州制	現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、現在の都道府県より高い地方自治権を与える将来構想上の制度。
特定健康診査・特定保健指導	40歳以上74歳以下のすべての被保険者や被扶養者に対して、年1回、メタボリックシンドロームに関連する健康診査を実施することが、平成20年度から制度化された。健診後、生活習慣病の発症リスクの度合いに応じて2グループに階層分けされ、それぞれ保健指導が提供されることとなった。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行うこと。
都市計画道路	「都市の基盤的施設」として都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが「都市計画決定」され、整備される道路のこと。
都市計画提案制度	都市計画法により、土地の所有者やまちづくりNPO等が一定の条件を満たした場合に、県または市に対して都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。
DV (ドメスティックバイオレンス)	夫婦や恋人、元夫婦や元恋人等、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

な行

ニート	15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。
ニュースポーツ	日本において20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群をいう。1979年に最初に用いられた和製英語で、その数は数百種類におよぶ。軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれ、一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞の機能が低下したために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)のこと。かつては、痴呆症と呼ばれていた。
ノーマライゼーション	1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共に営むのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる
ノルディックウォーキング	スキー用スティックを使い早歩きで街中を歩くウォーキングの新しい方法。足腰への負担が少ない。

は行

パーク&ライド	自宅から家用車で最寄りのバス停まで行き、車を駐車させた後、バスを利用して都心部の目的地に向かうシステム。
パートナーシップ	市民、コミュニティ、NPO、事業者など地域づくりを担うさまざまな主体と行政が、それぞれの役割と責任を認識し、自らの意思で、それぞれが有する特性や能力を生かしながら地域の課題を解決するために、相互に信頼し合い、対等な立場で連携・協力すること。「市民協働」とも言われる。
バイオマスエネルギー	穀類や植物類等の生物資源を利用してつくられるエネルギーのこと。

ハザードマップ	火山噴火・地震・台風などがおきた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したものを。防災に役立てるために避難場所や避難経路なども書き込んだものを防災マップと呼ばれる。
パブリックコメント	Public Comment（意見公募手続）とは、公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。
バリアフリーポンツーン	段差解消のためのスロープやエレベーターが設置された浮棧橋。
PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
ヒートアイランド	都市の中で発生する人工熱や大気汚染、建築物などの影響で、都市上空を周囲より高温な空気が島状に覆っている状態をさす。
ビオトープ	「野生生物の生息する空間」を意味し、小面積でも野生生物が豊かな自然環境をつくりあげている空間のこと。
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手伝いをできる人（援助会員）がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織。
扶助費	生活保護法・児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や子ども手当などの支給のほか、市が単独で行う各種扶助のための経費。
ブランド商店街	愛知県が平成18年度新規事業として地域の食・人・物・文化・歴史等を活かすなど、特徴ある取り組みをしている商店街を「ブランド商店街」として認定、顕彰するもの。
フリーター	定職につかず、アルバイト等で生活費を得ている人をいう。
ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、マリンレジャーや漁業体験など心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ブログ	継続して更新される日記形式のウェブサイト（ホームページ）の総称。また、そうした個人の日記形式のサイトを公開するためのソフトウェアや、それを使ったサービスの名称のこと。
分流式	汚水と雨水を個々の管路で流下させる方法。
ヘルスツーリズム	健康サービスと観光サービスを複合したサービスのことで、旅行が心や体に対してよい効果を与える旅行のこと。
ポートセールス	自治体が管理・運営する港湾の利用促進を通じて、地域経済の活性化を進めるため、関連企業・団体などを対象に、各種航路の誘致や貨物の集荷など、府営港湾の利用を働きかけるセールス活動のこと。
ポートピア	競艇場外発売場のことで、競艇場以外の場所で勝舟投票券（舟券）の発売などを行うための施設。

ま行

緑の基本計画	都市緑地法第4条に規定させた「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」となるもので、緑地の保全や緑化の推進、公園整備等に関して、その将来像、目標、施策などを定めるもの。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------

や行

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
------------	-------------------------------------------------------------------

ら行

ライフライン	都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送等をいう。
六次産業	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。
ロングステイ	長期滞在の意味で、現在の生活を田舎や海外に移して生活すること。

わ行

ワーキングプア	正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いてもギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、地域活動等）」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」か、という二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。